

平成 2 8 年第 3 回西予市議会定例会会期日程表

会期 9 月 1 日（木）～ 9 月 2 0 日（火）

（会期 2 0 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9 月 1 日	木	本会議（開会）	・ 全員協議会（午前 9 時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決 ・ 各委員会協議会
9 月 2 日	金	休 会	
9 月 3 日	土	休 会	
9 月 4 日	日	休 会	
9 月 5 日	月	本 会 議	・ 代表質問 ・ 一般質問
9 月 6 日	火	本 会 議	・ 一般質問
9 月 7 日	水	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑・各委員会付託
9 月 8 日	木	休 会	
9 月 9 日	金	常任委員会	
9 月 1 0 日	土	休 会	
9 月 1 1 日	日	休 会	
9 月 1 2 日	月	常任委員会	
9 月 1 3 日	火	常任委員会	予備日
9 月 1 4 日	水	休 会	
9 月 1 5 日	木	休 会	・ 討論通告〆切
9 月 1 6 日	金	休 会	
9 月 1 7 日	土	休 会	
9 月 1 8 日	日	休 会	
9 月 1 9 日	月	休 会	
9 月 2 0 日	火	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午後 1 時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採択

平成28年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年9月1日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 会 平成28年9月1日

午前10時00分

1. 散 会 平成28年9月1日

午後 1時53分

1. 出 席 議 員

1 番 宇都宮 久見子

2 番 信 宮 徹 也

3 番 宇都宮 俊 文

4 番 加 藤 美 香

5 番 中 村 一 雅

6 番 河 野 清 一

7 番 佐 藤 恒 夫

8 番 山 本 英 明

9 番 竹 崎 幸 仁

10 番 小 玉 忠 重

11 番 源 正 樹

12 番 井 関 陽 一

13 番 菊 池 純 一

14 番 中 村 敬 治

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 小 野 正 昭

18 番 宇都宮 明 宏

19 番 森 川 一 義

20 番 藤 井 朝 廣

21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

7 番 佐 藤 恒 夫

8 番 山 本 英 明

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 保 木 俊 司

総務部長兼 宗 正 弘

企画財務部長 山 口 正 人

会計管理者 三 好 敏 也

公営企業部長 二 宮 紀 夫

産業建設部長 酒 井 信 也

生活福祉部長 松 川 伸 二

明 浜 支 所 長 道 山 升 文

野 村 支 所 長 尾 下 孝 二

城 川 支 所 長 田 村 剛

三 瓶 支 所 長 西 本 喜代人

消防本部消防長 西 川 傳

総 務 課 長 宇都宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程			
1	会議録署名議員の指名 (7番 佐藤恒夫、8番 山本英明)	議案第128号	平成28年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)
2	会期の決定 (9月1日～9月20日 20日間)	議案第129号	平成28年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第1号)
3	議案第113号 西予市衛生センター工事 変更請負契約について	議案第130号	平成28年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)
4	議案第114号 西予市いじめ問題再調査 委員会条例制定について	議案第131号	平成28年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第2号)
	議案第115号 西予市税条例の一部を改 正する条例制定について	議案第132号	平成28年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第1号)
	議案第116号 西予市国民健康保険税条 例の一部を改正する条例 制定について	8 認定第 1号	平成27年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第117号 西予市立学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正す る条例制定について	9 認定第 2号	平成27年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第118号 西予市社会体育施設条例 の一部を改正する条例制 定について	認定第 3号	平成27年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
5	議案第119号 愛媛県市町総合事務組合 規約の変更について	認定第 4号	平成27年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
	議案第120号 愛媛県市町総合事務組合 の共同処理事務構成団体 からの脱退に伴う財産処 分について	認定第 5号	平成27年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第121号 八幡浜地区施設事務組合 規約の変更について	認定第 6号	平成27年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
	議案第122号 八幡浜市と西予市との間 における可燃ごみ処理事 務の委託に関する規約の 変更について	認定第 7号	平成27年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
6	議案第123号 平成28年度西予市一般 会計補正予算(第4号)	認定第 8号	平成27年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
7	議案第124号 平成28年度西予市授産 場特別会計補正予算(第 2号)	認定第 9号	平成27年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入
	議案第125号 平成28年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第1号)		
	議案第126号 平成28年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第1号)		
	議案第127号 平成28年度西予市国民 健康保険特別会計補正予		

		歳出決算の認定について
認定第	10号	平成27年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
認定第	11号	平成27年度西予市水道 事業会計決算の認定につ いて
認定第	12号	平成27年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて
認定第	13号	平成27年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について
10 報告第	8号	平成27年度西予市一般 会計継続費精算報告につ いて
報告第	9号	平成27年度健全化判断 比率の報告について
報告第	10号	平成27年度資金不足比 率の報告について
報告第	11号	西予市土地開発公社の経 営状況について
報告第	12号	株式会社野村町地域振興 センターの経営状況につ いて
報告第	13号	株式会社エフシーの経営 状況について
報告第	14号	株式会社城川ファクトリ ーの経営状況について
報告第	15号	株式会社どんぶり館の経 営状況について
報告第	16号	あけはまシーサイドサン パーク株式会社の経営状 況について
報告第	17号	株式会社グリーンヒルの 経営状況について
報告第	18号	一般財団法人宇和文化会 館の経営状況について
報告第	19号	西予CATV株式会社の 経営状況について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名				高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）
2	会期の決定			議案第129号	平成28年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第1号）
3	議案第113号 西予市衛生センター工事 変更請負契約について			議案第130号	平成28年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第1号）
4	議案第114号 西予市いじめ問題再調査 委員会条例制定について			議案第131号	平成28年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第2号）
	議案第115号 西予市税条例の一部を改 正する条例制定について			議案第132号	平成28年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算（第1号）
	議案第116号 西予市国民健康保険税条 例の一部を改正する条例 制定について	8	認定第 1号		平成27年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第117号 西予市立学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正す る条例制定について	9	認定第 2号		平成27年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
5	議案第119号 愛媛県市町総合事務組合 規約の変更について		認定第 3号		平成27年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第120号 愛媛県市町総合事務組合 の共同処理事務構成団体 からの脱退に伴う財産処 分について		認定第 4号		平成27年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
	議案第121号 八幡浜地区施設事務組合 規約の変更について		認定第 5号		平成27年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第122号 八幡浜市と西予市との間 における可燃ごみ処理事 務の委託に関する規約の 変更について		認定第 6号		平成27年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
6	議案第123号 平成28年度西予市一般 会計補正予算（第4号）		認定第 7号		平成27年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
7	議案第124号 平成28年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 2号）		認定第 8号		平成27年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
	議案第125号 平成28年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算（第1号）		認定第 9号		平成27年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
	議案第126号 平成28年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）		認定第 10号		平成27年度西予市簡易
	議案第127号 平成28年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第2号）				
	議案第128号 平成28年度西予市後期				

		水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第	11号	平成27年度西予市水道事業会計決算の認定について
認定第	12号	平成27年度西予市病院事業会計決算の認定について
認定第	13号	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
10 報告第	8号	平成27年度西予市一般会計継続費精算報告について
報告第	9号	平成27年度健全化判断比率の報告について
報告第	10号	平成27年度資金不足比率の報告について
報告第	11号	西予市土地開発公社の経営状況について
報告第	12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
報告第	13号	株式会社エフシーの経営状況について
報告第	14号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について
報告第	15号	株式会社どんぶり館の経営状況について
報告第	16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
報告第	17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
報告第	18号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
報告第	19号	西予CATV株式会社の経営状況について

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより平成28年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成28年西予市議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入りまして朝夕は涼しさを感じますが、まだまだ厳しい暑さを日中感じるところでございます。ことしの夏は連日の猛暑と雨不足が続いたことから、県内各地で渇水対策本部が設置され、西予市におきましても8月16日にJAひがしうわで渇水対策本部、そしてJAにしうわでは干ばつ対策本部が設置されました。幸いにも先日の降雨により一息ついた状況となっておりますが、かんきつ栽培農家等への影響が心配されているところであり、市といたしましても速やかな対策がとれるよう関係機関と連携して取り組みたいと考えております。

さて、先週8月27日土曜日、明浜町俵津の野福峠におきましてえひめいやしの南予博2016の自主企画プログラムとして3.5キロメートルの流しそうめんにチャレンジするイベントが行われ、約400人の参加者でにぎわいました。私も個人的に参加し、高低差が130メートルあるスタート地点からゴールまでを歩き、野福峠の絶景とつづら折りとなった竹樋の絶妙な景色を堪能してまいりました。そうめん流しは多くの参加者が注目する中、予定時間をオーバーしましたが2時間15分の時間を要しながらも無事成功することができました。このイベントは地域おこし協力隊の隊員が発案し、地元住民の皆さんが力を合わせて約半年をかけて取り組まれたものでありましたが、こうした活動が過疎化の進む地域に元気を取り戻すきっかけとなり、活性化につながっていくものと期待をしているところであります。

また、8月28日の日曜日には西予市の宇和運動公園をメイン会場としまして市内11カ所のサブ会場と連携し、97機関、約5,800人が参加して平成28年度愛媛県総合防災訓練が開催されました。今回の訓練は大雨による土砂災害と四国沖を震源とする大規模地震、津波による複合災害を想定しての大きな訓練でありました。当

日は市民の皆様のご協力をいただき、想定されておりました全ての訓練が滞りなく実施されました。しかし、広大な面積を持つ本市において大規模災害時における対応は複雑かつ困難な状況を想定しておかなければなりません。今回の訓練等を通じまして大規模災害時における避難対応の実効性を高めていくことの重要性和西予市全体の防災訓練に取り組む必要性を痛感したところであり、その成果や課題を検証した上で今後自主防災組織の皆さんと具体的協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例議会でございますが、代表質問及び一般質問に対する答弁とともに、補正予算案を中心に議案20件、歳入歳出決算など認定13件並びに出資法人等の平成28年度経営状況などの報告12件、計45件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明をさせていただきますので、何とぞ慎重にご審議いただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

7番佐藤恒夫君、8番山本英明君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月20日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から9月20日までの20日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第113号「西予市衛生センター工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第113号「西予市衛生センター建設工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、平成26年第3回定例会において議決をいただき、請負金額2億1,680万円でクボタ環境サービス株式会社中国支店支店長河村豊氏と契約を締結し、来年4月の稼働を目指して建設工事を進めているところでございます。

当施設は、県内外から訪れる道路利用者に対して観光、休憩機能を提供する道の駅どんぶり館と隣接していることから、今回の変更契約により汚泥再生処理施設のイメージを払拭し、道路利用者と市民が集える憩いの場を設けるものでございます。

詳細につきましては、道の駅どんぶり館と西予市衛生センターを結ぶ橋梁工事への変更、処理棟エリアと緩衝エリアとの間への擁壁設置、放流管埋設ルートの変更及び水道本管埋設工事を追加することから、工事請負費2億6,892万円を増額し、請負金額2億3,572万円とする工事請負仮契約を去る平成28年8月17日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第113号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第113号「西予市衛生センター工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第113号は原案のとおり決定いたしました。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第114号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」から議案第118号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第114号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、国や県においていじめ防止等のための基本的な指針が示され、西予市教育委員会においても平成28年3月に西予市いじめ防止等のための基本的な方針を策定したところでございます。

推進法では、第28条において重大事態が発生した場合は当該重大事態の調査を教育委員会に義務づけており、その調査結果の報告を受けた市長は同法第30条の規定により附属機関を設けてその調査結果について調査を行うことができる旨を定めています。今回この再調査等を行う委員会を設置するため本条例を制定するものであります。

続きまして、議案第115号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴うものであります。

主な改正内容につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定された特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第116号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、所得税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴うものでございます。

主な改正内容につきましては、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第117号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、少子化の進展に伴います学校の小規模化や少人数化など教育環境の著しい変化に対応するため、西予市小学校再編計画に基づき市内小学校の再編を進めているところでございます。

このたび西予市立明間小学校を平成29年4月1日より西予市立皆田小学校に統合することで同意を得ましたので、本条例の一部を改正するものでございます。また、学校施設としての明間小学校を廃止することに伴いまして、西予市立学校施設の開放に関する条例につきましても所要の改正を行っております。

続きまして、議案第118号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年3月末をもって閉校します明間小学校の運動場及び体育館につきまして当該施設を社会体育施設に転用し、今後も地域コミュニティの拠点として有効な活用を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第119号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」から議

案第122号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の変更について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 議案第119号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び議案第120号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西条市を日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民またはその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるとともに、脱退に伴う財産処分を検討するため、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により関係組合市町と協議を行う必要があることから同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第121号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の規約改正は、八幡浜地区施設事務組合が運営している休日夜間救急センターの名称を改称するものであります。

当センターは、休日及び夜間の時間外に入院や手術を伴わない1次救急的な患者を受け入れ、診察を行う機関として利用されておりますが、同センターが2次救急の市立八幡浜総合病院と隣接していることから入院や手術を要する患者まで受け入れ可能な2次救急施設として認識される方が多く見受けられ、混乱を与える状況となっております。そのため、1次救急である同センターの名称を1次救急休日夜間診療所に改めることにより2次救急である市立八幡浜総合病院との役割分担を明確にするため八幡浜地区施設事務組合規約の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第122号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本市の可燃ごみの焼却につきましては、旧野村町及び旧城川町については野村クリーンセンターにおいて処理をし、旧明浜町、旧宇和町及び旧三瓶町については地方自治法第252条の14の規定に基づき、合併前から八幡浜市へ可燃ごみの処理事務を委託し、八幡浜南環境センターにおいて焼却をしているところでございます。

しかしながら、本市の可燃ごみ処理施設である野村クリーンセンターは平成5年に稼働して以来、23年が経過しており、施設の老朽化が著しく、安心・安全な焼却処理を行うことが困難となるおそれがあることから、早急な対応を検討する必要があります。そのため、現在八幡浜市へ委託している可燃ごみ処理事務の区域を平成29年度から市全域に拡大するため、可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の一部を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第119号から議案第122号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第119号から議案第122号までの4件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第119号「愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」から議案第122号「八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の変更について」までの4件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第1

19号から議案第122号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

（日程6）

○議長 次に、日程第6、議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、去る8月2日に閣議決定された国の経済対策について若干触れさせていただきます。

現在の景気情勢は、少子・高齢化や潜在成長力の低迷といった構造的な要因もあり、個人消費や民間投資は力強さに欠ける状況にあります。また、世界経済の需要低迷と成長の減速によるリスクが懸念されるところであります。

そのような中、未来への投資を実現する経済対策として打ち出されたこの政策は当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億活躍社会の着実な実現につながる施策を中心として28兆円を超える事業規模となっており、一時的な景気の浮揚効果を狙うとともに中・長期的な構造問題の解決を図るための構造改革を加速化させることを掲げております。

その経済対策の柱として次の4点を上げられています。

1つ目に一億総活躍社会の実現の加速、2つ目に21世紀型インフラの整備、3つ目にイギリスのEU離脱に伴う不安定性などリスクへの対応並びに中小企業、小規模事業者及び地方の支援、4つ目に熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化であります。

主に地方において関連する項目として、一億総活躍社会の実現の加速では子育て、介護の環境整備、保育介護サービスに係る人材確保、女性活躍の推進、働き方改革の推進など、少子・高齢化社会において喫緊の課題となっている労働環境の充実と整備を図ることとしております。

21世紀型インフラの整備では、TPP協定の発効を見据えた農林水産業の競争力強化に向けたインフラ整備と農業所得の向上に向けた各種制度を見直すこととされております。地方の支援で

は、地方公共団体での先導的な取り組みを着実に強力で推進し、地域においてその特性を生かした付加価値の高い産業を形成することにより雇用機会を創出することとしております。経済対策にかかわる具体的措置として、先般閣議決定された秋の臨時国会で一般会計及び特別会計合わせて約4.5兆円となる第2次補正予算案が提出され、その中で未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創生として予算額900億円、事業費ベースで1,800億円の地方創生拠点整備交付金も計上されるようです。

本市としても積極的に事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

ほかにも、国では平成29年度予算の概算要求取りまとめの時期となっていることから、概算要求の内容が経済対策に合致するものは前倒しで補正予算に計上する可能性が高いと思われますので、国の概算要求の動向にも注視し、速やかな事業化の実現に向けて取り組めるよう対応したいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、国におきましては現在来年度予算の概算要求の時期となっておりますが、地方財政については厳しい見通しが示されております。当市におきましても、来年度以降の地方交付税につきましては合併優遇措置の段階的縮減や人口減少による影響も受け、相当に厳しい状況になると見込まれます。

現状では財政の健全化に関する各指標はともに健全性を保っているところですが、今後の先行きを鑑みますと一層の行財政改革の推進は避けては通れない状況であります。地方創生に積極的に取り組み、さらなる公共サービスの効率化や質の向上に努めつつ、引き続き行財政改革を進めてまいりますので、議員各位、市民の皆さんには一層のご理解、ご協力をお願いするところでございます。

さて、今回の補正予算案の概要でございますが、当初未確定または新規要望による国県補助事業の内示を受けたことによる事業費及び財源の調整、突発的な施設修繕及び施設更新経費等を計上し、また平成28年度決算に伴い繰越金の調整及び各特別会計への繰出金を調整するものであります。

主な内容といたしましては、地域振興対策として現在活動している地域おこし協力隊員が市内に

定住、起業するための支援経費、高齢者福祉対策として介護従事者の負担軽減を図る介護ロボット導入にかかわる支援経費、農業振興対策として地域の担い手となる営農組織等が計画する生産向上及び経営安定化を図るための低温冷蔵施設及び汎用コンバイン等の導入にかかわる支援経費、県営林道開設事業に関連する市道改良事業、経年劣化等による突発的な施設修繕及び設備更新等として城川清掃センターのプラスチック圧縮減容コン包機、三瓶文化会館空調設備等の設備更新、消防団詰所に配置する小型動力ポンプつき積載車の購入、小・中学校の校舎屋上防水修繕にかかわる経費等となっております。

なお、地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的、主体的な取り組みを支援する地方創生推進交付金事業の採択を受けた経済振興資金供給モデル事業のほか3事業について、財源の調整を行っております。また、地方財政法に基づき、平成28年度決算による預貯金の一部を財政調整基金に積み立てるとともに、今後の施設建設及び除去に備え、公共施設整備基金等への積み立てを行っております。

これらの事業の主な財源につきましては、地方創生推進交付金、各種の農業支援事業費県補助金、ふるさと応援寄附金、基金繰入金などの追加、前年度繰越金の確定額及び地方債の増額などであります。

これらの結果、歳入歳出予算の補正は既決いただいております歳入歳出の予算の総額にそれぞれ7億3,053万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を312億2,515万8,000円と定めるものであります。また、平成29年度から稼働します西予市衛生センターの運転管理業務及び助燃剤運搬業務につきまして、平成31年度までの3年間の債務負担行為を追加するものであります。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿って、まず歳出のほうから補足説明を申し上げます。

予算書の13ページをお開き願います。

まず、議会費、1項1目委員会事業69万4、

000円ですが、さきの6月定例議会で設置されました西予市環境衛生施設建設特別委員会の調査研究のための経費を計上いたしております。

続きまして、8項1目地域おこし協力隊事業549万7,000円ですが、現在活動している地域おこし協力隊員が任期満了後に市内に定住し、起業を計画するための経費について100万円を限度に補助するもので、今回2名分200万円を計上いたしております。また、隊員の起業、定住の支援を行うクラウドファンディング官民連携事業を活用し、当市隊員の起業資金として全国から集まった寄附金を該当する隊員に補助金として支出するもので、手続に要する経費と合わせまして394万7,000円も計上いたしております。

14ページをお開き願います。

続いて、3目バス路線維持対策事業であります。6月の梅雨前線豪雨による明浜町宮野浦田之浜間で大規模な崩落が発生し、一時バスの運行ができなくなったことから、通行どめ区間を迂回する路線を設け、タクシーを借り上げて運行したことによる経費63万2,000円を計上いたしております。

15ページをお開き願います。

民生費、1項2目地域介護・福祉空間整備推進事業92万7,000円ですが、市内の介護サービス事業所に対し介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助するもので、日常生活支援における移動支援、排せつ支援、見守りなどにおいて活用し、介護従事者の負担軽減を図るものであります。

続いて、衛生費、1項4目環境衛生費、田園ロマンの里づくり推進事業89万6,000円ですが、鶴のねぐらとなっている宇和町小野田地区の三蔵宮池にキツネなどが侵入し、ねぐらとしての安全が確保されていないため、防護柵を設置するものであります。地元の見守り隊に設置していただくことになっており、防護柵の材料費のみを計上いたしております。また、鶴の餌場である圃場付近においてカメラマンなどのマナー遵守を促すため、見守り隊用のジャンパー、帽子等を購入するものであります。

16ページをお開き願います。

2項2目城川清掃センター管理運営事業4,1

04万円ですが、プラスチック圧縮減容こん包機が設置後10年以上経過し、劣化が著しくなっており、部品供給も見込めず、修繕での対応が困難な状況になっていることから新規購入をするものであります。

続きまして、農林水産業費、1項3目農業振興費、農業用機械施設整備事業401万2,000円ですが、明浜町の農事組合法人が計画する低温冷蔵施設の整備経費の一部を補助するものであります。かんきつの高品質出荷、長期販売が可能となり、生産者の所得向上と組織経営の安定化を図るものでございます。

続いて、新規作物等産地育成事業118万9,000円ですが、薬用植物を専門に生産している生産組合が現在廃棄しているミシマサイコの葉、茎を乾燥させ、健康茶サイコとして販売するため県単事業を活用して葉、茎等を細断、乾燥、真空パックするための機械の導入経費に対して一部を補助するものであります。

続いて、担い手育成支援事業348万6,000円ですが、宇和町の営農組織が計画する汎用コンバインの導入経費の一部を補助するもので、地域の中心経営体が農地を集積して経営農地拡大を進め、より効率的、安定的な経営を図るものであります。

続いて、5目農地費、県単独土地改良事業71万3,000円ですが、県単独事業である水田地下水制御システム整備促進事業のモデル地区の選定を受け、宇和町内の営農組織が水田のフル活用を目的として地下水位を自由に設定できるシステムを整備するとともに、システム導入による農作物の生産性向上等を検証するもので、システムの導入に係る市の負担金を計上いたしております。

次に、9目農業施設管理費、ほわいとファーム運営管理事業128万4,000円ですが、ほわいとファームのレストラン入り口に設置しております冷蔵ショーケースは購入後16年が経過しており、老朽化が著しい状況となっております。故障もたびたび発生しておりますが、修理用の部品調達も困難となっており、営業を支障を来すことから、設備機器の更新を行うものであります。

続いて、17ページ、10目農村環境保全向上活動支援事業319万8,000円ですが

が、農地及び農業用施設の維持管理や修繕などによる長寿命化、地区の景観保全活動については各地域で組織的に活動いただいているところですが、そういった中で長寿命化に取り組む組織が増加したことから、交付金を増額するものであります。

18ページをお開き願います。

土木費、2項3目道路新設改良費、市道田之筋地区22号線改良事業1,000万円であります。平成27年度から着手されております県営林道田之筋溪筋線との接続地点までの約300メートルを林道の規格に合わせて整備を行うもので、今回測量設計等に係る経費を計上いたしております。

続いて、19ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、消防団装備整備事業827万8,000円ありますが、三瓶方面隊朝日分団第2部ポンプ自動車のポンプ内部が腐食し、現状での使用が危険であるため車両を更新するものであります。なお、消防活動における機動性など、地域の実情を反映し、小型動力ポンプつき積載車を購入することといたしております。

続いて、教育費の小学校費及び次の20ページの中学校費におきまして、屋上の一部が劣化し、雨漏りが生じている校舎の屋上防水修繕に係る経費を計上いたしております。宇和町小学校校舎で237万6,000円、野村中学校普通教棟で1,017万4,000円でございます。

続いて、6項3目文化施設運営管理費、三瓶文化会館管理運営事業1,987万2,000円ありますが、空調設備について館内の図書室、研修室、1階のロビー等、広範囲にわたる故障が生じたため、施設の利用に支障を来さないよう設備を更新するものであります。

21ページをお開き願います。

今回、平成27年度決算等に伴い基金への積み立てを行っております。諸支出金、財政調整基金につきましては、地方財政法第7条に基づき平成27年度決算による剰余金10億4,784万3,000円のうち、2分の1以上、5億2,400万円を積み立てるものでございます。

続いて、公共施設整備基金であります。公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化等に伴う今後の施設建設及び除却に備えて8,127万5,

000円を積み立てるものでございます。

続いて、ふるさと応援基金であります。クラウドファンディング官民連携事業により全国から集まったふるさと納税寄附金358万8,000円を積み立てるものでございます。

そのほか、平成27年度各特別会計決算に伴い、各特別会計への繰出金を調整いたしております。

また、国の地方創生推進交付金事業の採択を受けた当初予算で計上いたしておりました経済振興資金供給モデル事業、南予地区官民連携事業承継推進事業、都市計画策定管理事業、米博物館リノベーション事業の4つの事業において交付金の充実に伴います財源の調整を行っております。

予算書は前に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

主な歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金では民生費国庫補助金で介護ロボット等導入支援事業特例交付金92万7,000円、総務費国庫補助金で地方創生推進交付金2,467万5,000円を追加計上いたしております。

土木費国庫補助金、集約都市形成支援事業費国庫補助金は国からの内示により695万円を減額いたしておりますが、事業費につきましては先ほどの地方創生交付金を充当し、調整を図っております。

続いて、県支出金、農林水産業費県補助金でございます。次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費県補助金257万9,000円、担い手農地利用集積支援事業費県補助金214万5,000円など、県支出金合計で799万5,000円を増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

寄附金、ふるさと応援寄附金358万8,000円はクラウドファンディング官民連携事業によるふるさと納税寄附金であります。同ページの繰入金、特別会計繰入金では育英会奨学資金貸付特別会計の平成27年度決算による繰越金の確定により1,369万6,000円を増額いたしております。

一般廃棄物処理施設等建設基金繰入金は、城川清掃センターで設備更新を行いますプラスチック圧縮減容こん包機の導入経費に係る増額であります。

11ページをお願いします。

ふるさと応援基金繰入金は地域おこし協力隊員の起業に対する補助に係るものであります。

続いて、繰越金では、前年度の決算による剰余金の確定によりまして8億4,784万3,000円を増額いたしております。

続いて、6ページに戻ります。また、その詳細につきましては12ページでございます。

財源不足やそのほかの事業変更により財源調整も含めて必要最小限でより条件のいい交付税算入率の高い地方債の追加、変更の補正を行うものであります。

概要といたしましては、緊急防災減災事業債で820万円の追加、過疎対策事業債と旧合併特例事業債の調整額など合わせまして、地方債全体で1,060万円を増額するものであります。

最後に、10ページをお願いします。

これら全体の財源調整によりまして、財政調整基金からの繰入金を1億8,992万2,000円、地域振興基金からの繰入金を1,000万円、それぞれ減額いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明が終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第124号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」から議案第132号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第124号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ129万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,464万1,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第125号「平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。これによりまして、既決いただい

ております歳入歳出予算をそれぞれ2万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を253万9,000円と定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第126号「平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ1,369万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,485万円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第127号「平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の療養給付費等負担金等の返還額が確定したことにより償還金を増額するとともに、前年度決算による繰越金が確定したことから、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億3,080万4,000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を64億7,219万1,000円と定めるものでございます。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、前年度決算における繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金の調整と繰出金の調整を行うものでございます。これによりまして、既決いただいております俵津診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ108万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,173万2,000円とし、遊子川診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ596万円と定めるものであります。

なお、狩江診療所、高山診療所、惣川診療所、土居診療所、二及診療所及び周木診療所における施設勘定予算の補正につきましては、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

続きまして、議案第128号「平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1,641万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億5,156万9,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第129号「平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の確定及び前年度介護給付費の精算による介護給付費負担金の返還によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億337万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億1,096万3,000円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第130号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水施設使用料過年度分及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これによりまして歳入歳出予算総額の増減はございません。

続きまして、議案第131号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。ま

た、今年度当初予算で計上しております企業会計移行に伴う資産調査評価業務委託について、第2表のとおり債務負担行為を設定しております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 議案第132号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ111万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,459万2,000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時03分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時20分）

（日程8）

○議長 次に、日程第8、認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

○山口会計管理者 認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

お手元に、地方自治法に基づきます平成27年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただいておりますが、主にこれに基づきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページをお開きください。

平成27年度は「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」を基本理念とするマニフェスト2012の仕上げの年であるとともに、第1次総合計画の最終年度でありますことから、マニフェスト及び第1次総合計画に掲げました基本構想の実現に向け地域経済の状況や市の財政状況を直視した上でこれまでの取り組み実績と成果を踏ま

え、次の10年につながる施策の展開も視野に入れた市政運営に取り組んだところであります。

それでは、平成27年度一般会計の決算の状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況についてご説明し、主要な施策の成果につきましてもその概略をご報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は21ページをお開きください。

平成27年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額287億2,578万7,000円、歳出決算額275億1,988万5,000円、歳入歳出差し引き額12億590万2,000円となっておりますが、繰越財源1億5,805万9,000円を差し引きますと実質収支は10億4,784万3,000円となり、前年度と比較しますと歳入では1.7%、歳出では2.6%、それぞれの決算額が減少となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明いたします。

平成27年度の決算額は、前年度に対しまして4億9,170万4,000円減少しております。その主な要因といたしましては、森林蘇生緊急対策事業費の減による県補助金の減、基金繰入金において平成26年度に地域限定基金の整理を行ったことによる調整額分の減等によるものであります。

また、市税につきましては、市民税で個人、法人所得割が減となったこと等により前年度と比較しまして7,861万6,000円の減となり、30億5,599万9,000円となっております。

普通交付税は117億7,180万6,000円で、合併後10年が経過し、平成27年度より交付税算定上の財政的支援措置が5年間の段階縮減期間に入ったことにより、前年度と比較し1億2,009万円の減となっております。

歳入のうち81.1%を国や県に依存する本市におきましては、依然として財政基盤が脆弱な状況でありますことから、今後も国の歳入歳入一体改革や国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定されますとともに、合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮しますと予算

規模は縮小せざるを得ない状況となっております。

次に、地方交付税の状況についてご説明いたします。

資料は24ページをお開きください。

普通交付税につきましては、前年度と比較しまして全国総額ベースで0.8%の減、全国市町村平均で2.5%の減、愛媛県内市町平均で2.2%の減という状況の中で、本市におきましては平成27年度から普通交付税の一本算定へと段階的な減額が始まっておりますが、平成27年度は基準財政需要額に人口減少等特別対策事業費が設けられたこと、並びに公債費償還に係る需要額が増になったことにより、前年度と比較しまして1億2,009万円、率にして1%の微減にとどまり、117億7,180万6,000円となっております。

特別交付税につきましても、前年度と比較しまして全国総額ベースで0.8%減、全国市町村平均で0.9%減、愛媛県内市町平均では0.8%減という状況の中で、本市におきましては3.3%減の12億4,452万1,000円が交付されました。

また、臨時財政対策債発行可能額につきましては、前年度と比較しまして6%減の8億4,215万2,000円となり、これを含めた交付税総額は前年度に比べ1.5%減の2億1,539万9,000円の減少となっております。

次に、財政力指数の状況についてご説明いたします。

資料は25ページをお開きください。

本市の平成27年度財政力指数は、昨年度と同じく0.24で、平成26年度の全国市町村平均は0.49、平成27年度の県市町平均が0.44でありますことから、極めて脆弱な状況にあります。今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金による基準財政収入額に変化があるものの、人口の減少等により基準財政需要額が縮減傾向にありますため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されるところでございます。

次に、市債の状況について説明をいたします。

資料は26ページをお開きください。

市債の発行につきましては、野村小学校施設整備事業のほか、宇和運動公園及び宇和球場等のえ

ひめ国体施設整備事業、朝日文楽会館建設事業等の大型建設事業の実施によりまして、前年度と比較しまして6, 150万1, 000円、1.5%減の41億715万2, 000円となりましたが、地方債残高は前年度と比較して7億3, 282万3, 000円増の347億9, 593万5, 000円となっております。

次に、歳出決算の概要についてご説明をいたします。

資料は27ページをお開きください。

平成27年度の決算額は275億1, 988万5, 000円で、前年度と比較しまして7億2, 373万5, 000円、2.6%の減となっております。

その主な要因は、衛生費の汚泥再生処理施設整備事業、農林水産業費の森林蘇生緊急対策事業、消防費の防災行政無線デジタル整備事業、教育費の明浜地区小学校統合校舎建設事業の減によるものであります。

性質別決算額では、普通建設事業費が48億3, 285万8, 000円、人件費が44億4, 388万2, 000円、物件費が34億3, 191万2, 000円、公債費が37億2, 233万6, 000円で、これらの合計が歳出の59.7%を占めております。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は114億7, 858万4, 000円となっております。前年度と比較しまして、普通建設事業費では野村地域教育福祉複合施設建設事業及び野村小学校南校舎改築事業等の大型事業の完了、並びに防災行政無線デジタル整備事業及び明浜地区小学校統合校舎建設事業等の事業費が減少したことにより8億5, 941万8, 000円の減、積立金では財政調整基金等の積み立て増により2億169万9, 000円の増となっております。

目的別に見ますと、民生費が67億7, 462万4, 000円、公債費37億2, 203万6, 000円、教育費が43億6, 977万7, 000円、農林水産業費が24億5, 965万9, 000円で、これらの合計が歳出の6割以上を占めております。

次に、実質公債費比率の状況についてご説明をいたします。

資料は30ページをお開きください。

平成27年度の実質公債費比率は9.1%で、前年度より0.6%減となっております。これは公営企業償還債繰入金が減額となり、また普通交付税において合併算定がえにより減額となった一方で、標準税収入額等が増額となったことが主な要因となっております。今後は公営企業会計への繰出金が増加するとともに、普通交付税において合併算定がえの特別措置分が段階的に縮減されることにより、この比率は上がっていくと見込まれるところでございます。

次に、健全化判断比率の状況についてご説明をいたします。

資料は31ページをお開きください。

平成27年度決算における健全化判断比率は32ページの表のとおりであります。先ほど申し上げましたとおり実質公債費比率は前年度に比べ0.6%減の9.1%、将来負担比率は前年度に比べ7.2%減の50.2%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後一般会計における公債費の増加と特別会計等への繰出金のうち元利償還の財源に充てたと認められる額の増大等により実質公債費比率は上昇し、将来負担比率につきましても特別会計等への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少等により上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められるところであります。

このほか、単年度歳出額の性質別、目的別の内訳と前年度比較につきましては、28ページと29ページに記載をさせていただいております。また、過去5年間の一般会計の歳出性質別決算額及び自主財源と市債を除く歳入等の推移につきましても33ページに記載しておりますので、お目通しをいただけたらと思います。

特に歳出総額と市債を除く歳入との差が大きい場合は市債で補っているということでありまして、多額の地方債発行が続きますと地方債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。そのため、地方債発行につきましても、可能な限り有利な起債を利用し、後年度にできるだけ影響が出ないよう計画的に行っているところであります。

次に、主要な施策の成果について、その概略を

ご報告いたします。

資料の２ページにお戻りください。

平成２７年度の主な事業といたしましては、新市建設計画の基盤事業の実行をテーマとしました汚泥再生処理施設整備事業、漁港越波防止対策事業の推進、再生可能エネルギーへの挑戦をテーマとしましたバイオマスペレット生産利活用促進事業、住宅太陽光発電システム設置補助金事業の実施、減災のまちづくりをテーマとしました地域防災行政無線のデジタル化整備事業の推進、崖崩れ防災対策事業の実施、魅力あふれるまち創造・発信をテーマとしましたジオパーク推進事業、えひめ国体施設整備事業の推進、いい生活実感のある産業のまちづくりをテーマとしました卯之町「はちのじ」まちづくり事業、農業後継者育成事業の推進、米博物館リノベーション事業、官民連携事業としての事業承継支援事業の実施、次世代を育み、豊かに年を重ねるいい実感のまちをテーマとしました地域生活支援事業、放課後児童健全育成事業の推進、身近でいい実感の行政を目指すをテーマといたしましたせいの地域づくり交付金事業の実施、第２次西予市総合計画の策定、不易流行の文化と学びのまちをテーマとしました朝日文楽会館建設事業の完了、宇和学校給食センター建設事業の推進を行いました。

また、国の経済対策であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業といたしましては、地方創生先行型では空き家再生利活用事業、市産品流通買い物支援事業、マイナンバー制度普及促進事業、養蚕振興事業のほか８事業を実施し、地方消費喚起生活支援型では住宅リフォーム事業、プレミアム商品券発行事業、ジオの秘宝イベント事業のほか３事業を実施いたしました。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の１１ページから１７ページに記載しておりますので、お目通しいただけたらと思います。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては委員会におきまして施策の成果報告書に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程９)

○議長 次に、日程第９、認定第２号「平成２７年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第１３号「平成２７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの１２件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

○山口会計管理者 それでは、引き続きまして平成２７年度西予市特別会計の決算についてご説明申し上げたいと思います。

まず、資料１８ページをお開きいただけたらと思います。

公営企業会計を除きます特別会計全体の歳入決算額は１４２億１，９３６万７，０００円、歳出決算額は１３９億１，５０８万２，０００円、歳入歳出差し引き額は３億４２８万５，０００円となりますが、翌年度への繰越財源１，１０５万４，０００円を差し引きますと実質収支は２億９，３２３万１，０００円となっております。

それでは、会計別にご説明を申し上げます。

それでは、認定第２号「平成２７年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は同じく成果報告書２２９ページをお開きください。

授産場特別会計は、歳入総額２，１３６万５，０００円、歳出総額２，００６万５，０００円で、前年度と比較しまして歳入総額は５６万３，０００円の増、歳出総額は５０万２，０００円の増となり、形式収支、実質収支ともに１３０万円となっております。

なお、歳入のうち手袋加工賃等の事業収入につきましては５４１万２，０００円で、前年度と比較しまして１８万７，０００円、３．６％の増となっております。

続きまして、認定第３号「平成２７年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は２３３ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額２４４万３，０００円、歳出総額２４１万５，０００円となり、形式収支、実質収支ともに２万８，０００円となっております。

続きまして、認定第４号「平成２７年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定

について」ご説明を申し上げます。

資料は234ページをお開きください。

平成27年度決算額は、歳入総額が6,081万3,000円で、前年度と比較しまして1,666万8,000円の増、歳出総額は2,746万1,000円で前年度との比較では297万2,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに3,335万2,000円となっております。

なお、平成27年度貸付者は継続41人、新規26人の合計62人で、貸付総額は2,736万円、償還者は延べ446人で償還総額4,115万7,000円となっております。

続きまして、認定第5号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は236ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定であります、歳入総額が63億3,082万1,000円、歳出総額は62億88万円となり、形式収支、実質収支ともに1億2,994万1,000円の黒字となっております。しかしながら、この黒字額につきましては、前年度精算による療養給付費退職者医療療養給付費等交付金の返還及び財政調整基金積み立てに充てるものでありまして、昨年度に続き本年度におきましても約1億円を一般会計から繰り入れて収支均衡を図っている状況でございます。

当会計におきましては、被保険者の高齢化や医療技術の高齢化などに伴う医療費の増加、さらには保険税収入の減少等により極めて厳しい財政運営を強いられております。安定的な運営と財政の健全化を図るためにも引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定についてご説明いたします。

資料は241ページからになりますが、243ページをお開きください。

市内8診療所の歳入総額は3億8,864万8,000円、歳出総額が3億8,243万3,000円となり、形式収支が621万5,000円、実質収支が223万8,000円の黒字とな

っております。しかしながら、診療所勘定におきましても一般会計から6,787万7,000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、診療所体制の見直しや医薬材料等の一括購入による経費削減に努めますとともに、地域になくってはならない診療所づくりに努めてまいります。

続きまして、認定第6号「平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は252ページをお開きください。

まず、歳入総額は6億83万2,000円で、前年度と比較しまして70万3,000円の増、歳出総額が5億8,442万円で前年度と比較しまして126万7,000円の増となっております。収支につきましては、被保険者の保険料が3億1,919万円、繰入金2億5,355万7,000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1,104万3,000円が主なものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億5,045万1,000円となり、歳出全体の94.2%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第7号「平成27年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は254ページをお開きください。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が5億3,766万円で、前年度と比較しまして4,092万8,000円の増、歳出総額は54億4,198万7,000円で、前年度と比較しまして1,721万2,000円の減となりまして、形式収支、実質収支ともに9,567万3,000円となっております。今後も介護サービスや介護予防事業、日常生活支援が多様な事業者または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導管理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第8号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は263ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は

4億972万1,000円で、前年度と比較しまして452万3,000円、1.1%の増、歳出総額が4億853万5,000円で、前年度と比較しまして447万3,000円、1.1%の増となりまして、形式収支、実質収支ともに118万6,000円となっております。

本事業につきましては、現在10処理区が稼働しておりますが、平成24、25年度に実施しました機能診断調査の評価結果に基づき施設の維持管理に努めているところであります。

続きまして、認定第9号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は269ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額7億2,148万9,000円で、前年度と比較しまして2,208万3,000円、3%の減、歳出総額が7億1,395万7,000円で、前年度と比較しまして2,929万円、3.9%の減となりまして、形式収支が753万2,000円、実質収支は45万5,000円となっております。

事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用を開始しておりまして、拡張区域の整備及び施設の維持管理等、鋭意進めているところであります。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除きます平成27年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきました。大変大まかな説明になりましたが、詳細につきましては委員会におきまして各担当部課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 認定第10号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料のほうは、平成27年度決算における主要な施策の成果報告書259ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が1億4,557万5,000円で、主な収入といたしましては給水収入6,998万1,000円、繰入金4,252万6,000円、分担金及び負担金334万3,000円、簡易水道事業債700万円、過疎対策事業債690万円などでありま

す。歳出総額は1億3,292万9,000円で、主な支出といたしましては事業費1億634万5,000円及び公債費2,658万4,000円であります。

以上によりまして、形式収支、実質収支ともに1,264万6,000円の黒字を計上いたしております。

続きまして、認定第11号「平成27年度西予市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料のほうは、公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、平成27年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項といたしまして、営業収益における給水収益につきましては少子・高齢化による給水人口の減少等により前年度比0.1%の減となりました。また、業務量につきましては、給水人口が前年度から200人減少し、3万2,093人、年間有収水量は前年度比0.1%減の338万268立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額につきましてご説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億4,161万4,252円に対しまして水道事業費用は6億6,582万3,318円となり、前年度と比較しまして収益は2.9%の増、費用は1.8%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

8ページをお開きください。

このことを損益計算書でご説明いたしますと、営業収益5億8,299万6,693円に対しまして営業費用5億9,881万5,464円となり、差し引き1,581万8,771円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は水道加入金など8,762万4,584円となっており、営業外費用は企業債の支払い利息など3,760万4,818円を支出いたしております。

以上によりまして、経常利益は3,420万995円、当年度純利益2,900万3,392円となり、当年度未処分利益剰余金が1億1,760万2,183円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は5

億9,830万4,766円でございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額4億7,111万624円となっております。その内訳は、負担金830万221円、企業債4億1,560万円、補助金4,721万403円です。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額8億1,562万2,903円で、建設改良費として6億7,344万991円、企業債償還金として1億4,018万1,912円、長期借入金償還金として200万円を支出いたしております。

建設改良の主な工事は、野村給水区域の愛宕山配水池更新事業、宇和給水区域の上松葉浄水場更新事業等でございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億4,451万2,279円につきましては、過年度及び当年度分損益勘定留保資金、繰越工事資金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

その他、決算資料を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、認定第12号「平成27年度西予市病院事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の54ページをお開きください。

平成27年度の病院事業につきましては、西予市民病院が開院2年目、野村病院では大規模改修後の初年度となり、両病院ともに施設を充実させての1年となりました。

近年、全国的な医師不足及び看護師不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

そのような中、西予市民病院におきましては平成26年度に引き続き整形外科及び泌尿器科の常勤医師を確保し、年間を通して入院、外来診療を行うことができました。また、野村病院でも非常勤医師による診療や当直業務を拡充するなど、充実した診療体制を図ることができました。今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努めていく所存でございます。

次に、業務量でございますが、西予市民病院では年間入院延べ患者数3万7,811人、外来延べ患者数4万1,198人、野村病院では年間入院延べ患者数2万9,564人、外来延べ患者数5万8,220人となっております。

次に、42ページ、収益的収入及び支出をごらんください。

病院事業収益33億4,916万9,383円に対しまして病院事業費用は37億6,637万3,658円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

46ページをお開きください。

このことを損益計算書でご説明いたしますと、医業収益29億8,282万4,375円に対し医業費用は35億830万8,487円で、差し引き5億2,548万4,112円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、新病院建設及び野村病院の大規模改修に係ります減価償却費の増加、医療機器及び情報システムの保守委託料の増加、並びに野村病院の入院収益の減少などが上げられます。

次に、医業外収益は3億2,770万548円で、そのうち1億9,056万4,508円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。

医業外費用は1億6,919万1,843円で、主に企業債の利息及び控除対象外消費税として計上されます雑支出でございます。

以上によりまして、経常損失3億6,697万5,407円、当年度純損失4億1,901万5,270円となり、当年度未処分利益剰余金は3億282万5,523円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は4億1,352万5,523円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

44ページの資本的収入及び支出をごらんください。

資本的収入の総額は1億1,703万3,716円で、内訳は一般会計負担金8,903万3,716円、企業債2,800万円です。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は2億3,008万3,498円で、これは医療機器の更新などの建設改良費9,202万83円と企業債償還金の1億3,806万3,415円となっております。これによりまして、資本

的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,304万9,782円につきましては過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

また、平成27年度から翌年度へ繰り越した額は、地方公営企業法第26条に基づきます建設改良繰り越し2,710万8,000円でございます。

なお、81ページから西予市民病院及び野村病院ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照いただけたらと思います。

続きまして、認定第13号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計決算書の114ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明いたします。

施設事業収益は4億6,857万8,809円に対しまして施設事業費用は4億8,354万8,691円となり、前年度と比較しまして収益は2.6%の増、費用は1.2%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

次に、118ページをお開きください。

このことを損益計算書でご説明いたしますと、施設運営事業収益は3億9,569万1,577円に対しまして施設運営事業費用は4億5,255万3,418円となり、差し引き5,686万1,841円の営業損失となりました。

次に、施設運営事業外収益は、市からの補助金などにより7,177万7,959円となっており、施設運営事業外費用は企業債の支払い利息などで1,747万7,883円を支出いたしております。

以上によりまして、経常損失は256万1,765円、当年度純損失は1,496万9,882円となりました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は7,501万2,647円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

116ページをお開きください。

資本的収入につきましては5,783万4,407円となっており、市からの補助金である企業

債償還元金と増築事業に係る企業債借入額を計上したものでございます。

一方、資本的支出につきましては5,107万1,814円となっており、増築工事に係る建設改良費と企業債償還元金を支出しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する13万7,407円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

これらに伴います事業の概要につきましては、123ページの貸借対照表及び128ページからの事業報告書をご参照願います。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、4認定案件よろしくご審議を賜りまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時09分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

ただいま議題となっております認定第1号から認定第13号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司監査委員 決算審査意見についてご報告申し上げます。

市長から、地方自治法の規定に基づいて審査に付されました平成27年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づいて審査に付されました平成27年度西予市公営企業会計の決算について慎重に審査し、審査結果の意見書を去る8月12日に市長に提出したところでございます。

以下、その内容につきましてご報告いたしますが、金額につきましては万円単位でのご報告とさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、お手元の平成27年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の概要であります。

審査の対象は、平成27年度一般会計及び平成27年度授産場特別会計外8特別会計の歳入歳出

決算であります。

審査期間は、平成28年6月30日から平成28年8月5日までの間実施をいたしました。

審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定例監査及び例月現金出納検査等の結果も参考に審査をいたしました。

審査の結果であります。

審査の結果、計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。2ページのウ、総計決算額の比較をごらんください。

平成27年度一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入が429億4,515万円、歳出が414億3,496万円で、前年度に比べ歳入は5,856万円増加し、歳出は3億7,927万円減少しております。

続いて、3ページの決算収支状況をごらんください。

総計決算収支の状況は合計欄に記載のとおりで、歳入歳出差し引き額、一般的に形式収支とも言われておりますが、これが15億1,019万円、実質収支が13億4,107万円と、いずれも黒字となっております。

表の下をごらんいただきたいと思います。

一般会計、特別会計に分けて見てみますと、一般会計の形式収支は12億590万円、実質収支は10億4,784万円といずれも黒字であり、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支におきましても8億2,683万円の黒字となっております。

また、特別会計の形式収支は3億429万円、実質収支は2億9,323万円と、こちらも黒字であり、基金積立金取り崩し金を含めた実質単年度収支におきましても1億9,988万円の黒字となっております。

なお、4ページ以降に各会計の決算審査の状況及び意見を記載しておりますので、お目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、55ページをお開き願います。

まとめといたしまして、決算の状況をもとに今

後の行政運営におきましてご配慮いただきたいことにつきましてこのページの中ほどから4点を要望として上げさせていただいております。

まず1点目は、財政状況におきましては4ページの普通会計の財政指標等の状況で明らかなように、ほぼ前年度並みに推移しておりますが、財政力指数は0.24、公債費負担比率は18.9%と、依然として厳しい状況が続いております。将来を見据え、職員のさらなる意識改革を図るとともに、従来の行政評価から一步踏み込んだ事業精査スタイルの構築及び事務事業の総合的な調整により健全な財政運営に努めていただくよう望むものであります。

2点目は、19ページでおわかりのように、歳入における一般会計では自主財源の構成比が18.9%、依存財源が81.1%で、前年度に比べ自主財源の占める割合が1.7ポイント低下し、収入未済額も1億4,478万円に達しております。

特別会計では、一般会計からの繰入金が24億8,493万円に上り、前年度に比べ6,748万円と年々増加しております。また、2億928万円の収入未済も生じております。

このような状況から、自主財源の確保に向けた対策や市税、使用料、貸付金償還金、保険税などの未収金対策の強化に積極的に取り組んでいただくとともに、独立採算制を原則とする特別会計の事業運営の改善を図り、一般会計繰入金の縮減に引き続き努めていただくよう望むものであります。

3点目は、20ページと49ページでおわかりのように、歳出におきましては翌年度繰越額が一般会計27億5,081万円、特別会計2,173万円と、前年度に比べ全体で10億4,104万円増加しております。国の補正予算に対応した事業も含まれてはおりますが、計画的、効率的な事業の執行に努め、西予市全体の活性化のためにも早期発注、進捗管理の強化を望むものであります。

4点目ですが、財務事務におきましては電算システムの不備による使用料、給付金の算定誤りなどの善後処置が見受けられましたが、平成28年度は新たな総合行政システムが導入されましたので、これらの対応に当たっては細心の注意を払っていただきたいと思います。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査意見報告とさせていただきます。

また、西予市基金運用状況審査の結果につきましても、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので、あわせてご報告とさせていただきます。

次に、お手元の平成27年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の概要であります。

審査の対象は、平成27年度西予市水道事業、病院事業及び野村介護老人保健施設事業の3事業の会計決算であります。

審査の期間は、平成28年6月21日から平成28年8月5日までの間実施をいたしました。

審査の方法につきましては、3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づいて作成されているか、またこれらの計数、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかについて関係諸帳簿により審査をいたしました。

審査の結果は、いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、各会計の経営状況について概要を説明させていただきます。

14ページをお開き願います。

水道事業会計の経営状況についての概要であります。

水道事業は、近年の少子・高齢化による給水人口の減少と市民節水型生活環境への取り組みが定着したことから、前年度に比べ給水収益は減少しております。このままの状態では今後とも増収は見込めない状況にあり、また施設の老朽化、耐震化に関する対応もあつて、経営状況は厳しくなることが予想されます。

(3)の経営状況を見ていただきたいと思います。

当年度の決算は、主に営業外収益の長期前受入金戻入が減価償却見合い分の収益化により増加したことに加え、営業費用のうち給与費等が減少したことにより2,900万円の純利益となっております。

また、15ページの経営分析の結果では、構成比率の自己資本構成比率は66.9%、財務比率の流動比率は259.8%、当座比率は255.9%、損益その他の比率の総収支比率は104.5%で、収益で費用が賄われているなど、現在の経営は安定状況にあると言えます。

水道事業の結びといたしまして、これから先の経営に当たっては施設の老朽化、耐震化に向けた水道管等更新事業を計画的に実施して年間有収率の向上に努めていただきたいと思います。また、長期的な視点で効率的な施設の維持管理と効果的な資源の有効活用を検討し、財政基盤の充実を図るとともに、地域によっては水道料金の未納者への対応が異なっておりますので、統一した整理を行うなど、水道料金の確保に努めていただきたいと思います。

次に、32ページをお開きください。

病院事業の経営状況についての概要であります。

病院事業は、西予市民病院が開院2年目、野村病院が大規模改修工事を終え、公立病院としての役割を果たすための施設が充実されてきました。両病院とも前年度に引き続き実習生や研修医を受け入れるなど若い医療スタッフの育成に力を入れておられ、医療法上の医師充足率の基準を上回っております。しかし、施設の規模や医師数に応じた患者数の確保が厳しい状況にあるため、現在の患者数で今後推移するとすれば将来資金不足が生じることになります。

(3)の経営状況を見ていただきたいと思います。

当年度の決算は、主に西予市民病院が年間を通じて診療を行ったことにより医業収益の入院及び外来収益が増加、また費用面においては前年度に計上した旧宇和病院の固定資産除却費分の資産減耗費は減少したものの、西予市民病院の建設及び野村病院の大規模改修の完成により減価償却費が増加したことが影響し、4億1,902万円の純損失となっております。

また、33ページの経営分析の結果では、財務比率の流動比率403.4%、当座比率397.8%、現金預金比率は287.4%と良好ですが、固定資産構成比率は81%と高く、財務的に安定に欠け、損益その他の比率の総収支比率は88.9%、医業収支比率は85.0%と収益

で費用が賄われていないなど、経営は厳しい状況にあると言えます。

病院事業の結びといたしまして、事業の経営に当たっては安心と信頼のできる医療の提供を視野に、患者数の確保や病床利用の向上に努めていただきたいと考えます。特に野村病院は地域包括ケア病棟の設置により収益の増加が見込まれておりますが、両病院とも将来の人口減少を考えれば厳しい経営状況が続くものと予測され、病院経営のあり方、合理化、改善に向けた積極的な取り組みが必要であると思われます。

最後に、48ページをお開きください。

野村介護老人保健施設事業会計の経営状況についての概要であります。

野村介護老人保健施設事業は、感染症の発生による入所制限や利用者の重度化による退所者が影響し、前年度に比べ施設運営事業収益は減少しております。当面は利用者数の確保が緊急の課題で、利用者数が増加しなければ資金不足が生じるおそれがあります。

(3)の経営状況を見ていただきたいと思います。

当年度の決算は主に施設運営事業外収益の長期前受け金戻入が平成30年度までの4年間に限り全額収益化されたことにより増加したものの、施設運営事業収益の施設介護給付費収益が感染症による入所制限、利用者の重度化に伴う退所により減少したこと及び施設運営事業費用の給与費が職員の処遇改善により増加したことが影響し、1,497万円の純損失となっております。

また、49ページの経営分析の結果では、構成比率の固定資産構成比率87.4%を初めとして固定負債構成比率64.6%は高く、自己資本構成比率は25.1%と低く、いずれも財務的に安定していない状況にあり、損益その他の比率の総収支比率は96.9%で、収益で費用が賄われておらず、経営は厳しい状況が続いております。

野村介護老人保健施設事業の結びといたしまして、事業の経営に当たっては野村病院の地域包括ケア病棟退院後の利用者を確保するなど、関係機関との連携に努めていただきたいと考えます。また、利用者については、野村、城川地域に限らず、他の地域にも拡大するなど、経営改善に向けた方策を検討すべきであると考えます。

以上、各公営企業会計決算の審査結果報告とさ

せていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○議長 以上で監査報告は終わりました。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、報告第8号「平成27年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

河野副市長。

○河野副市長 報告第8号「平成27年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度においてえひめ国体施設整備事業、宇和学校給食センター建設事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号「平成27年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め今どういう状態であるのかを見るためのものでございます。その比率についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はいずれもございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございますけれども、いずれの比率につきましてもお手元の平成26年度健全化判断比率の状況のとおり早期健全化が必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることをご報告いたします。

続きまして、報告第10号「平成27年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申

し上げます。

水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成27年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておりませんので、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に9法人の平成27年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

平成27年度西予市土地開発公社の実績報告については、市営住宅事業用地として先行取得をしておりました宇和町卯之町1丁目230番1及び231番1の宅地250.16平方メートルを西

予市へ887万7,858円で売却し、また完成土地売却として下松場宅地2区画及びさくら団地3区画を販売し、2,895万9,140円の収入があり、合計3,783万6,998円の収入がありました。

平成28年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち残り55区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残り7区画を、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残り12区画を、宇和町みどり団地残り13区画の販売促進を行っております。

次に、平成27年度の収支報告をいたします。

収入の部は、事業収益3,783万6,998円、事業外収益22万1,911円、繰越金6,076万918円、事業借入金2億3,520万円の合計3億3,401万9,827円でございます。

支出の部は、事業費用5,111円、販売費及び一般管理費506万8,747円、事業外費用27万5,951円、事業借入元金償還2億8,345万5,280円の合計2億8,880万5,089円でございます。差し引き繰越金といたしましては、4,521万4,738円でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で西予市土地開発公社の経営状況の補足説明を終わります。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、産業建設部が所管をしております報告第12号から報告第17号までの6つの第三セクターにつきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明いたします。

同社は西予市指定管理者として農業公園ほわいとファームの管理経営に当たり、乳製品の加工、製造、販売、レストラン事業のほか、施設を使ったイベントによる地域内外の振興事業に取り組んでおります。

平成27年度におきましては、裂けるチーズでつくったほっちーの販売を開始し、自家製チーズを使ったピザ、ハンバーグの商品開発やメニュー開発に取り組みました。また、シルミルクあめを

初めとした旧5町のあめの販売も始めました。ピザやバターの手づくり体験イベントやクラシックカーイベント、サバイバルゲーム大会等、各種イベントの開催により年間利用者数は4万7,000人余りと昨年度に比べ8%程度伸びております。

経営実績につきましては、全事業の売上高が7,300万円で、前年度比104%余りとなり、わずかながら回復傾向にあります。損益につきましては、約470万円の純損失を計上しておりますけれども、昨年度と比べますと約30万円の損失減となっております。

雇用につきましては、昨年から1名減となり、正職員、パート職員を含め14名でございます。平成28年度は施設への誘客による売上増と都市部、松山圏域等への販売増に努め、それに応える製造に取り組みます。

営業販売では、新規取引先の開拓、ホームページでのネットショッピングの再開、SNSによる情報発信、誘客の取り組みとしてはファミリー層のニーズに合わせた商品展開を行うなど、積極的な展開を行い、慢性的な現在の現状を打破するための方策を行ってまいります。

次に、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明いたします。

同社は森林の保全や林業の担い手育成等を主な目的に、林産物の生産、加工、販売、農林業基盤整備に係る伐出、除伐、作業道開設と、木質ペレット製造施設の指定管理者として治山事業に取り組んでおります。

収支向上には搬出量の増大しかないということを意識して、生産事業である造林事業に力を入れて取り組んだ結果、平成27年度の素材生産量は平成26年度を20%上回り、1万2,000立米を達成いたしました。森林整備面積においては、育林面積が減り、前年値を下回ったものの、190.6ヘクタールに取り組むことができました。

また、木質ペレット等木材加工品の生産及び販売額はペレット356トン、おが粉448立米を生産販売し、これらを合わせた売上総額は1億3,000万円となりました。売上額では減少となりましたが、当期純利益では400万円余りの増となっております。

雇用者数は現在29名でございます。事業目的

に林業者の人材育成が位置づけられていることから、事業規模を拡大する上でも増員を計画していますが、平成27年度は募集を行っても集まらず、採用できなかった現実がございます。

人材育成では、平成27年度に提案型施業に取り組むための技術者、森林施業プランナー養成に取り組み、3名が森林施業プランナーとして認定されました。

平成28年度は提案型施業を積極的に進めていくことで安定的な木材の生産と供給が可能になるよう地域の森林整備管理に取り組んでいきます。西予市森林の適切な整備と林業活性化に向けて将来につながる経営の安定化と担い手の育成に努める所存でございます。

次に、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」ご説明いたします。

同社は農産物の生産加工、飲食店、温浴施設の管理運営などを主な業務とし、特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の指定管理者として指定を受け、地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流など、多角的に事業を行っております。

平成27年2月にはこれまでの公社としての信用力から一歩踏み出し、組織のブランド力向上を目的に株式会社城川ファクトリーに社名を変更いたしました。

これら8施設部門の平成27年度売上高は、昨年度に比べ1,600万円増加した5億4,200万円となり、純利益は250万円の黒字を上げております。主な要因といたしましては、クリ製品の売り上げが順調であったこと、灯油代の減少、全事業所での光熱水費の削減などによるものです。

第三セクターの持つ重要な使命である公益性確保については、今年度は正職員を2名ふやし、臨時、パート、期間雇用を含めた雇用人数全体では12名増の93名を確保いたしております。今後も雇用をふやす見込みではありますが、求人募集をしても集まりにくく、雇用の確保が非常に難しい状況でございます。

今後は人件費、光熱水費、物流コストが上がっていくことを想定すると人口が減り、市場が縮小していく中で競争が激化していくことは明らかであります。今後生き抜いていくためには小さな会社ならではの特徴を生かし、早くすること、続け

ることを徹底する必要があると考えております。
また、公有財産の維持管理、健康福祉、人材育成、情報発信等に努め、常に挑戦する姿勢のもとに信頼される地域の中核企業として地方活性化に貢献してまいります。

次に、報告15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

同社は指定管理者として指定を受け、農産物、観光物産、特産品の販売、レストランの経営、加工品の製造販売を目的に、どんぶり館のふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売などの事業を実施しております。

平成27年度は、どんぶり館オリジナル商品の開発や販売にも力を入れた年となりました。愛媛県産裸麦100%使用の本格麦焼酎、夢に戯れると書きましてむぎと読ませていただいておりますけれども、そのほか西予市産山田錦100%使用の純米酒、夢が美しく咲くと書きましてゆめみさき、またレストランで使用しております麦みそも販売するなどし、順調に売り上げも伸びております。

本年8月からは姉妹市町である北海道黒松内町と相互の特産品を販売する交流事業も展開を始めたところでございます。

経営の実績では、市外、県外を含めた来館者が増加したおかげで、売上高で前年度比約7.7%増の1億7,100万円を計上し、最終的には950万円以上の純利益がありました。また、各部門を総合した総売り上げにつきましても、6億5,200万円と、昨年から7.1%の伸びがありました。

現在、正職員、臨時、パート職員を含め前年度と同じ27人で運営をしておりますが、職員への負担がふえているためパート職員の採用をふやし、選ばれる職場となるよう休暇等を確保していく考えでございます。

その他、売上向上を目指す集客活動として店舗向かいの第2駐車場の舗装や洋式トイレの改修にも取り組みました。駐車場につきましては、110台程度の収容台数しかなく、近隣の道の駅に比べて駐車スペースの不足は深刻な問題でございます。今後駐車場確保の課題が残るところでございます。

また、今年度の目標でありました四国ジオパー

クの窓口になる施設づくりに関しましては、ジオパーク活用委員会を設置し、職員一人一人がジオパークについて説明できる体制を確立することができました。平成28年度はえひめいやしの南予博が、また来年にはえひめ国体が開催されますが、いづれどこで誰が何をしているかを把握して、的確に伝えられるよう情報発信機能のさらなる充実に努めてまいります。

次に、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明いたします。

同社は農水産物、地場産品の加工販売、レストラン、宿泊、温浴施設の経営管理を主な業務とし、指定管理者として指定を受けております。指定業務としては、ふるさと創生館、塩風呂、民宿故郷、オートキャンプ場の経営を行い、基幹産業であるかんきつ等の農林水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、観光交流の推進など、雇用確保を含めた地域振興を担う4施設の経営管理を行っております。

これら4部門の平成27年度の売上高は約2億860万円で、前年度比104.8%となり、純損益では黒字に転換し、前年比1,300万円増で、純利益を780万円計上するに至りました。その主な要因としては、商品の製造原価の見直しと取引先との粘り強い交渉の結果、販売価格の改定を行い、収益性が向上したことが上げられます。

また、民宿故郷では新メニューを導入し、オートキャンプ場では合宿誘致の営業活動を積極的に行いました。これら施設は明浜地区で唯一の集客施設であり、温浴、宿泊、製造など、多岐にわたる部門を経営管理することから、多くの人手を必要とします。

近年、職員を募集しても集まらない状況ですが、そのような中、公益性の確保を進める上でも地域雇用者はパートの割合がふえたものの41名を確保しております。今後はマネジャー級の人材が不可欠であるため、社員をふやしたいと考えております。

平成28年度におきましても、事業改革のさらなる取り組みと職員の意識改革及びスキルアップを図り、赤字体質からの完全な脱却を目指します。また、各種イベントの企画実施や新商品の開発により入り込み客数の増加や販路拡大を図り、

一層の収益向上に努力してまいります。

最後に、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明いたします。

同社は農産物の生産、加工、販売を主な業務とし、指定管理者として指定され、野村青汁工場の管理経営を行っております。

平成27年度につきましては、約7億9,400万円の売上高を計上いたしました。対前年度比で99.7%とわずかに下回りましたが、純利益につきましては2,900万円と、前年比で135%と大きく上回りました。その要因といたしましては、濃縮商品を初めとするえひめ飲料への委託品の売り上げが下がった一方、利益率の高いストレートバルク及び100グラムの生産量が大きくふえたことによるものでございます。

平成27年度はケールの生育がよく、出荷率も好成績でございましたが、生産農家の高齢化による作付面積の減少は大きな課題となっております。平成28年度におきましても、作付面積は280アール減少しておりますけれども、反収が増加していることから何とか賄っている状況でございます。

28年度は新商品の製造のための製造ラインを増設しておりまして、今後新しい製造ラインが稼働した際には新商品の製造などにより受注が拡大し、契約量を大幅にふやす必要が生じます。反収増への取り組みとともに、離農による作付面積減少への対応策として新規契約農家を計画的にふやしていけるようJAひがしうわを中心に連携をとりながら原料確保に努めてまいります。

また、期末における雇用者数は30名ですが、従業員の高齢化も進み、今後を見据えた若手人材の雇用、育成が急務となっております。求人募集をしても応募者が少なく、今後は人材確保のため地域の高校へも募集をかけていきたいというふうに思っております。

以上で産業建設部所管の第三セクターの報告とさせていただきます。

なお、いずれの第三セクターにつきましても、詳細につきましてはお配りしております資料をご確認ください。

以上です。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明を申し

上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月からも引き続き指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

芸術文化事業におきましては、自主事業講演を8講演、うち宇和文化会館が6講演、三瓶文化会館が2講演、及び共催事業など4講演を実施いたしました。

自主事業といたしましては、若者向けのコンサートや高齢者向けの演歌など、幅広い年代の方の要望に応えるため、多彩な音楽ジャンルの催し物を実施いたしました。中でも四国西予ジオサマーフェスティバル事業では、ジオの恵みをテーマに実行委員会形式で西予市歌「いつの日も」のユリカさんのコンサートを実施いたしました。文化会館前広場を利用し、市内各地からの有志による出店の物産展やジオパークの資料展示も行い、西予市の魅力を知っていただくよい機会となりました。

共催事業といたしましては、市民主体によります歌謡祭や合唱祭が恒例行事として定着するなど、宇和文化会館は地域文化拠点としての役割を果たしており、市民ニーズに踏み込んだ今後の取り組みに期待を寄せております。

貸し館業務といたしましては、年間857件で、延べ3万6,015人が利用されております。

次に、収支の状況についてであります。1,000円単位でご報告をさせていただきます。

収入におきましては、西予市からの受託料収入3,892万6,000円、事業収入3,574万6,000円、会場利用収入874万2,000円及び利息収入と雑収入41万3,000円を含めました事業活動収入合計8,382万7,000円であり、前年比7.5%の増であります。

事業活動支出につきましては、管理費2,746万8,000円と事業費5,929万8,000円の合計8,676万6,000円であり、事業活動収入合計8,382万7,000円から事業活動支出合計8,676万6,000円を差し引きますとマイナス293万9,000円になります。

さらに投資活動収支差額マイナス231万4,000円を合わせますとマイナス525万3,000円となり、前期繰越額414万5,000円

と合わせてマイナス１１０万８，０００円が次期繰越額となっております。

平成２８年度におきましても実行委員会形式の市民参加型事業の推進を図り、市民の皆様との連携を密にした会館運営に努めているところでございます。なお、今年度におきましては、１階女性用トイレの洋式化及び舞台つりものなどの設備改修を実施いたします。改修によりまして利便性が高まることから、今後集客力の向上が文化会館経営の安定につながるものと考えております。

詳細につきましては、お配りいたしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、宇和文化会館の経営状況についての補足説明とさせていただきます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 報告第１９号「西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予ＣＡＴＶ株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたＣＡＴＶ事業であり、自主放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信などであります。

平成２７年度におきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、西予市商工会が事業主体となり、ＣＡＴＶ加入時の引き込み工事等に利用できるプレミアムつき参加券を発行いたしました。西予ＣＡＴＶが同時に実施をしました独自の割引キャンペーンによる加入も合わせますと４７０件の新規加入となり、ＣＡＴＶ利用の普及促進に寄与するものとなりました。また、新規加入者の獲得に向けて自主放送番組の充実と顧客満足度の向上に努めているところであります。

さらに、平成２８年度の完成を目指し、社屋の改築工事にも取りかかっており、経営の安定化を図っているところでございます。

平成２７年度はインターネットの利用者の順調な増加もあり、加入世帯数は１万５９５世帯で加入率は５９．１％に達しております。

平成２７年度の収支は、損益計算書の当期純利益に示しますとおり３，０３４万８１８円となっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で西予ＣＡＴＶ株式会社の経営状況の補足説明を終わります。

○議長 理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

９月５日は午前９時より代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後１時５３分

平成28年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年9月5日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成28年9月5日

午前9時00分

1. 散 会 平成28年9月5日

午後1時36分

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	保 木 俊 司
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
企 画 財 務 部 長	
会 計 管 理 者	山 口 正 人
公 営 企 業 部 長	三 好 敏 也
産 業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生 活 福 祉 部 長	酒 井 信 也
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	道 山 升 文
野 村 支 所 長	尾 下 孝 二
城 川 支 所 長	田 村 剛

三 瓶 支 所 長 西 本 喜 代 人

消 防 本 部 消 防 長 西 川 傳

総 務 課 長 宇 都 宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原 井 川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

台風12号の影響で心配しておりましたが、本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、発言を許可いたします。

爽麗会、中村敬治君。

○14番中村敬治君 皆さん、改めましておはようございます。

台風12号の影響で大変足元の悪い中、早朝よりこのようにたくさんの方に傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま兵頭議長より発言の許可をいただきましたので、会派爽麗会を代表して7つのテーマについて質問をいたしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、伊方原発3号機の再稼働について質問させていただきます。

伊方原発3号機は、1994年12月に運転開始をしています。その後、2011年3月11日の東日本大震災により東京電力福島第一原発事故が発生し、翌月の4月の定期検査で運転停止となっていました。この間、四国電力は2013年7月に国の原子力規制委員会が新規制基準を施行してから、再稼働に向けた手続を順次進め、2015年7月適合性が認可されました。一方、2015年10月には地元の山下伊方町長も再稼働に同意し、県議会では再稼働を認める決議案を賛成多数で可決し、知事も再稼働に同意したところでございます。その後も諸手続や安全対策を進め、国の新規制基準に適合したことから、8月12日に約5年4カ月ぶりの再稼働となり、8月22日からフル稼働、今月7日から営業運転に入る見通しとなっています。

伊方原発は、2012年1月から全3基が運転停止となっていました。運転開始後39年になる1号機57万キロワットについては、安全対策工

事等で採算がとれないことから、今年5月に廃炉と決定しています。運転開始後34年になる2号機57万キロワットについては、廃炉か運転再開が検討中とのことであります。

伊方原発3号機89万キロワット再稼働に対する市民の安全性への不安は、今後30年以内に70%程度の発生確率があるといわれるマグニチュード9前後の海溝型南海トラフ巨大地震や、4月の内陸型の熊本地震における連続する震度7の地震発生や、すぐ北側を東西に走っている日本最大の中央構造線の大断層を考えた時に、東日本大震災による東京電力福島第一原発事故の教訓は生かされてきたのか、複合災害時にはこれで安全対策は十分なのか、事故後の対応は十分できているのかと、多くの市民が原発の重大事故をまだまだ心配しています。市民の不安感は軽視すべきではないと思います。このことを踏まえて、原発再稼働に対しての市長のご所見をお伺いします。

次に、原発の重大事故時の責任の所在についてお尋ねします。

現在の原子力損害の賠償に関する法律第3条では、原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときには、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変、または社会的動乱によって生じたものであるときはこの限りでないと規定しています。つまり、事業者が過失の有無にかかわらず無制限に全責任を負わなければなりません。東京電力福島第一原発事故の損害賠償の支払い額は、8月末で6兆3,873億円にも上る見込みと報道されました。これは四国電力でも対応可能かと心配にもなってきます。

これらのことから、昨年10月6日、伊方原発周辺自治体の避難計画などを議題とした国の原子力防災会議が、首相官邸で全閣僚出席のもと開催されました。議長の安倍総理に対し、出席した中村知事が国の最終責任について直接の意思表示を求めたところ、総理から重大事故が起きた際には政府が責任を持って対処するとの明言があったと報道されました。総理の発言であり、国において引き続き検討されていると期待していますが、まだその点についての法改正には至っていません。今までどおり消費者が電気料金で負担するのか、総理の言葉を額面どおりに受け取れば、新たな税

金投入で国民負担にも道を開くものであります。総理の明言は、法改正が伴ってこそ実効性を持つわけで、総理在任中に、しかも8月3日の安倍改造内閣で山本公一環境大臣内閣府原子力防災担当大臣が誕生しました。千載一隅のチャンスと言えます。

そこでお伺いします。西予市として、県や関係市町と連携して、地元からの声として早急な法改正を国へ働きかける考えはないか、ご所見をお聞かせください。

次に、原発関係の地元同意についてお尋ねいたします。

現時点では、原発再稼働について法的根拠はないが、同意、不同意を聞かれるのは地元の道県と立地市町村となっています。つまり、愛媛県と伊方町だけです。しかし、一旦稼働すればとめる法的権限はなく、一時停止を求めるなどの要請しかありません。東京電力福島第一原発事故後に拡大設定された、伊方原発から半径30キロ圏内の緊急防護措置区域、いわゆるUPZを対象とした県の広域避難計画では、西予市の市民の70%以上に上る2万9,225人、大洲市では4万2,119人、八幡浜市では3万6,386人が生活しており、この人々が避難の対象であります。東京電力福島第一原発事故では最大50キロの地区が避難対象となっておりました。また、原発の運転期間は原子炉等規制法で原則40年に制限されており、例外として国が許可した場合に限り最長20年の延長稼働が認められます。しかし、早くも8月15日には四電社長が、3号機には1,700億円の安全対策を見込んでいることも念頭に、原則を超えた60年運転を目指し、今後40年近くの長期運転の考えが示されたところでもあります。また、2号機57万キロワットについても、再稼働を含め検討中とのことであります。

一方、運転差しどめの仮処分申し立ての行方次第で、福井県の高浜原発同様に伊方原発3号機の運転停止もあり得ることから、これらの実態を踏まえると、再稼働の同意を求める周辺自治体の範囲については、愛媛県と伊方町だけでなく周辺の市も含めるかどうか再検討するなど、柔軟に対応する必要があるのではと考えています。このことについて市長の考えをお伺いいたします。

また、今後西予市として県や関係市と連携して、国、山本原子力防災担当大臣へ働きかけてい

く考えはないかお伺いします。

また、平成24年9月5日には、立会人を伊方町長として、四国電力、愛媛県、大洲市、西予市の間で締結した伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書についても、これよりさらに四国電力、愛媛県、伊方町の間で締結された安全協定に準ずる形で一步踏み込み、伊方町と同等な安全協定を求めるべきだと思います。市民の安心・安全を直接担っている市長が発言権をもっと持つべきだと思っております。市長の考えをお伺いします。

次に、電源三法の交付金制度についてお尋ねいたします。

いわゆる電源三法は、1974年に成立した電源開発促進法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法ですが、この三法は、地元住民の理解と協力を得ながら発電所の建設を円滑に進められるよう制定されたもので、原子力施設と地域社会が共存共栄しながら、国、地方自治体、電気事業者が一体となって立地地域の発展のために取り組むこととなっております。電源三法の一つである発電用施設周辺地域整備法の電源市町村一覧には、愛媛県では11市町、南予では八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町の4市町となっています。西予市も含まれていますが、これは原発ではなく水力発電関係であります。原発関係の交付金は、交付規則により、県、伊方町、八幡浜市であり、27年度で約35億円交付されています。県に交付された一部は、西予市内の安全対策として、県管理の道路舗装や交通安全施設等にも活用されています。

しかし、東京電力福島第一原発事故を受けて、原子力災害に備えた避難対象区域は原発の半径10キロ圏から30キロ圏へ拡大し、対象住民も大幅に増加しました。一旦原発に異常事態が発生すれば避難をしなければならない西予市住民が約3万人も発生することとなり、市内や東温市、砥部町、久万高原町等へ避難を余儀なくされます。このため、西予市としても、今後継続して原発事故に備えて、市民の日常の避難訓練や避難路、避難施設等の整備に係る投資的経費や経常経費がますます増大することが懸念されます。福島原発事故後にこれらの実態に十分配慮した電源三法交付金制度に順次改正されてきているのか。安心・安全のために不十分な点があれば、全国の30キロ圏

の関係市町村と連携しながら、原発関係の交付金が受けられるように法改正を国、県へ働きかける必要があると考えますが、ご所見をお伺いします。

次に、地球温暖化防止対策についてお伺いします。

世界の中で現在、地球温暖化問題について最も信頼できる研究をしている機関がIPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）です。IPCCは国連環境計画と世界気象機関が共同で設立した国際機関で、気候変動に関する政府間パネルと訳されています。気候変動についての最大の国際的な専門家機関であり、地球温暖化問題についての科学的な裏づけを行う組織としては最も大きな影響力を持っています。最新のIPCC報告書では、地球温暖化は疑う余地がない、地球の気温は過去132年の間に0.85度C上昇したなど、地球温暖化の深刻な現状を報告しています。日本でも過去100年間で年平均気温が1.14度C上昇し、東京では、過去100年間で3.2度C上昇しています。松山地方気象台の観測でも、過去100年間で1.74度C上昇しています。このため、極端な気象の変化が顕著となり、大雨、大雪、熱波、寒波、竜巻等が発生し、異常気象が日常化してきたことを皆さんも肌で感じておられることと思います。

この温暖化による主要なリスクとしては、海面上昇による高潮、水不足、食料不足、熱中症や洪水、豪雨の多発、陸上海洋生態系の損失、インフラ機能の停止などが言われております。我が国では、平成10年6月に、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって対策に取り組むための枠組みである地球温暖化対策の推進に関する法律を制定しております。また、昨年末には全ての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的な枠組み、パリ協定が採択されています。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にすること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されています。地球温暖化問題の最も有効な解決策は、温室効果ガスの削減だと言われています。温室効果ガスの中核をなすCO₂は、化石燃料を燃やすことで発生します。したがって、地球温暖化問題は、エネルギーをできるだけ無駄にしない低炭素社会にシ

フトしていくことが急がれています。すなわち省エネと密接にかかわってくることから、その対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民等、あらゆる主体が温室効果ガス排出を自分のことと捉えて、その削減に向けた取り組みを積極的に行っていく必要があります。私たちの子孫が安心して地球で生きていくためには、これらの対応が急務となっています。パリ協定を受けて、日本は2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減することを掲げています。この目的達成のために、今年度から新国民運動クールチョイスに取り組んでいます。これは、日本が世界に誇る省エネ低炭素型に製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するため、また快適な暮らしにもつながるあらゆる賢い選択をしていこうという国民運動でもあります。

そこでお伺いします。西予市ではこれまで地球温暖化防止についてどのような取り組みをしてきたのか、今後どう取り組まれるのか、お伺いします。

また、家庭からのCO₂排出量は、地方では北海道を除いて自家用車からが最も多くなっています。そこで、市職員のバイク、車での通勤からエコな乗り物である自転車通勤へ転換を促進してはと提案いたします。健康増進、体力向上、気分転換等の健康面やガソリン代不要等、よい点がたくさんあります。ぜひとも自転車通勤の普及促進に取り組み、温暖化防止やジオサイクリングの振興を通じての自転車文化の推進を図り、西予市のさらなるイメージアップにつなげていただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正により創設され、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度から民間のノウハウを活用し、市民サービスと効率性の向上、経費縮減を目的として、民間事業者への委託を可能にした制度であります。法改正後、全国の地方自治体で制度の導入が進みました。西予市でも生活福祉部所管施設が5施設、産業建設部所管施設が32施設、教育部所管施設が1施設の38の公の施設に指定管理者制度が導入されています。この制度は、施設の特性に応じて市が管理費用を支払う場合や利用料金制を採用する場合、その両方を合わ

せたケース等があります。また、指定期間は3から5年とするものがほとんどであります。

そこで伺います。平成28年度の管理に係る支出金合計は幾らでしょうか。

また、新制度発足から10年以上経過しました。制度導入後、西予市として法の趣旨に照らし、全体としてどのような評価をしておるのか伺います。

西予市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき指定管理者審査委員会設置要綱、審査委員会を経て指定管理者が決定しております。この中に審査委員の学識経験者若干名とありますが、何人ぐらいどのような方を外部の専門家として人選しているのでしょうか。38施設中応募者が複数なくて決定したもの、公募にそぐわないため随意指定したものは何施設あるのでしょうか。法施行以前からの管理者が引き続き指定管理を受けているのは何施設あるのでしょうか。指定管理者選定に当たって十分競争原理が働いていると考えておられるのかどうか伺います。よりよい競争原理が働くような具体的な方策は考えておられるのでしょうか。指定管理者から年度終了後に提出される事業報告書に基づく管理運営状況の外部有識者等を含む定期的な事後評価、検証がなされているのでしょうか。その公表方法や指定管理者の収益や役員の報酬等の情報公開にどこまで対応できているのでしょうか。施設利用者のアンケート等、市民の声が反映されたPDCAサイクルにつながっているのでしょうか。

また、今後は、種々の事情から施設の統廃合も進んでいく可能性があります。公の施設のあり方を地域の実情、住民ニーズと意向、財政状況等を十分に勘案していくことが迫られています。それぞれの施設の設置目的、設置条例に則した利用が今後も続けられるのかどうかであります。

今後、卯之町や野村町中心部の再開発計画、これらのPFI手法による事業推進などの新たな局面に切り込んでいくためには、しがらみはあっても事業のスクラップ・アンド・ビルドにも困難ではあるが積極的に挑戦しなければ、西予市の財政事情からも困難が迫ってくると思っています。理事者の考えをお伺いいたします。

最後に、宇和町新城パーキングエリアと歯長スマートインターチェンジ整備について伺います。

松山インターチェンジから南の高速道路では、大洲道路6.3キロの全線供用部分を除けば、暫定2車線で津島岩松まで開通しています。この区間では、伊予市の中山スマートインターチェンジが現在整備中です。今年度は、松山大洲間の暫定2車線区間で交通量や速度低下、事故発生状況、積雪等、防災観点を踏まえて一定のサービスレベルの確保を図るため、対策必要箇所を選定して付加車線の設置や追加をすることとなりました。津島岩松インターチェンジから愛南町内海インターチェンジ間、約10.3キロの津島道路については、平成24年度から事業化されておりまして、全体事業費42.2億円、今年度事業費5.6億円と聞き及んでいます。このように南予地域の期待に応えて順次南へ延伸していることは、大変喜ばしいことと思っております。

しかし一方、宇和町新城に計画されているパーキングエリアについてですが、有料道路区間ではありますが、既に用地も確保されています。高速道路の休憩施設として、種類と配置間隔は高速道路便覧に掲載されており、種類はサービスエリアとパーキングエリアがあります。設置標準間隔として、パーキングエリアは1.5キロメートル、最大間隔として2.5キロメートルとなっています。内子にパーキングエリアがありますが、新城までの区間が約3.0キロメートル、さらに津島岩松の終点まで約3.4キロメートル、合計約6.4キロメートル区間にパーキングエリアもない状態となっています。高速道路を走行していると、道の駅みま、道の駅どんぶり館の看板を見かけますが、これはこれで大変よいことです。しかし、これはパーキングエリアではありません。もうそろそろ標準間隔の倍の間隔に位置する新城パーキングエリアも整備してはいかがなものでしょうか。有料区間ですから、西日本高速道路会社に関係しますが、国交省協議の今日までの経過と問題点、今後の方針をお伺いいたします。

また、大洲道路のインターチェンジの設置間隔を考えると、歯長トンネル手前に緊急車両入り口がありますが、この付近に野村町、城川町の利便性を考えて、歯長スマートインターチェンジが設置できないか。また、新城パーキングエリアにもスマートインターチェンジが設置できないか、理事者の考えをお聞かせください。

以上で私の代表質問を終わらせていただきます。

す。ご清聴、まことにありがとうございました。

○議長 管家市長。

○管家市長 爽麗会中村敬治議員の代表質問の伊方原発3号機の再稼働、そしてその重大事故の責任の所在について、地元同意について、この3点について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、伊方原発3号機の再稼働については、新規規制基準に基づく国の審査結果や、四国電力に要請した国の基準を上回る独自の追加安全対策への対応状況など、何よりも重要な安全性の確保をしっかりと確認した上で愛媛県知事が最終判断をされたものであると考えております。

しかしながら、絶対安全というものはないということには変わりはなく、不安を抱いておられる市民も少なくないことは、十分私自身承知しております。このために、事業者においては、スケジュールありきではなく安全性確保の継続に最大限の努力を払っていただきたいと考えている次第でございます。また、国、県におきましても、常に最新の知見に基づいた安全性が確保されるよう、継続した監視、確認を行うとともに、その結果についての情報公開を引き続きお願いしたいと考えております。また、重要になります避難計画につきましても、毎年実施される愛媛県原子力防災訓練の検証結果等を反映した国及び県の広域避難計画の見直しと連携し、避難対策のさらなる実効性の向上に取り組み、防災対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、原発の重大事故の責任の所在についてでございますが、中村市議が言われましたように、万が一の事故発生の場合、原子力事故による被害者の救済のため、原子力損害の賠償に関する法律によりまして、原子力損害賠償制度が設けられております。これは、原子力事業者が無過失、無限の損害責任を課すとともに、その責任を原子力事業者に集中しまして、損害賠償措置を講じることが義務づけ、損害措置額を超える損害が生じた場合は、国が事業者に必要な援助を行うことを可能とするものであります。西予市としても、昨年10月5日付で県知事宛てに伊方発電所3号機再稼働の判断に際しての要望についての中で責任の所在の明確化、これを要望しておりました。これらのことを受けて、中村知事の総理への質問に対して、安倍総理のほうから、先ほども言われました

けれども、国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任を持って対処していくという総理の発言があったところです。国政を預かる安倍総理大臣が、伊方発電所において万が一の事故が発生した場合に国が責任を持って対応することを公の場で明言されたことは、国としての覚悟を示されたものと私は理解しております。

また、愛媛県と伊方町は、四国電力株式会社と伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書を締結しております。さらに、愛媛県と西予市と大洲市は、四国電力株式会社と伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書を交わしております。この覚書には、四国電力株式会社が損害賠償について安全協定に規定する損害、または間接被害が発生したときは速やかにかつ誠意を持って処理に当たるものとしております。このように、法律並びに覚書により、万一の際には四国電力株式会社が真摯に対応していただけるものと考えております。そして、さきに述べましたように、最終的には国が責任を持つものと考えております。

なお、福島原発事故以降、重大区域の拡大に伴いUPZ圏内圏域となった西予市にとりましては、大きな負担を担っていることは事実でありますので、市民の安全・安心のために政策を展開し実現していく上で必要であると考ええる事柄については、近隣市町と連携し、県を通して強く要望したいと考えております。

原発再稼働の地元同意と安全協定についてですが、中村市議ご発言のとおり、平成24年9月5日に伊方町長を立会人としまして、西予市、大洲市、愛媛県、四国電力株式会社との間で伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書を締結したところであります。このことにつきましては、事前に市議会、議員全員協議会においてご説明申し上げ、締結へと進めたところであります。ご承知のとおり、日本の原子力に関する法令は、原子力事業者が安全に設計、建設、運転、維持管理するために行うことを定めたもので、国の行政庁だけが一元的に監督することになっております。地域住民の安全に責任を持つ地方自治体には、事業者に対して安全面で要求をする法的な権限は与えられておりません。このような状況に対して、30キロメートル圏内の市町においても、中村市議

ご指摘の観点等から、近隣市と連携をとりながら、また県の指導、調整をいただきながら進めていった結果が、伊方町が四国電力と結ぶ安全協定の範囲内で安全の確保及び環境の保全に関して覚書を締結するに至った経過がございます。現段階では、いま一度、一步を踏み込んだ展開を求めることは非常に厳しい状況であると思われまゝす。しかしながら、引き続き知事に対し意見や要望をしっかりと伝えなければならないと考えております。そして、知事には周辺自治体の声を真摯に受けとめられ、総合的に判断していただけるものと考えているところでございます。

以上、3点について答弁を終わります。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 続きまして、電源三法交付金制度のご質問にお答えを申し上げます。

電源三法交付金制度は、議員ご指摘のとおり、発電用施設の設置に係る地元の理解促進や原子力に関する知識の普及等を図ることを目的として、電源立地地域及び周辺地域が行う公共用施設整備や地域活性化事業、住民福祉の向上に資する事業など、幅広い事業に対して交付されるものでございます。当市は、電源三法交付金制度のうち電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分に野村町惣川地区が、また原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に三瓶町が該当をしております。

お尋ねの東京電力福島第一原子力発電所の事故以降の電源三法交付金制度の改正でございますけれども、そもそもこの交付金は、先ほど申し上げましたとおり、電源立地地域等の社会基盤整備や産業支援が目的であり、そのための改正につきましては必要に応じて行われておりますけれども、福島第一原子力発電所の事故の実態に配慮した内容では改正されていないと理解しております。しかしながら、先般の伊方原子力発電所3号機の再稼働を受けまして、不測の事態から市民の安全・安心を確保するためには、今後もハード、ソフトの両面からの備えを十分に行う必要がございますので、愛媛県や関係市町と足並みをそろえ、原子力発電関係交付金も含め、市民の安全・安心確保に係る要望等について国へ働きかけたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 中村議員お尋ねの地球温暖化防止対策についてお答えをしたいと思います。

地球温暖化防止をするには、社会のあらゆる主体の原因者による日常的な行動の積み重ねによって初めて効果があると思われまゝす。地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び中核市以上の市にそれぞれの地域における地球温暖化防止実行計画の策定が義務づけられており、西予市においては愛媛県が策定した実行計画をもとに実施をしております。

西予市の主な取り組みといたしましては、化石燃料にかわる木質バイオマスエネルギーの利用促進として、ペレットストーブの推進を行っております。今まで捨てられていた間伐材を利用して木質ペレットを生産し、市民にストーブなどで活用してもらうことによって放置されていた森林がきちんと整備をされ活力あるものとなり、それらによってCO₂が吸収、削減されていくというものであります。平成23年に完成しました市本庁舎において、木質ペレットによる先進的な空調設備の導入などが広く評価をされ、本年4月に公共建築協会による公共建築賞四国地区優秀賞を受賞いたしました。

また、家庭用の太陽光発電システム設置に当たっては、設備を導入する際に設置者へ補助金を交付しており、地球に優しいエネルギー利用を推進しております。

さらに、平成25年度からは、地球温暖化対策や環境活動に役立てる活動として西予森林資源活用プロジェクトを実施しており、その活動の中心にコウノトリとツルの飛来地、人と共生による環境保全をサブテーマとした西予市オフセットクレジットがあります。このオフセットクレジットは、経済活動の中で排出するCO₂を企業や団体の削減努力だけでは全てにおいて対応できないため、企業の責任や社会貢献の一つとしてクレジットを購入していただき、それを資金として森林整備や環境保護などの四国西予ジオパークのまちづくりに活用し、相殺をしていくものでございます。そのほか、ごみの分別を細分化し、再資源化率を向上させ、無駄な可燃ごみを排出しない努力もしているところでございます。

今後においても、引き続き、愛媛県地球温暖化防止実行計画に沿った取り組みを継続して実施し

ていくとともに、先進的な事例を積極的に取り入れるよう、日々の努力をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 地球温暖化防止対策についての2つ目のご質問、市職員の自転車通勤の普及促進についてご答弁申し上げます。

中村議員よりご提案の自転車通勤への切りかえにつきましても、市が行える地球温暖化防止対策として有効な手段の一つというふうに考えております。しかしながら、広大な面積を誇ります本市では、長距離通勤の職員も多く、また夜間の残業、消防団への加入による緊急出動等への対応等も想定されるところであり、自家用車に頼らざるを得ない状況もございます。

このようなことから、近距離通勤者を初め、自転車通勤の選択が可能な職員につきましては、個人の健康促進等もあわせ、自発的な取り組みへの啓発を行いたいというふうに考えております。

また、愛媛マルゴト自転車道の展開もあり、自転車への関心も高まっておりますので、自転車を使ったイベント開催など、エコと自転車を連携させ、情報発信をし、当市のイメージアップを図りたいというふうに考えております。

続きまして、指定管理者制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

指定管理者制度につきましては、地方公共団体やその外郭団体に限定をしていた公の施設の管理運営を株式会社を初めとした営利企業、非営利法人など、その他の団体に包括的に代行させることができる制度で、民間のノウハウにより施設整備費や維持管理費の圧縮につなげていくものとして導入されているところであり、西予市でも現在38施設導入しているところでございます。

まず、指定管理者制度に基づく平成28年度の指定管理施設の管理委託料などの支出予算額についてお答えをいたします。指定管理施設38施設、合計で1億7,954万3,000円となっております。これは、昨年度の同決算額1億7,071万2,000円と比較しまして883万1,000円、率にしまして5.2%の増というふうになっております。過去5年間におきましても、ほぼ横ばいの状態となっておりまして、効率的、安定的な維持管理に努めていただいているものというふうに考えております。

また、指定管理者の公募を行っている施設は1施設であり、法施行前から引き続き管理を行っているものは26施設ございます。公募してもその施設の地域性により参入メリットが少ないことに加え、指定管理者となり得る組織や団体が少ないため、応募者が少ないのが現状でありまして、議員ご指摘のとおり、競争原理が働きにくい状態となっております。

なお、各部ごとに指定管理者審査委員会設置要綱を策定し、行政連絡協議会、また各種団体の代表者や学識経験者を選任し、指定管理者の選定を行っております。

実績報告書等につきましては、担当課で評価、検証を行っておりますが、積極的な情報公開や外部有識者による評価、検証は課題とするところでございます。

指定管理施設の中には公共性と企業性をあわせ持つ第三セクターが運営をし、地域において住民の暮らしを支える事業を行うとともに、産業の振興や雇用の確保など、重要な役割も担っております。その一方で、経営が著しく悪化した場合には市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、指定管理施設の効率的経営健全化等について取り組むとともに、財政比率の強化に努めることが重要であると認識しているところでございます。

さらに、指定管理施設のうち多くの施設につきましては合併以前に設置したもので、市内では類似した施設もございます。建物につきましても、5年後には約3分の2の建物が建築後20年以上経過するとともに、施設についても老朽化が進み、大規模な改修及び更新が必要となる見込みであります。今後、指定管理者の委託内容の精査と見直し、経営状況の検証を行い、設立目的や施設のあり方、存在意義を再確認するとともに、指定管理者等の自立化、統合等に向け働きかけるなど、抜本的な見直しについても検討を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、宇和町新城パーキングエリアと歯長スマートインターチェンジのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の中にありましたパーキングエリア予定地は、旧日本道路公団の高速道路整備計画におきまして、新城地区にパーキングエリアを設置する

計画で用地取得がされております。その後、平成17年に公団の分割民営化が図られまして、当該路線につきましては、西日本高速道路株式会社に施設の管理運営や建設について譲渡をされたところでございます。

ご案内のとおり、西予宇和インターチェンジ以南の松山自動車道は、国土交通省が新直轄方式で整備したもので、完成後の現在は無料開放をされております。無料区間での休憩について、国の基本方針では、コストのかかるパーキングエリアを設置するのではなく、道の駅といったインターチェンジから近い施設の利用を促していくとされております。市といたしましては、当初の高速道路整備計画に基づいてパーキングエリアを設置されるよう要望いたしておりますけれども、西予宇和インターチェンジから大洲北只インターチェンジまでの有料区間が15.7キロメートルであることなどから、現在のところ一般道に設置をされている道の駅等を活用していただきたいとの回答にとどまっている状況であります。

ただ、愛媛県から国土交通省へ提出されました平成28年度国の施策等に関する提案、要望の中で宇和パーキングエリアの整備を盛り込んでいただいておりますとともに、愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会でも要望事項に取り上げていただいております。西予市も他の会員とともに要望活動を続けておりまして、本年度も愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会の会員として、去る7月13日に西日本高速道路株式会社四国支社と国土交通省四国整備局へ、また7月27日には国土交通省への要望活動を行ったところでございます。今後とも引き続いてパーキングエリアの整備について要望を行っていくことといたしております。

次に、歯長スマートインターチェンジの設置についてでございますけれども、この緊急車両入り口は、実現までに非常に多くの関係者の方々が熱心な要望活動を展開されましたたまものでございまして、当時も一般車両の利用も強く要望として出されておりました。要望の趣旨や事業費のほか、本線へ合流する際の安全面などから、緊急車両のみが特別に乗り入れを認められた経緯がございます。現時点では、当該進入路を一般車両が利用することや、歯長スマートインターチェンジの設置は非常に難しいと思われま

す。また、新城パーキングエリア内にスマートインターチェンジが設置できないかというご質問でございますけれども、事業化に当たりましては、西予宇和インターチェンジの直近に設置する理由、十分な社会便益が得られることの説明のほか、前後のインターチェンジの出入り交通量が増加することの確認など、設置の要件を満たす必要がございます。また、接続道路の整備も必要となってまいります。現在のところ、これらの諸課題の解決見込みを立てることが先決課題というふうに捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時52分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時05分）

（日程2）

○議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、3番宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 議席番号3番宇都宮俊文です。

本日は議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は悪天候の中、多くの方に傍聴に来ていただき、まことにありがとうございます。また、このテレビを通じまして市民の皆様に、新人でございますので、この場をかりまして簡単に自己紹介と自分の思いを伝えたいと思います。

私は、つい半年前までは、ミカンづくり専業農家였습니다。息子とベトナムの研修生、そしてまだまだ現役の両親の家族で農業を営みながら、また無茶々園という会社で、自分たちのつくったものは自分たちで売ること、農産物を販売しております。また、ミカン等は首都圏の学校給食などにも販売しております。それから、地元にあるもの、いろいろなものを都会へ売っていかうということで、加工品などいろいろなものの販売もしております。それから、一昨年から介護事業にも取り組むことができました。当然、明浜町というところは老人が多く、にもかかわらず入所できないということがあったり、いろ

いろいろなことから、私たちも前々から介護事業に取り組みたいという計画がございました。ようやく2年前に立ち上げて、介護施設2棟建てまして、大体50名程度の利用者の方に利用していただいております。大体地元の職員を中心にやっております、自分たちがやっているということで、入所者の方もとても喜んでもらっております。これに伴いまして、職員も35名から40名程度、雇用ができました。特に明浜というところは職場がありません。自分たちで何か企業を起こして人を雇って若者を残す、これが大事ではないかなと思っております。

西予市の基幹産業といいますと、第1次産業だと誰もが言われると思いますが、経済ベースで言えば決してそうではないと思います。全国の農村地域ほとんどで担い手不足、高齢化問題など、本当にいろいろな問題があります。ただ、その問題を解決するためには、正しい分析をし、前向きな判断と実行力が大事だと思います。農業が疲弊した一番の原因は所得が低いこと。すなわち、販売価格が安い、不安定なことだと思います。これを解決しなければどうにもならないと思います。そのためにどうするのか。生産者が価格設定できないのが原因なのか、例えば販売方法に原因があるのか、流通に原因があるのか、これらを一つ一つ精査した上で対策していかないと、農業は決してよくならないと思います。例えば、大きい組織の中にいますとそういうことについて何も考えない、ただ農業を一生懸命やっている、それだけではやっぱりこれから生き残っていけないと思います。そんな中でも、市内でも酪農、畜産、養豚、野菜、かんきつなど、成功されている例は十分あります。この方たちがどのような経営をしているのか、これをもう一度見習って、例にしていけることが大事ではないかなと思います。それがどこが違うのか。その方たちは、ビジョンを持ち前向きに取り組んでいるからではないかと私は思っています。1次産業は必ず伸びると思います。そういう雰囲気にしていくことが大事ではないかなと思っております。

先日、JAおちいまばりへ見に行ったんですが、ここは本当すばらしいです。行っただけで感じるんですが、雰囲気が全く違います。さいさいきて屋というJAの直販所に行きましたが、私、20年前にも一回行ったんですが、そのときはプ

レハブ建ての小さな建物でしたが、今は本当に驚くような施設でございます。で、農家が元気がいい。というのは、やっぱり所得がふえているということが原因だろうと思いますが、愛媛県にもそれだけすばらしい農協、幾らでもあります。経営者もおります。そこら辺に負けることがなく、それに近づけるような西予市になっていくことが大事ではないかなと思っております。

それから、後ほど出しますが、学校給食に対してもそちらの生産者が中心になって学校給食を進めてきた。ここが違うところ。それだけ生産者が意欲を持って行政まで動かすという形でやってきたことが、今の結果ではないかなと思っております。私は、今まで生産者組織の代表として、もう20年近くなりますがやってきました。特に若い人に対してかなり厳しいことを言ってきました。みんな、こんなことをやっていたら農家潰れるとか、親の仕事を継ぐ、ただそれだけじゃない、自分が考えを持ってやれというようなこと、厳しい意見を出しながらやってきました。何とか私たちの地域では20代、30代の若い子たちがそこそこふえてきております。農業、ミカンづくりで食べていってますし、また会社やることによって県外から多くの若者が来てやっております。それから、狩江小学校、廃校になったところですが、ここもことし活用しまして、新しい地域の拠点として、地域を挙げて何かをやろうという動きになってきてまして、ぜひ一度、皆さん来ていただきたいと思います。

そのためにも、行政もよその人や自治体と比べるのではなく、柔軟さと決断力を持って取り組むことが何より重要ではないかなと思います。きょうは私の考えを中心に、抽象的な質問にはなりますが、よろしく願いいたします。

それでは、後継者確保及び育成について。

第1次産業の後継者不足、担い手不足はどこへ行っても深刻な問題です。多くは経営者自身が意欲がなく、健全経営をしていないのではないのでしょうか。農業をやっているもおもしろくない、もうからないなどと親が言っているのは、後継者は絶対に育たないと思います。仕事にプライドを持ち、しっかりとした経営をしていれば、おのずと後継者はできるのではないのでしょうか。また、逆に後継者も、親が継いでくれというから仕方なしに農業をやってます、漁業をやっているという

若者がおりますが、こういう方は早くやめたほうが私はいいかなと思います。家業を継ぐのではなく経営を継ぐ、そういう意識がなくてはこれから残ってはいけません。少数精鋭でも構いませんが、もう少し意欲のある若者がこの地に残っていただきたいと思っておりますが、行政のほうの後継者対策について、どのようなお考えかお尋ねします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま宇都宮議員のほうから、議員ご自身がこれまでに取り組んでこられました考え方、あるいは事例等、ご紹介を兼ねてしていただきましたけれども、私ども行政も、今後ともまたご教授いただきたいなというふうに私自身聞かせていただきました。

それでは、ご質問ございました後継者の確保、育成について、現在西予市で取り組んでいること、今後の課題等につきまして答弁をさせていただきます。

現在、西予市では、国の青年就農給付金制度を柱といたしました新規就農者の支援を積極的に行っているところであります。同制度の運用が開始されました平成24年度以降、それまでの新規就農者の実績の約2倍から3倍の数の新規就農者を得ております。平成27年度、昨年度の実績といたしまして、昨年度までの合計で50名、45歳未満の新規就農者を給付金制度で支援をしてまいりました。また、平成26年度の農業経営基盤強化法の改正に伴いまして、認定農業者とは別に新たな認定新規就農者の制度が始まり、青年就農給付金制度のほか、青年等就農資金といった無担保、無利子の資金貸し付けにつきましても、日本政策金融公庫を通して積極的にご活用いただいているところでございます。

西予市単独といたしましては、これまで認定農業者でしか対象でなかった補助事業を、今年度より新規就農者にも対象の枠を広げ、西予市認定農業者等支援事業として経営改善に係る施設や機械の整備等にご活用いただいております。

また、経営指導の面では、西予市青年農業者連絡協議会や普及機関と連携をいたしまして、平成27年度よりパソコン農業簿記講座を実施しております。10名程度の後継者の方々に受講をいただいております。今後ともこういう形での取り組みも続けていきたいというふうに思っております。

す。

このように、新規就農者につきましては、以前に比べて実績はふえているものの、少子・高齢化による農業の担い手不足は依然として当市においては大きな課題と捉えております。今後は、現在市内の農業高校と一緒に取り組んでいる農業教育振興協議会等との連携をさらに深め、さらなる地域の農業後継者の育成を行うなど、将来の地域農業の担い手確保に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 部長、ありがとうございます。今の件ですが、特に後継者に対する給付金の問題です。これは国で決められたことでありますが、私の考えとしては、これは考え方について多少私は問題があると思います。本当に意欲がある人に対して補助金を出す、こういう仕組みではないと、農業が景気が悪いから人気取りではないですが、給付金出して、仮に3年間、5年間補助する、いわばこれは考え方によったら生活のための支援になりかねない資金の考え方だと思います。本当にやる気のある若い人が経営に対して投資する、出資する、これに対して補助するような給付金であってほしいなと思います。私が農業をやっている立場だから言えることですが、ほかの自営業、商業、自分で工場を持たれている方もたくさんおる中で、農業だけこういう考え方をするのはおかしいなと、私なりに思っております。ただ、その中でも一生懸命農業を継ぎたいという方はおると思うんですが、それは経営として経営者が考えるべき、息子にも給料を払えるぐらいな経営をすることが一番大事ではないかなと私は思っております。ちょっとそれでしたが、以上でございます。

それと、先ほど言われましたが、前向きな考え方をやる、認定農業者、また若い人にはこれからも十分な支援を考えていただきたいと思います。

それでは、続きまして、地産地消、それから食育についてご質問いたします。

ご存じのとおり、西予市は海拔ゼロメートルから1,400メートルまで、農畜産物、海産物、全てがそろいます。しかし、地元の小・中学校、保育所の給食、あるいは福祉施設等には、地元の食材は余り使われていないと思われます。例えば

城川のトマトですが、トマトといえば青いうちにとって出荷して熟れたものを購入するという仕組みですが、学校給食に使うとしたら当日納品ということで、給食用に前日、あるいは前々日で農家に赤く熟れたものをとってもらって毎日出荷してもらう、こういうことは必ずできると思います。せっかくおいしい食材が地元にあるながら、今までのような流通で固まった考えでやることには私は本当に疑問を感じます。少しでも安全なものを、そして地元のお父さんやじいちゃんがつくったものを子供らに食べさせて、できればその方が届けて、子供たちと少しでも話をする、こういうことが食育ではないかなと思っております。実際、私も首都圏、品川区、世田谷区のほうで学校給食でミカンを使ってもらっております。この場へ行って子供たちと食事を一緒にして、どういうつくり方で私がどういう人間ですというのを紹介しながらやっております。もうずっと前からやっておるんですが、栄養士の先生を愛媛まで呼んで勉強会やったり、こういうことが一番大事ではないかなと思います。ただ、こういうことは地元だから逆にできないというところがあるかと思えます。ただ地元のものを使うのが地産地消ではなく、もう少しそこから踏み込んで、どこの誰がどんなつくり方をしたのか、これを伝えること。これによって子供たちが農業に意識を持ち、自分の家の農業に誇りを持てるのではないかなと私は思っています。例えばですが、当然、農業、農家の方、この職員の皆様もあると思いますが、家で食べるものには農薬は余り使わない、出荷するものには農薬ばんばん使う、こういう使い分けをします。ただ、これは農家でないとわからないことです。そういうことで、今の食べ物は食べ物ではなく商品化されていると思います。こういうことも子供たちに伝えて、どうして虫がつくのか、つかないためにはどうしているのか、そこら辺を伝えて、本当の意味で安全なものを供給できる体制が大事ではないかなと思っております。

ということでございまして、西予市の今の状況を教えていただきたいと思えます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。宇都宮俊文議員さん、地産地消、学校給食の食育、この2点のご質問があったかと思えます。あわせてご答弁をさせていただきます。

学校給食におきます地産地消につきましては、本年3月の定例議会におきまして、井関陽一議員さんのほうからもご質問をいただいたところであります。西予市内の小・中学校における学校給食につきましては、3カ所の共同調理場と6カ所の単独調理場で給食の調理を行っておりまして、小学校13校、中学校5校、幼稚園2園に、それぞれ給食の提供を行っているところでございます。

学校給食の地産地消につきましては、食育基本法及び食育推進基本計画によりまして、国においても推進を図っておりまして、愛媛県では第二次食育推進計画によりまして、学校給食における県内産地場産物を使用する割合を品目ベース、あくまでも品目ベースです。品目ベースで35%を目標としております。西予市でも、平成27年度策定の第二次西予市食育推進計画によりまして、学校給食における市内産地場産物を使用する割合を、平成37年度末までに18%を目標値として設定をしているところでございます。この計画に基づきまして、市内の各給食調理場では、旧町ごとに配置した栄養教諭及び学校栄養職員がそれぞれ献立を作成し、各調理場で地産地消の推進に取り組んでいるところでございますが、この目標値に対する平成28年度、今年度1学期の実績としましては、市内産食材が14.7%、県内産食材が市内産を含めまして43.4%となっております。

学校給食における食育についてのご質問もございました。学校ごとに食に関する指導計画や給食指導推進計画を立て取り組んでいるところでございます。議員、ご質問されました学校給食における地産地消の食育についての具体的な取り組みについて、幾つかご紹介をさせていただきます。これにつきましても、前定例議会で宇都宮久見子議員のほうからご質問をいただいたところであります。答弁が重複する部分もあるかと思えますが、ご理解をいただきたいと思えます。

具体的な取り組みですが、1つ目は、給食の食材を児童が調達する活動でございます。小学校1年生、2年生の生活科や全校児童・生徒で栽培したミニトマト、キュウリ、大根、サツマイモ等々の野菜の給食食材への活用でございます。2つ目は、児童が給食調理作業工程の一部に参加する活動でございます。この取り組みにつきましては、衛生管理上の問題もありますので限られた作業に

なってしまいますが、食材として使用するソラメの皮むきを体験させ、その生産者に話を聞くなどの体験をさせた学校もあります。宇都宮議員おっしゃった生産者の顔が見える、生産者と話ができるなど生産者と交流する活動は、食育という観点からとても意義あるものであると考えております。3つ目は、児童・生徒が献立を作成する活動でございます。子供たちみずから献立を考えるリクエスト献立を月に1回程度取り入れております。4つ目は、保護者と児童と一緒に食べる給食試食会の取り組みでございます。給食試食会などを行うことによりまして、食育について、保護者へも啓発を行っているところでございます。

平成29年4月供用開始予定の、仮称ではございますが、宇和学校給食センター及び平成30年9月供用開始予定の、同じく仮称ではございますが、野村学校給食センターにおいては、安心・安全でおいしい給食の提供はもちろんのこと、地産地消を含めた食育の推進につきましても大きな柱としているところでございます。そのため、これまで以上の地場産物活用の取り組みに向けて、供給量の問題や価格、流通の問題など、懸念される問題、課題を洗い出し、各関係者、関係団体で協議、検討ができるよう準備を進めているところでございます。今後より一層、学校給食における食育の推進に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 それでは、続きまして公営企業部所管の地産地消の取り組みにつきましてお答えをいたします。

現在、西予市民病院、野村病院、つくし苑の給食におきましては、衛生管理に配慮しながら、日々患者様、利用者様に対しまして安心・安全な食事を提供しているところでございます。地産地消の状況でございますが、西予市民病院では、今年度より地産地消の取り組みの一環といたしまして、旬の食材など、地元産品を給食に提供した場合、配膳時に食材の産地説明と写真付きのメッセージカードを配布する取り組みを、月に1回ではございますけれども、実施をいたしております。

また、野村病院、つくし苑におきましては、共同で給食材料を仕入れることで、より多くの地元産品を使用することに努めているところでございます。

次に、病院、つくし苑の地元産品の使用率でございますが、昨年度の使用状況調査では、市内、県内産を合わせまして、約40%から45.6%の使用率ということとなっております。そのうち、市内産の食材で米、牛乳、お茶、干しシイタケにつきましては、100%地元産品を使用している状況でございます。今後におきましても、コスト面を十分に検討しながら、可能な限り西予市産で賄い、引き続き患者様、利用者様に対し安心・安全でおいしい食事の提供ができるよう、さらに地産地消に努めてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。

もう一度言いますが、やはり地産地消、この考え方は、例えば流通業者がどんぶり館、農協へ行って西予市産のものを買って、これが地産地消かと言ったら、これはそんなに私は意味がないと思います。同じ売り場の中に、隣に大洲市産があつて、その中で西予市のものを使ったから地産地消、これじゃあ別に価値はない。価値はないといいますが、経済的に少しはプラスになると思うんですが、そこは考え方が違うと思います。地元で本当につくったものを直接届ける。流通が入っても構いませんが、届けるというやり方もできると思います。品目からでも、例えば米、先ほど言ったトマト、時期によってもそうですが、あとキュウリとか、かんきつ類もそうですが、やれるものからやって、流通も工夫すれば単価もそんなに高くないと思いますし、農家にも比較的高い価格を払える、これがなければ農家は絶対やらないと思います。ただ農家が面倒くさい、量をようそろえないとか、毎朝出荷できない、こっから始まると思うんで、そこら辺で意欲のある農家に手を挙げてもらって、やれるものからやるということが大事ではないかなと思います。これをやることによって、それは流通業者からクレームが来たり、今までの流通とは違うので損得だろうかと思うんですが、そういうことにこだわっては何も変わらないと思います。そこら辺でもう一度、本気で取り組むのにはどうしたらいいのか考えていただきたいと思います。

先ほど言いました今治市の学校給食は、多分80%以上が地元のもの、それを地元の生産者が毎

朝届ける、こういう仕組みをやってます。これは、その当時の市長を中心に運動を起こして、生産者の団体のほうから動いて行政の考え方を变え、農家の皆さんの考え方を变え、そして市民の皆さんの考えも変わってやってると思います。ここは本当に日本でも有名なぐらい地産地消、それから農業に対する意識が高いところでございすんで、ここを例にしてもらって、少しでも近づけるような対策をしていかないけないと思っております。

また、私たち議員の中でも学校給食について委員会をつくっておりますので、また生産者、それから行政、そして私ら議員も一緒になって前向きに検討していかなければ、ただ栄養士さんに対して地元のものを使いなさい使いなさい、これじゃあ絶対進まないと思います。何遍も言いますが、生産者の意識を変えることが大事かと思ひます。これをやることによって農業に対する考え方が変わってくると思ひます。食育というのはそこにつながりますので、これをおろそかにすると後継者も育ちませんし、市も栄えないのではないかなと思ひます。

それでは続きまして、有害鳥獣の駆除についてご質問いたします。

イノシシの件なんですが、三瓶、明浜のかんきつ地帯、それから野村、城川の田園地帯、どこへ行っても今イノシシの電気柵をやっていたりおりをやっていたりしております。ちょうど4月、選挙期間中、私も城川、野村、ずうっと回らせていただきましたが、奥のほうでは田んぼ全てでおりをやって、人間がおりの中でのものをつくっているという状況でございす。これは天災よりもイノシシの被害のほうに深刻だと思ひます。防ぐだけではやっぱり限界があると思ひます。これを何とか駆除することが大事ではないかなと思ひます。これに対していろいろ補助金を出してやっていただいていると思うんですが、おりだけでは対応できない。とることが大事だと思ひます。ご存じのように、猟友会の方々も高齢だったり人が少なかったりということで、なかなか駆除は難しいとは思ひますが、何か手だてを考えないと、本当にここでのものはつくっていけない状況になるのではないかなと思ひます。私の簡単な考え方ですが、例えば警察のOBの方に猟友会に入ってもらふなり、そういうふうな考え方はどう

なのか、検討することはいろいろあるかと思ひます。そういうことで現在の策として何かないものかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま有害鳥獣、特にイノシシの被害の関係について、現在の対策状況、今後の考え方等についてのご質問でございすけれども、有害鳥獣による農作物への被害は、集落の過疎化や高齢化等に伴ひまして年々、ご指摘いただいたように深刻化しております。その被害の軽減を目的といたしまして、電気柵やワイヤーメッシュ柵の整備、いわゆる防御を進めております。過去7年間の実績になりますけれども、補助、単独を含めまして、電気柵で約90キロメートル、それからワイヤーメッシュ柵で約300キロメートルを設置をしてまいりました。これは非常に大変な数字だろうと思ひますけれども。

また、有害鳥獣駆除につきましては、平成22年度から予察捕獲による計画的な捕獲実施によりまして、イノシシの捕獲頭数は大きく伸びてきております。ちなみに昨年度実績にございすが、1,369頭が捕獲をされております。これは、10年前の平成18年度と比べますと約2倍の実績となっております。

そうやってとる量はふえているわけでございすけれども、農作物への被害は近年横ばいの状況でございまして、平成27年度は被害額3,094万円に上っておりますし、被害面積1,872アールというふうになっております。今後とも適切な防除と効果的な捕獲を両輪として推進をし、被害軽減を図りたいというふうに思っておりますけれども、ご指摘のありました狩猟者の確保でございすけれども、重要な課題というふうに捉えておりますが、触れていただきましたように、高齢化や社会環境の変化等によりまして、効果的な増加促進は難しい状況にあります。

そのような中、当市における捕獲従事者数につきましては、平成28年度4月現在で257名が登録となっております。この数字は、10年前の269名と比較いたしますと、10名程度の減にとどまっております。これは捕獲隊や猟友会のご協力により維持できているものでございすけれども、ただご質問の中でも触れていただきましたように、実際に活動されている方が減少してきている状況もあると思ひます。

なお、ご指摘のありました警察関係者による捕獲実施についてでございますけれども、銃器を持つこと、銃を持つことに対する心理的障壁も低く、有効な手段であるというふうに思われます。先日実施されました県内の市町の有害鳥獣担当者の意見交換会におきましても、近年新聞等で取り上げられる回数がふえておりますけれども、市街地に出没する有害鳥獣対策としては、警察官の方による駆除の実施を県に対して提言をしていく検討がされたというふうに聞き及んでおります。特にイノシシ、ニホンジカにつきましては、非常に行動範囲も広く、市町の区域を越えた対策が必要ではないかと感じております。今後とも、国、県のほか、他市町村、いわゆる近隣市町との連携もとりながら、効果的な有害鳥獣対策を進めていく必要があるというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、国道378号の整備についてお尋ねしたいと思います。

ことし6月の豪雨により、明浜町岩井地区において大規模な崖崩落があり、全面通行どめになり、田之浜地区の方は孤立し、本当に苦労されたことがありました。特に小・中学生は、スクールバスで三瓶、宇和を回り俵津まで片道約1時間半かけて通学したり、病院通いのお年寄りも大変な思いをされました。また、緊急車両におきましても、この間、重篤な患者さんはいなかったと聞いておりますが、かなり時間を要したということでございます。ただ、当初、復旧の予定は2カ月から3カ月かかると言われておりましたが、工事関係者、土日返上で工事に当たっていただき、約3週間余りで通行できるようになりました。この場をかりてお礼申し上げます。また、担当部署、産業建設課の方々、本当にご苦労さまでございました。まだまだ2車線化されていない、乗用車同士でも離合できない道、明浜地区にはかなりあります。これについての整備計画をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 国道378号の整備につきましてのご質問でございますけれども、今後、道路の拡張についてどのような計画があるかという

ことだろうと思いますけれども、まず現在の状況でございますけれども、明浜町におきましては、俵津バイパスが平成10年から整備に着手いただきまして、今年度完了の予定でございます。そのほかには、県単独事業でございます生活道路改良整備事業で、明浜町狩浜を平成24年度から30年度の年次計画で整備をしていただいております。同じく県の事業でございますけれども、愛媛マルゴト自転車道改良事業で、明浜町高山から大早津の間を平成23年度から32年度までの計画で実施しておりますし、宮野浦、岩井地区ですけれども、平成23年度から32年度の年次計画で整備をしていただいている状況でございます。今後におきましても、年次計画に基づき、継続箇所 of 整備を進めていただく予定でございますけれども、当路線は、378号線につきましては未整備区間も非常に多く、各地域からの要望も多く出されている状況にあります。新規の道路拡張等につきましては、市民や国道378、八幡浜宇和島間の整備促進期成同盟会などからの要望をどのように実現していくかということを検討しているところだというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。今の件、十分了解したところでございますが、先ほど言った岩井地区、ここについては本当に危険なところですよ。切り立った断崖絶壁のところ、狭い道路があり、今回こういうことで崩落があったのですが、たまたま車が通っていなかったのよかったわけなんです、最優先にここの対処をしていただかないと、またこういうことがあろうかと思っております。これに対して、今回の崩落があり、市のほうでも対応策としてフェリーの準備も考えていただいたということも聞いておりますが、こういうことも今後起こり得ることを想定して、早い対応をしていただきたいと思います。と思っています。

それでは、もう残り2つ、3つ、一緒になるわけなんです、伊方原発から当然30キロ圏内にあります。特に三瓶町皆江、蔵貫、下泊、それから明浜町田之浜、高山、ここについて、逃げるときにはこの道を通らなければいけない。私、素人の考えでは、三瓶地区、中心部より南の方は南へ向いて逃げるんではないかなという考え方をしておったんですが、聞いてみますところによります

と、三瓶中心部へ集まって、それから避難をするという県の方針だそうでございます。ただ、先ほどから言ってますように、田之浜地区におきましては、今回このようなことになれば逃げるところがどこにもありません。当然、あの狭い道では逃げることができません。これを強く県に言っていただいて、早急な対応をしていただきたいと思います。この件につきましても答弁お願いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 国道378の早期改良ということでございますけれども、ご指摘のとおり、迂回路整備が困難な区域におきましては、国道378号の早期の整備に頼らざるを得ない実情にあるかと思います。土砂崩落の危険箇所に対応した優先整備、将来において想定されます南海トラフ巨大地震等を踏まえた優位性の高い工法等について、市民の相互理解や愛媛県との調整が重要ではないかというふうに思っております。命と暮らしを守る道づくりに向け、関係機関と連携した要望活動の強化を図っていく考えでございますので、議員の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援をいただきたいというふうに思っております。

以上、建設部所管としての答弁とさせていただきます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいま伊方原発から30キロ圏内にある三瓶町、明浜町までの避難ルートのご質問がございました。ご答弁させていただきます。

西予市は、伊方原発から30キロ圏内に市の人口、世帯数の約7割、また面積につきましては約5割が含まれております。国が設定をしました緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZと呼ばれるものでございますけれども、30キロ圏内の住民を対象として、原子力災害時における避難について、愛媛県広域避難計画によりまして、また西予市住民避難行動計画を策定をしているところでございます。その計画に基づきまして、広域避難先として、先ほど議員のほうからもご指摘いただきましたけれども、三瓶町の住民の方は、一時集結所である三瓶中学校を經由をしまして、野村町の乙亥会館へ避難をするというふうなことでございます。また、明浜町の住民の方は、

一時集結所であります明浜中学校を經由をしまして、広域避難先であります東温市の総合公園のほうに避難をするというふうな計画となっております。この避難経路につきましては、市内の幹線道路であります、先ほど来の国道378号線、重要な避難道路というふうになっておりますし、昨年10月の県知事宛ての伊方原子力発電所3号機再稼働の反対に際しての要望の中におきましても、広域避難道の整備としまして、特に緊急な整備の要望をしたところであります。これまでも、先ほど来ありましたように、各関係機関、団体等で早期の要望をされているところでありますし、6月の明浜町岩井、田之浜間での大規模な土砂災害による長期の通行どめ、住民の方、大きな影響を受けられましたし、また大きな不安も感じられたというふうなことでございますので、今後におきましても、命をつなぐ道路というふうなことで、国道378号線、早期整備についての国、県等に強く要望していくというふうにしていきたいというふうに考えておりますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君 ありがとうございます。本当にいろいろな場面を想定していただいて、絶対大丈夫と言えるような道路を早急につくっていただきますよう、県に対して、国に対しても要望していただきたいと思います。この件に関しては、また明浜の区長会のほうから陳情という形で提出させていただくつもりでございますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時52分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、21番酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 議長より許可を得ておりますので、一般質問をいたしたいと思っております。

一般質問には、代表質問、それから一括質問、分割質問とあるわけでございますけれども、私は一問一答方式で一般質問を行わさせていただきます。やはり、何度やりましても一般質問といいまするのは緊張するものでございまして、先ほど宇都宮議員が初めてやられましたけれども、初心に返

りまして、私も自分の信念というか意見を言うのではなく、行政側の市民に対する考え方をしっかり伝えていただく、そして私どもに納得のできるような形でご答弁を願います。

本日、昭和42年の大干ばつを思い出してありましたところ、本日の台風12号によりまして、あの昭和42年の大干ばつ、私、大学生でございましたけれども、かんきつの葉は振るい、くり等々の野菜もほとんど全滅すると、そのような大惨事がございました。それをことしのお盆ごろにはまたまたそういうことがあるのかと思っておりましたら、本日、台風12号によりまして、本当の恵みの雨になっております。そして、風は意外と思うほど少なく、本当にこうして議場の中で天に対して感謝をする次第でございます。

この議場の議員のメンバーも、本年から旧町の議員を経験した議員は4名となりました。合併当初からのいろんな経緯、そのようなものを理解し、認識されてる、経験されてる議員がだんだんと少なくなっていきました。西予市は一つという中で、管家新市長が生まれました。その中で質問をさせていただきますけれども、先ほど宇都宮議員が国道378号線の件につきまして質問をされました。これにつきましても、私と重複する点がございますけれども、その点は省略しまして、お答えを願っていただいても結構でございます。

1問目、国道378号の進捗状況及び今後の計画についてをお尋ねをいたします。

昨日、私、松山へ行ってまいりまして、伊予市、長浜、そして保内、八幡山のほうへ回って帰ってまいりました。狭小のところは一カ所もございません。八幡浜から西予市、明浜、そして三瓶、そして吉田宇和島に通ずるところが狭小で、まだ2車線に完成していないところが先ほどの説明のとおりでございます。これにつきまして、現在の期成同盟会、私も旧町のときに議長をやりましたときに期成同盟会の中に入れていただいた経験がございます。この期成同盟会の組織構成、運営につきましてお尋ねしますが、先ほどの答弁の中で、八幡浜宇和島期成同盟会という形になっておったようでございますけれども、378号線につきましてはなかなか国道昇格にならない。28年前、私が議員に立候補しようと考えたのは、この378号線、俵津地区の狭隘な道路を何とか広くしたいという大きな思いで議員に立候

補した経緯がございます。それが本年度完成を見るということでございまして、いろんな紆余曲折はありましたが、感無量でございますので、いろんな面で質問をさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げました期成同盟会についての運営、そして現在の構成組織はどのようなになっているかお尋ねを申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま酒井宇之吉議員さんから、国道378号に対しての当時の強い思いを言っていただきましたけれども、非常に議員初め地域の多くの方々のご努力によりまして、平成28年度、今年度、378号につきましては一応の完成というふうになっております。

ご質問の中で、組織の構成ということでのご質問がございました。国道378号、八幡浜宇和島間整備促進期成同盟会というのが組織がされております。会則の第5条で、路線に関係のある八幡浜市、西予市、宇和島市の3市の選出する委員をもって構成がされておまして、構成員は市長、議会議長及び議会の建設担当委員の3名をもって構成するとなっております。また、監事といたしまして、県の建設関係、各市町の建設関係の職員が選任をされております。加えて、これもご存じかと思いますが、地域選出の県議会議員の方々が顧問となっていております。当時と大きな変更はございません。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 当時、伊予市からの国道昇格だったと覚えております。そして、昨日も、先ほど申し上げましたように走ってみますと、本当に2車線のすばらしい道ができております。もともとは西田代議員が唱えて昇格になったというような経緯、強い政治力で昇格になった国道であると認識をいたしておりますが、八幡浜以南が非常におくれていると、この点につきましては残念至極でございますけれども、俵津工区が平成10年から始めましてやっと完成を見ると、これは紆余曲折ございました。漁業組合とかのいろんな問題がございまして、埋立申請の問題、いろんな経緯がございましたけれども、本年完成するにつきましては感無量でございます。

そこで、俵津工区の完成予定についてお尋ねをいたします。この工区につきましては、地区の

方々がいろんな海岸に向けての排水路、道路、その地区の要望が出ております。これにつきましては、一つ一つ、国道が完成した暁にはという、私の議員活動の中でお答えをいたしております。この件につきましては、国、県の管理下での378の設計でございますので、市がやらなければならない部分、県がやらなければならない部分、国がやらなければならない部分について、地区要望の進捗状況、今後の対応についてお尋ねをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 酒井議員、ただいま触れていただきましたとおり、国道の改良でございますので、それぞれその分担がございます。そういった中、俵津バイパス道路改良工事に関連した地区要望につきましては、3件の排水路改修と水路への転落防止柵の設置について、私ども伺っております。内訳といたしまして、排水路の関係でございますけれども、県の実施分が2件ございまして、国道横断の暗渠排水路につきましては、昨年度、平成27年度に完成をいたしております。残りの1件につきましては、今年度中に実施予定というふうに伺っております。また、市のほうで実施をしなければならない排水路の関係につきましては、できる限り完成に向けて早く取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、俵津バイパス横の水路への転落防止柵の設置につきましては、かなり、ご存じかと思えますけれども距離がございます。優先順位をつけて、今年度から順次実施をしていく予定といたしております。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 埋立地の現在完成しているところの緑地に使ういろんな使用目的については、市の管理下内に置かれていて私は認識をいたしております。その中で緑地、そしてそれに付随する378号完成についての緑地、そしてトイレの設置等々について、そして現在、本年度の秋祭りについての件につきまして、どのようにして土木事務所、そして県との話し合いがなされているのか、それについてもお尋ねをいたします。

J AのAコープが移動しない、一つの具体的に入らないと、緑地化の計画書もなかなかできにくい。そして、文楽会館の要望が出ております倉庫

等々につきましても、今後いろんな対策が必要かと思っておりますが、お尋ねをいたします。完成起工式等々につきましては、この質問が終わった後で再度質問させていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 埋立地の利活用の問題でございますけれども、旧市場付近の緑地につきましては、多目的広場や公衆トイレ等、さまざまな活用が考えられますけれども、構造物等、一度設置してしまいますと後ほどの異動等もなかなか難しくなってしまうので、地域関係者と連携し、整備計画を進めていきたいというふうに考えております。

それから、秋祭りでございますけれども、県に確認をいたしましたが、例年どおり俵津の宇和島自動車車庫で実施できることを確認いたしております。

それから、J AのAコープの移転の関係でございますけれども、J A内部で委員会を立ち上げ、協議検討する予定というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 J Aにつきましては、国道378ではなしに、主要県道俵津宇和線の用地買収、建物買収によって378の埋立地をどういうように利用していくかと、こういう論点になると思いますので、378号号についての問題ではなしに、そちらのほうを早くしていただいて、378の跡地の利用について進捗を早くできるように、一つご協力をお願いしたいと思います。

そして、トイレの設置でございますが、消防詰所が建つときに、消防署にトイレはございません。そのときに、緑地化のところに建てるという約束事のように聞いておりますが、トイレの設置は緑地化公園の中に建てる計画はありでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 はい。ご質問いただきましたとおり、公衆トイレということで考えておりますので、また地元と協議をさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 秋祭りにつきましては、業者の工事の発注をしているところが、例年使っているところがもう工事が発注されているようでございますけれども、これにつきましては、業者、そして県のほうとお話をして、秋祭り、10

月20何日だと思いますが、それが終わってから工事を施工するというようになってるようでしたので、ほっといたしているところでございます。

それでは、バス路線についてお尋ねをいたしますが、バス路線の俵津玉津トンネルが完成して、そして現在の古いトンネルを今もってまだバス路線を供用してると。この問題につきましては、一般質問にも私、以前申し上げました。これは、危ないトンネルをなぜ通すのかという問題がございまして、また県のほうは、新しいトンネルが出てからも7,000万円の古いトンネルの工事補強をやりました。この点につきまして、バス路線がいつになったら新しいトンネルを通して、明浜の人たちが宇和島、吉田のほうへ行くのに安心・安全な通学、通勤ができるのかお尋ねをいたします。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまバス路線についてのご質問がございました。具体的には、俵津玉津トンネルへの路線変更の件でございますけれども、田之浜宇和島線におきましては、俵津玉津トンネルへの路線変更、そのプロセス、認可等にもついて以前にもご質問がございまして、またご心配もいただいております。現在、明浜地区のバス路線、田之浜宇和島線は、宇和島自動車株式会社が運行しているという状況でございます。通常は、宇和島自動車が路線の利用者数や運行経路等を勘案しまして、社内で検討され、路線変更の必要があれば、自治体への連絡、相談等を経て、四国運輸局愛媛運輸支局への運行計画の変更申請を行って路線変更が認められるというふうな手続になっております。今回の俵津玉津トンネルの変更でございますけれども、宇和島市、そして西予市からの意向、要望等を受けまして、その後、宇和島自動車社内で検討され、路線変更の認可を受けるという経緯となっております。

その結果でございますけれども、10月1日から、現在の玉津隧道を通る路線から俵津玉津トンネルを通る路線に変更するというふうになっております。宇和島から俵津方面への路線につきましては、国道378号線の既存のルートを停留所、池の浦まで走行しまして、同集落で折り返してその後また俵津バイパスまで戻り走行するというふ

うな路線になるようでございます。逆に、俵津から宇和島方面への路線につきましては、俵津バイパスを通り、池の浦まで入り、その集落で折り返すルートというふうな、そういうルートに変更が10月1日より行われるというふうになっております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 俵津工区、新しくできるところの道のバス路線につきましては、もう現在の旧警察署の前を通るのか、それとも今年度378が完成しましたら、来年度4月1日から新しい道路を通過するのか、その点については確認がとれてるかどうかお尋ねをします。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまの件でございますけれども、現在のところ正確に確認はとれてないというふうに感じておりますが、地元の要望等を出していただいて、先ほどの認可の方法等に従って、今後、宇和島自動車株式会社のほうが新たな認可をとっていくというふうになろうというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 28年前にこの道路をつくりたいなという形ものが、刻々と形に見えてきておりますし、非常にうれしく思っております。

そこで、このトンネルの地区住民が今までのような苦勞をして、そして埋め立て同意、いろんなことをした経緯がございますので、俵津地区の完成起工式についてお尋ねをいたします。

俵津玉津トンネルが開通するときに、知事さん、いろんな来賓、国会議員さん、来ていただいて開通式を盛大に行った経緯がございますので、この件につきまして、完成起工式のご予定があるかどうかをお尋ねいたしておきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま酒井議員のほうからご質問の中でも触れていただきましたように、平成26年度に俵津玉津トンネルの開通式を行いました。俵津バイパス全線開通に伴う開通式の実施につきましては、県、あるいは期成同盟会及び関係地域と調整、協議を行って決定したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 これからの質問につきましては、先ほどの宇都宮議員の質問と重複するかもしれませんが、378号線の要望については、改良につきましては、今現在でもいろんな計画がなされてることは先ほど説明がありまして、私も存じ上げているところでございます。その中で用地買収ができなくて工事の進捗が進まない、そういうところもあるように聞いております。そして、もう一点ありますのは、この点につきましては、それぞれが378の国道改良については、県の予算がいろんな目的別の予算に分かれております。建設課長、ご存じですね。それが、いろんな形で予算が入ってるものですから、378号の国道の一本化的な予算の中で計画的にできてないように私は感じておるんですが、いかがでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議員おっしゃるとおり、国道378の俵津バイパスの改良のように、長期ビジョンの中での改良計画の部分とマルゴト自転車道のように、県のほうの考え方といたしまして改良を加えていくというような事業と、いろいろ入ってきております。県の単独事業での視距改良といえますか、一部狭い部分についての一部改良等も入ってきておりますので、議員がご指摘いただいたように、いろんな形の事業が入っていることは事実でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 そこで、岩井地区の事故の崩落のことに移りたいと思いますけれども、このいろんな急傾斜の中でも378号線の中でも非常に一番危険度の高いところと言わざるを得ません。今まで落ちなかったのが不思議なぐらい。それを考えてなかった我々も落ち度がある、このように思っております。区長会から多分、今度陳情がまた出てまいると思いますが、岩井地区のこの問題につきましては、優先順位を上げていただいて、期成同盟会の中で議論していただいて、工法等々について考えていただきたい、このように考えております。我々、いろんな勉強会もこれについては知りました。先般、山本新大臣になる前でございますけれども、この話をいたしましたところ、トンネルにすると長期にかかるよと。そして、あそこを直す手だてではないものかと。拡張す

るにしても大変だよと。そこで、ちょっと出ましたのが、洞門方式、箱根駅伝のときに洞門の下を走る、ああいうのも考えられないかなというような形がありました。これについて、ひとつ方法論があるか、そしてまたこの岩井地区を県のいろんな予算ではなしに378号線の工区の指定にできないものか、そういう運動を地区を挙げて、そして先生方、国会挙げて、国挙げて、あの岩井地区が378号線の工区設定にできる努力をしていただくかどうかを市長にお尋ねします。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま酒井議員から岩井地区の一般の崩落の現場のことにつきまして、私も現場に行きましてその実態も見ましたし、何度もあその場所を通らせていただいて、ご指摘のとおり大変な場所である、今までそういうことが起きなかったということ、今までも起きてはおるんですけれども大事に至らなかったということがちょっと不思議かなというぐらいな、そういうことは感じておりまして、今、議員にご提案いただきました件につきましては、期成同盟会という組織が大城市長を会長として設けられておりますので、私もその会員の一人でありますし、八幡浜でも今回の梅雨前線豪雨で同じような状態になっておりますので、そのあたりも含めて、先生方への陳情を含めて、前向きに検討していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ありがとうございます。もう長年議員をやっておりますと、予算っていうのは、東北に大きな災害があったり、そして熊本にあったりすると、国の予算ってのがなかなか予定してたのがスムーズに回ってこない、こういう現状も私は認識いたしておりますけれども、ことこの田之浜地区につきましては、今まで狩江地区の長期ビジョン、高山地区の一部的改良の部分がずっと両刃で要望が出ておりますけども、そのことも含めまして、ひとつ地区を上げて頑張っていきたいと。議員としても、宇都宮議員ともども、地元議員としても努力していく所存でございますので、よろしくご協力を賜りたいと思います。

続きまして、職員の派遣についてお尋ねをさせていただきます。

現在の派遣は現状はどのようになっているか、

またこの目的について、現在どのような効果があるのか、まず1点お尋ねをいたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 今の議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本件の派遣状況についてお答えをいたします。現在、愛媛県東京事務所に1名、愛媛県に2名、南予地方局に1名、愛媛地方税滞納整理機構に1名、愛媛県後期高齢者医療広域連合に1名、一般財団法人地域活性化センターに1名、地域包括支援センターに1名の、合計8名の職員を派遣しております。愛媛県への派遣は、実務研修の一環としての市、町の希望に基づく派遣のほか、人材育成の相乗効果を図るとともに県と市、町の行政課題における総合理解と連携強化を図るため、職員を相互に派遣する交流事業の2種類がございまして、この総合交流として現在2名の県の職員を受け入れている状況でございます。各方面における職員の派遣におきましては、市と関係機関との連携強化のほか、職員自身の意識改革、職務能力及び資質の向上に貢献することを目的に、市の組織機構及び体制の中で可能な範囲において実施をいたしておりまして、その効果といたしましては、この目的を十分に達成して、職員が帰ってきているというような評価をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 大体、目的はどこの自治体もがやってるような形でやっておられると思いますが、1つ抜けてるかもしれませんけれども、西予市に対する県からの派遣がございませんか。そしてどういう活動をやっておられるかお聞きします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいまの質問の中でお答えをいたしましたが、県からは2名、市役所のほうに来ていただいております。福祉事務所福祉課子育て支援係に1名来ていただいております。そして、もう一人は産業建設部農業水産課の農業係として1名を受け入れています。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 派遣されてる方、派遣してる方、多分教育的なことが大きな目的だろうと

思っておりますので、若手のこれから伸びていく、いろんな体験をさせて、そしていろんな視野を広げると、こういう目的があらうかと思えますけれども、市の職員を民間企業に派遣するというような案はございませんでしょうか。多分、教育委員会の中でも学校の教員が半年間、スーパーフジへ行ったり、民間のところへ行っている、教育的な立場の方がそういう民間の企業のところへ行く派遣制度もあるようですが、市の職員が民間レベルの意識を持つために民間企業の中へ入っていくというような考え方はお持ちでないでしょうか。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいまのご質問でございますが、以前は公勤で株式会社とか、もうけに対する会社に派遣するというようなことがいろいろと抵抗があつて、なかなか実現できていない、議員の言われる効果はあると思えますけれども、そういうところのネックがありまして、なかなかできてない状況ではありましたが、現在、実績としてほかの自治体ではそういうことをやっている自治体も出ておりますので、その辺のノウハウを検証しながら、実施に向けた方向で検討していきたいと、そのように思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 市の行政を預かる人は、やはりどこの企業でもそうです、どこの自治体でもそうです、どこの団体でもそうでしょうけれども、人それぞれが財産であり、人それぞれがその団体、組織をこしらえていくと、こういうように考えておりますので、優秀な人材、そして多面的な視野を広げるような形の対応をまたお願いしたいと思います。

続きまして、総務省よりの派遣について、先般、もう名前も出ささせていただきますけれども、大平部長が企画部長として来られておりました。2年以上おられまして、私も議員としてつき合わせていただきました。池の中に、よどみの中にどぼんと大きな石を投げられたような感じがする反面、帰られると、それがもとによどみが返るのかなと。それとも大きな宇和海の中に石を投げて、何にも影響がなくていろんな形が残らなくて、そのうち大平部長という名前も忘れられるのかなと。どちらが本当だろうかと思う両面性があ

るなど、このように考えております。国の官僚のあの早口答弁、もう本当に存じ上げております。このような早口言葉がこの議会の中には生まれてきません。ああいう異質な形が影響効果、職員にどのような影響を与えたのか、そして今後どのようにしていくのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 今、ありがたいお言葉をいただきましたけれども、総務省の事業におきまして、日本経済の再生に向け、地域の元気を創造し、地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために、国の制度の中で職員を2年間派遣する制度がございました。西予市もその制度にのっとり応募をして実現をしたという経緯がございますけれども、前大平企画財務部長就任によりまして、各計画の作成過程、第2次総合計画、ジオパークの計画、そういう計画に多大な影響を与えていただきました上に、職員教育に対しても前の三好市長の言葉をかりますと、良薬口に苦しというような表現をされましたけれども、いいにつけ悪いにつけ、職員に対しては相当な効果がありましたし、私たちもそれを実感をしてしております。駆け足で2年が過ぎ去っていききましたけれども、私は大平チルドレンといった表現をしておりますけれども、企画、財政、そういうような部門の中で後継者が育っているように感じております。これからこういう制度があればまたそういう機会も捉えながらやっていきたいと思っておりますけれども、こういうような小さい市、町に国の官僚の方が来ていただくというのはまれでございますので、手を挙げたからすぐそういうのはないかもしれませんが、また機会を捉え、皆さんの記憶が薄れるころにはまた、ぜひそういう刺激を与えていただくようなこともやっていきたいと思っておりますし、帰られましたけれども、政策アドバイザーとして2年間、またお願いをすることにしておりますので、何かその必要が生じたときには相談をしながら、またアドバイスを受けたいと、そのようなことでやっていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 よどみの中に石が投げられたというような表現をしましたけれども、今の

お話を聞きますと、やはり清水の中にすばらしいコイが1匹どぼんと飛び込んだと、このような感じがいたしておりますので、またそのコイが子供を産んで、大平チルドレンというような形で政策を継続できるようにお願いしたいと思っております。

なお、大平氏が政策を提案したマイナンバー、ジオパークに対するいろんな多面的な見方につきましては、継続して、なくしていかないような効果を期待をいたしておきます。

続きまして、第3点目でございますが、高齢者社会の対応についてでございます。

今回、8回目の選挙をやらせていただきました。そのときに、選挙をやるたびに、選挙運動をするたびに、高齢者の対応について、高齢者が生きがいを持って生きていく、高齢者の方が坂の上の雲を目指して生きていく、そして自分の人生の生きがいのすみかとして西予市を選んでよかったなと思えるような施策がなされているんであろうかと、このように感じた次第であります。

そこで、西予市の人口高齢化率、これは65歳以上を捉えておりますけれども、40%を超えるようになりました。西予市の人口も4万人を切っております。このような中で、もう少し4割の人たちが生きてる、住んでおるこの西予市の中で、若い者が育たない、後継者を育てよというのはよくわかります。わかりますけれども、この4割の人たちがすばらしい生き方を西予市でしていただきたいと。死んでいきます、いつかは逝くでしょう。逝く方々が西予市に住んでてよかったと言えるような形の施策をどんどんすることが、若者がふえる一つの要素ではないかと、私はこのように考えております。この人口シミュレーションは一般質問の中でしっかりとさせていただきました。やはりシミュレーションどおりに進んでおります。この中で60歳以上、また65歳以上、70歳以上の方々がどのような生き方、どのような考え方でいるのか、そしてこれを分析して、西予市はどのような政策をしたらいいのか、この点について1つずつお尋ねをいたします。

まず、高齢者とは、老人とは、そして壮年とは、そしてそれぞれの構成比率はどうであるか、お尋ねをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ただいまの酒井議員のお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

私も常々、退職をされた職員の方がたまにありますが、60歳の定年でおいでたら、もうほんと現役と変わらないと。65歳を過ぎた人が高齢者というのは、もう本当に今の時代に当てはまらないなと思っておる一人でございますが、ちょっとかたい回答になると思うんですけど、国際的な観点からも高齢者の年齢の定義は異なっており、国連では60歳以上、またWHOでは65歳以上を高齢者としております。また、我が国の人口統計上の捉え方といたしましては、15歳未満が幼年人口、15歳から64歳が生産年齢人口、65歳以上が老年人口とされており、高齢者の捉え方としては65歳以上が老人であると認識をしております。また、老人福祉法では、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることとされており、その措置の対象者として法のあらゆる条文において、65歳以上の者と規定されていることから、一般的に老人とは65歳以上の方々を指しているのかと理解をしておるところでございます。また、壮年とは、心身ともに成熟して働き盛りの年ごろという意味合いで、青年期を終えた25歳から44歳までを指しているものと介しております。厚生労働省が策定しております健康日本21においても、青年期が15歳から24歳、壮年期が25歳から44歳、中年期が45歳から64歳、65歳が高年期と区分をされております。

構成につきましては、本年7月末の西予市の総人口では3万9,733人となっており、その構成は、幼少年期が4,150人で10.4%、青年期が2,774人で7.0%、壮年期が6,699人で16.9%、中年期が9,836人で24.8%、高年期が1万6,274人で、いわゆる高齢化率が40.9%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ただいまの答弁によりますと、65歳以上が、概算しますが約41%と捉えて、そして現在定年退職します60歳になりますと、概算でいきますと、もう45%を超えるんではないかというような気がいたしております。そして、旧町ごとで言いますと、明浜町、城川町はもうとっくに50%を超えてるという現状の中

で、このような現状を踏まえた中で、いつまでも若い人をふやせ、若い人をふやせと、ずっとここ10年間言いました。いろんな施策もしました。したけれども、人口シミュレーションどおりで進んでる。

そこで、最近、ブータンの国家の幸福論はよく言われます。富でもなし財でもない、そこに住んで、その人々との触れ合いの中で幸せ、幸福感を感じて人生を送る、このような形を、前の一般質問もこの話をいたしましたけれども、このような中で西予市は進むべきではなかろうかと。生産人口構造の数の減退、その辺も含めまして、2番目の高齢者、老人の社会生活の分別についてお尋ねいたしますが、これにつきましては、国際的には60歳以上、日本では65歳以上が老人だという観点がまだ定着していないんじゃないかと。老人っていうと、実際何歳だろう。はっきり65歳なら65歳から老人ですよと、そのような定義的な活動もしないと、老人と高齢者とはどっちがどっちかわかんない。私ら70歳になりますけれども、もう私らまだまだ若いつもりでおりますが、ここにおられる議員の方も傍聴者の皆さんも、来られる方はみんな若い気でおるんですが、このような人たちを、我々のような形の人をつくるためにお尋ねしますが、職業とか無職、介護を受けられてる、1万6,000何がしの人口の中で、65歳以上の方で職業形態、どういう生活してるか、社会生活の分別構成についてお尋ねいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 社会生活の分別ということでお尋ねがありました。高齢者の職業を把握する手段といたしましては国勢調査がありますが、昨年実施されました調査につきましては、速報のみとなっております詳細はまだ公表されておられません。その前に実施されました平成22年国勢調査を活用し、実態を確認いたしましたので、少し古いデータとはなりますが、西予市の当時の人口は4万2,080人となっておりまして、そのうち65歳以上の人口は1万5,536人で、高齢化率は36.9%でありました。その中で、年齢別の就業者数を抽出してみたところ、65歳以上の就業者は3,220人で、高齢者のうちの20.7%が就業しているという結果になっております。就業別で見ますと、農林業が圧倒的に多く、1,9

75人、次いで卸売、小売が376人、建設、製造業が272人となっております。この国勢調査においては、約8割に当たる高齢者が無職であるという結果となっております。

また、介護認定を受けている高齢者でございますが、本年7月末のデータでは3,384人であり、そのうちの54人が40歳から64歳までの第2号被保険者であります。介護度別で見ますと、要支援1から要介護1の比較的軽度の介護度の方は2,041人、介護2以上の方は1,907人となっております。施設に入所してサービスを受けての方もございますが、在宅サービスを利用して自宅などで生活している方は、当然家族の支援がなければ生活ができないといったこともあるために、就業することが困難な高齢者が多いのではないかと推測をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ただいまの答弁をお聞かせいたしますと、65歳以上の就業者が5人に約1人ですね。そういうふうに解釈していいですね。65歳以上の方が5人に1人は就業してると。そして、その中では第1次産業が多いという形で、それからその中で介護認定を要支援から受けておられる方が、両方合算すと4,000人ぐらいになりますので、25%ぐらいが介護認定を受けておられると、1万6,000幾らの。だから、5割の人が介護認定人と就業してる人という解釈、概略の捉え方、そしてあとの5割の人が何をしてるかっていうのはまだわかってない、こういうような解釈で、部長、よろしいですか。

○議長 福祉部長。

○酒井生活福祉部長 はい。酒井議員分析のとおりでございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 この5割の人たちがどういう生きがい求めてどのようにしているかということも、やっぱり今後、老人施策については必要でないかと私は感じております。

続きまして、お尋ねいたしますのは、老人クラブの充実。高齢者社会に対応するために、老人クラブがぜひとも必要。高齢者になればなるほど人と接するチャンスが少ない、そして人と人につき合ってる人、そしていろんな形で外へ出てる人については認知症の加速度だとか、そういうものも

遅い。いろんな形が出ておりますが、そういう形で、一つの形として捉えておりますのは、老人クラブの現状について、そして会員分布、入会率、市からの補助金、老人加入率はどうであるのか、老人クラブのない地域はどうするのか、このあたりにつきまして、時間も大分ないようでございますので、一括してお答えを願います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お尋ねの老人クラブの会員分布について、入会率についてございますが、今年度における西予市老人クラブ連合会の会員数は6,488名となっており、旧町別の会員数につきましては、宇和が2,402人、三瓶が1,640人、野村が1,206人、明浜が836人、城川が404人となっております。

また、会員の加入率ですが、65歳以上をベースとして調査した結果、市内全体では65歳以上人口1万6,215人に対し、40%の加入率となっております。ただし、6,488人の会員の中には、一部64歳以下の会員も含まれております。加入率が最も高いのは三瓶地区の51.2%、次いで明浜地区が47.5%、宇和地区が41%、野村地区が33.1%、城川地区が23.2%となっております。

この老人クラブに対する市からの老人クラブへの補助金のご質問ですが、市から老人クラブへ交付しております単独補助金は、会員1人当たり200円となっております。このほか、国、県、市からの在宅福祉事業費補助金が交付されており、対象事業の3分の1に対して市から補助金を出しております。平成27年度の実績といたしましては、老人クラブへ交付されている全ての補助金の合計は422万1,000円となっております。1人当たり約650円の計算となります。

加入率のアップについてでございますが、合併時、老人クラブ活動会員は1万398人でありましたが、その後会員数は減少傾向にあり、現在の会員数は6,488人で、合併時と比較すると4,000人の減少となっております。全国的にも会員の減少が問題となっており、全国老人クラブ連合会では、平成26年度から5年間、100万人会員増強運動を展開し、組織強化を推進しているところでございます。これを受けて、西予市老人クラブ連合会においても、各クラブに会員増強運動の展開を呼びかけ、ともに活動する新たな

仲間づくりに努めております。5カ年で1,500人の増員を目標としております。この活動の展開により、単位クラブにおいて、前年より5名以上増員したクラブは市内で8クラブあります。引き続き、増強運動を展開していきたいと思っております。

また、これにあわせまして、老人クラブのない地域が旧町単位で17の単位クラブが休会、または解散をしている状況となっております。会員増強運動の一環として、休会クラブの復活も視野に入れて呼びかけを行っている状況であります。

酒井議員お尋ねの老人クラブの増員という意味では、市議会議員の皆様にも権利がある方も数名おいでますので、ぜひ老人クラブに加入していただきまして、そこで盛り上げていただきたらと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 合併時に1万398人ありまして、今6,400ぐらいになっておりますけれども、どの団体も合併から地域のそういう団体の会員がどんどん減っていく、これが地域おこしの活性化になってない、こういう現状を踏まえて考えるんですけれども、目標は一生懸命、5カ年で1,500人の増員を目標としておりますとか、そしてまた休会クラブの復活、解散している状況をまた休会クラブをやりたいとあるんですけれども、これについての具体策は実践目標的な実践できる形にしていきたい、そのように考えております。もちろん、私が質問しておりますのは、健康という問題が横に同時に進まないと、老人クラブにしても高齢者対策にしても進みません。これにつきましては、クラブの方のいろんな活動を今、サロンだとかいろいろやっておりますけれども、こういうものも含めてやっていただきたい。

そしてもう一点ございます、お尋ねいたしますけれども、1万人おったときの財源が、人数が減って休会になると、合併当初よりも財源の支出が減ってるわけですね。減ってるのを、財源も多少もとへ戻して、最初入られるところは、休会してるところを復活するのは大きなエネルギーが要るわけです。そこに対しての何らかの方策、財源手当てもするとか、そういうものを考えることはありませんか。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 休会しておるところの復活のための財源ということでございますが、確かに復活していただくことは非常にすごいエネルギーが要ると思います。ただ、ぎりぎりのところで今立ちどまってその会を継続しているクラブがあるのも、また今の現状であると思います。そこら辺を考えまして、今現在で頑張ってください、もうぎりぎりのところで休会をせずにおると、そしてまたこれからもう一回復活したいということのような部分で、市のほうも財源的には何らかの考え方をお示ししていかないいけないのではないのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 時間も迫ってまいりましたんで、これ以上あれでございますが、老人という定義、これを何ていいますか、お年寄り、高齢者、社会的にきちとした形で定義ができないかなと。60歳以上という感覚があるにもかかわらず、実際は65歳以上を定義としますよと、このような答弁がありました。これにつきましても、やはり努力目標として何らかの解決策を探していく、こういう努力をする必要があるのではないかなと思っております。

いろんな質問をしましたけれども、先般、俵津、野福峠のそうめん流しに、きょう、傍聴に来ていただいております俵津老人クラブの皆さん方が、半年かけて竹切りや、管家市長が開会の招集挨拶にもありましたように、地区の老人クラブが一生懸命にやりました。その中でいろんな意識が生まれてくる、このようなまちづくりをしっかりとつくっていただきたい。そして、また生活として、60歳以上の方がシルバー人材センターについて、これについてももっともっと広報をして、そして国からも予算をとっていただいて、そして人もふやしていただけるようなことを切に、私のほうから希望をいたしまして、お願いではございません。皆さん、我々も一緒になってやりますので、希望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後0時05分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、19番森川一義君。

○19番森川一義君 19番森川一義です。

通告により、西予市民を代表して質問を行います。8月末まで入院をしていたので、拙い質問となるかもしれませんが、大事なことなのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、三瓶の消防署（八幡浜地区消防署第三分署）の現状と課題について質問をいたします。

合併後12年がたちますが、三瓶の消防署は合併前の状態であります。いつ西予市消防署になるのでしょうか。

また、西予市が八幡浜消防署へ支払っている負担金の金額は幾らでしょうか。

八幡浜消防署と西予市消防署の職員の給与の違いはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 森川一義議員のまず第1点の、合併後12年たつが三瓶の消防署は合併前の状態である。いつ西予市消防署になるかというご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

三瓶町の消防署の体制につきましては、平成28年、第1回西予市議会定例会において、小野議員の一般質問に対して三好前市長が総括して答弁をしました。その答弁では、現在の体制は国が進めてきた消防の広域化までの暫定措置であり、広域化が進まない現状では見直す必要があるとの方針で、その方法の1つ目は八幡浜施設事務組合を脱退して三瓶町を西予市消防の管轄にすること、2つ目は両消防が広域化をすること、3つ目は現状を維持することであり、消防庁舎建てかえまでに結論を出さなければいけないと述べました。これに基づきまして、さまざまな方向から現在検討を重ねておりますが、何分にも相手方があることでございまして、長年にわたりお世話になった八幡浜市や伊方町と良好な関係を維持して合意を図るべく、慎重な協議を進めている状況でございます。よって、現段階では3つのうちどの方法で解決を図るのか、またその時期についても結論は出ておりません。

以上、答弁を終わります。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 それでは、西予市が八幡浜消防署へ支払っている負担金の額についてご説明を申し上げます。

八幡浜地区施設事務組合負担金の中の消防事業特別会計の負担金は、単に三瓶町の消防分署に要する費用ではなく八幡浜消防全体の経費を消防費基準財政需要額の割合によって算出されることとなっており、ここ3年間では15.1%から15.3%で推移しております。金額としましては、平成25年度が1億8,178万8,000円、平成26年度が1億9,987万4,000円、平成27年度が1億5,762万6,000円となっております。

続きまして、八幡浜消防署と西予市消防署の職員の給与の違いであります。八幡浜消防署と西予市消防署の職員の給与の違いにつきましては、諸手当は個人差があり比較することが困難でありますので、平均給料月額と比較とさせていただきます。平成27年の国が行う地方公務員給与実態調査によりますと、西予市の消防職の平均年齢が37.7歳で、平均給料額は26万9,300円、八幡浜地区施設事務組合の消防職平均年齢が41.9歳と4.2歳高く、平均給料額も33万2,300円と、約6万3,000円の開きがございまして。ちなみに、当消防本部の41歳から42歳までの職員の平均給料額は32万8,205円でございますので、差額は約4,100円と小さくなっておりますのが現状です。

以上、答弁といたします。

○議長 森川一義君。

○19番森川一義君 現在の西予市の消防本部は今、訓練の場所も手狭になって、訓練にも支障があると思いますので、建てかえる必要があると思います。八幡浜施設事務組合を脱退して、三瓶町第三分署を西予市消防の管轄にする話はなされていないのでしょうか。消防署を建てかえる時期についても、まだ決まっていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 消防庁舎の建てかえ計画でございますが、消防署庁舎及び野村支所庁舎は昭和53年に建築され、38年が経過し、老朽化しているとともに、消防力の整備指針にのっとり消防車両や職員数を増強した結果、庁舎面積が不足し、車両管理や職員の衛生面にも支障を来しております。また、耐震性能を示すI s値は0.76で、防災施設として必要な耐震性能0.9を下回っており、想定される南海トラフ地震に対して

不安を残すこととなっております。

以上のようなことから、消防庁舎の建てかえは必要と思っておりますが、建設場所や庁舎の規模の関係もございますので、三瓶町の常備消防体制の方向性を定めてから事業に着手する必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 森川一義君。

○19番森川一義君 三瓶町第3分署の問題が片づかないと消防庁舎の建てかえができないと思いますので、早急に対応をお願いいたします。

続きまして、2番目に南海地震の具体的な事前対策についてお伺いします。

4月14日、熊本県益城町を震度7の地震が襲いました。次は大分近辺や日向灘での大型地震が予想されています。3・11の東北地震が起きることを私たちは想像できていませんでした。また、熊本に地震が起これと想像してなかったはずです。最も懸念される南海地震では、30年以内に70%の確率で発生すると予想され、大震災の被害地は四国から静岡県に及び、死者は32万人を超えると政府は想定しています。そのような中、消防団の方たちはどこにお年寄りがいるのか把握すべきではないでしょうか。

次に、津波が来た場合にはどこに避難するか、それぞれ頭に入れておかなければならないでしょう。東北地震では、消防団の方たちが大勢活躍された。山津波の危険箇所は調査しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 ただいまの消防団の高齢者と要援護者の把握についてご説明を申し上げます。

森川議員ご指摘のとおり、大規模な災害が発生した場合に、住民を適切に避難させるためには正確な災害時要援護者リストが必要となります。市の生活福祉部局では、災害時要援護者避難支援プランを策定しており、その中で要援護者リストを作成し、随時追加や修正を行う等、適正な管理を行っております。避難誘導の実戦部隊となる消防団では、この避難支援プランに基づき、災害対策本部や地元の協力者からリストの提供を受けて避難誘導に当たることになるかと判断をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 山津波の危険箇所の調査についてのご質問がございました。

土砂災害警戒危険箇所は3つに分類されますけれども、現在、西予市におきましては、急傾斜地の崩壊危険箇所が780カ所、土石流危険箇所が494カ所、地すべり危険箇所が34カ所となっております。合計いたしますと1,308カ所ございます。そのうち、愛媛県が現地基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に指定されている箇所が356カ所となっております。内訳といたしましては、急傾斜地が120カ所、土石流が236カ所となっております。

このうち、ご質問の山津波、いわゆる土石流の旧町ごとの調査状況でございますけれども、明浜が33カ所、宇和が64カ所、野村が28カ所、城川が61カ所、三瓶が50カ所となっております。土砂災害危険箇所の基礎調査につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、愛媛県が平成13年度より、危険ランクの高い箇所から順次実施をいたしております。今後、市内の未調査箇所につきましても、平成27年度から平成31年度の5カ年を第3期調査期間といたしまして、基礎調査及び警戒区域等の指定を実施する予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 森川一義君。

○19番森川一義君 要援護者のリストをつくらなくても、消防団員なら近所のお年寄りなどは頭に把握してないといけないと思います。

それから、仮に城川町を震源とする地震が起きた場合、山津波が起きた場合、城川町では孤立する地区が出てきます。松山の奥道後から四国山地を通して大野ヶ原、城川と別府に向けて石灰岩の地層が続いています。今は地震がいつどこで起きるかわかりません。起きてから慌てても遅いのです。私が消防団員のころ、2人の方を人命救助しましたが、事故や火災にいつ遭うかわかりません。万全の態勢をお願いいたします。

続きまして、えひめいやしの南予博2016についてお願いいたします。

えひめいやしの南予博2016が3月26日から11月20日まで開催されていますが、西予市を盛り上げるためにどのような活動が行われている

のでしょうか。大洲市や宇和島市と比べると、経済効果が期待できない気がします、どの程度あるのでしょうか。

また、南予博によって、どのような地域活性化につながるができるのでしょうか。

南予博により西予市の商店で利益がふえているところはどの程度あるのでしょうか。

地域主権の再認識をし、西予市のブランドをつくるべきだと思います。例えば、新宮村の霧の森大福などは勢いよく売れています。西予市はほかの市と比べて企画力が弱い気がします。企画力の研究が必要ではないでしょうか。西予市の地域の特性に応じた産物が、えひめいやしの南予博で販売できるようにならないでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 森川議員から南予博に関して5つのご質問がございました。

まず最初に、南予博において、西予市でどのような活動が行われているかのご質問でございますけれども、西予市で行われているイベントは、県の実行委員会主催による中核イベントとして、5月28、29日に卯之町ブロードウェイ、南予踊りフェスティバル、4月16日から5月22日の8日間、ツール・ド・なんよ8daysで、西予市内を含む愛媛マルゴト自転車道を利用してサイクリングイベントが行われました。10月23日には、プレミアムダイニングが最終回として県の歴史文化博物館で予定をされております。

次に、西予市が実行委員会としての中核イベントは、愛媛西予SEA TO SUMMIT 2016をジオパーク認定3周年の環境シンポジウムとあわせまして、9月24日、25日に予定をいたしております。また、市民グループによる自主企画として、13件の体験プログラムが実施、また予定されております。事業の恵み及び地域特性を生かしたイベントにより、地域活性化に取り組まれております。

続きまして、2つ目の南予博開催に伴う西予市の経済効果についてですが、はっきりとした数字であらわすことはなかなか難しい状況でございます。2012の南予いやし博開催時につきましては、投資額10億円に対しまして約8倍の経済波及効果があったと推計をされております。自主企画イベントは、地元住民グループがそれぞれの地域の魅力ある資源を活用した観光体験プログラム

で、開催地以外からも参加者が期待でき、南予博終了後も継続して取り組むことが条件として実施をされています。先日行われました、世界一長い流しそうめんにチャレンジした流しプロジェクトでは、明浜町の小学生からお年寄りまで、町民が結集して取り組まれたイベントであり、3.5キロの流しそうめんを行うことで、野福峠から見ることができるすばらしい景色をPRできたのではないかと感じております。こういうイベントを通じて、市外からの観光客に今後も継続して市に来ていただくことが、西予市全体の経済効果につながるものと考えております。ちなみに、南予博全体の数字になりますけれども、平成28年1月から7月までの南予博として登録されたイベント参加数は、例年と比べ47万人増という報告を受けております。

また、南予博の終了がことしの11月20日でございますので、現在も開催中のものもございます。まだまだ、不確定な要素がございます。

続きまして、3つ目の質問で、南予博開催に伴う地域活性化についてでございますけれども、先ほど活動でも触れさせていただきましたように、市民グループによる自主企画は、地域の特性を生かした体験型のプログラムが多く、ジオパークの宣伝広報として大変効果的であります。まず、このように自主的な市民活動が活発化していくことが重要であるというふうに考えます。ご存じのとおり、旧5町には合併前から引き続き開催しておりますイベント、催し物が数多く引き継がれております。7月と8月に各町で行われております盆踊りや花火大会などのイベントは、南予博関連を除いても33ものイベントが実施をされております。それぞれに地域で引き継がれてきた行事は大切にしていく必要がございます。観光面だけでなく、文化的なお祭り、伝統行事等、新しい南予博のイベントとあわせて引き継がれることが、地域を活性化させる方策の一つと考えております。

続きまして、4つ目のご質問で、南予博開催は市内商店の売上向上につながっているかについてのご質問でございますけれども、卯之町ブロードウェイ、南予踊りフェスティバルや愛媛西予SEA TO SUMMIT 2016では、県内のみならず県外からの来客や参加者も多く、また市民グループによる体験プログラムも市外からの誘客に効果のあるイベントが多く、小売業や宿泊業

において、南予博開催が少なからず売上向上につながっているというふうに認識をいたしております。しかしながら、南予博開催も待っているだけでは売上向上につながらないと考えますので、開催を上手に利用し、売上向上につなげていただければと思います。

続きまして、5つ目のご質問で、南予博における西予市の特性を生かした産物の販売についてでございますけれども、西予市はその地性から少量多品目の生産地であります。多品目産地であるがゆえに、他の産地との差別化ができず、西予市産品の認知度が低い状況でございます。他の地域との競争を勝ち抜くことは大変難しい状況ではございますけれども、地域産品に注視をいたしますと、非常にこだわりを持った西予市ならではの一品もございます。今ほど例として出させていただきました霧の森大福も、開発段階では苦くて子供が食べられないとか10円でも要らないなど、厳しい評価を得ていたと伺っております。商品をつくっても売れ残る八方塞がりの時期を経て現在に至っているということでございます。こだわった食材はそこにしかない一品につながり、ブランドとして確立するものと感じます。

西予市では、平成25年から平成27年の3カ年、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業に取り組み、ジオの恵みである地域資源の再認識と利活用に係るさまざまなセミナーを開催してまいりました。受講されました事業者の方や生産者の方々には大きな刺激になったと好評でございました。地域資源活用の土台の部分が支援できたのではないかなと思っております。今後につながっていただければありがたいというふうに感じております。

また、さきの臨時議会の補正予算でご承認をいただきました地方創生加速化交付金事業において、ジオパークの物語性、関連性を持つ一品を認定する取り組みも行っております。本物志向の生産者やこだわりの一品にスポットを当て、消費者にその魅力を伝えることも実施したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 森川一義君。

○19番森川一義君 農業と違って商店には国の補助がありませんので、商店が活性化するようにいろいろ市役所のほうでも研究してもらったと思

います。

続きまして、少子化対策についてお伺いします。

若者へ出会いの場の提供について、西予市在住、在勤の独身男女に交流、仲間づくりのための出会いの場を提供できないでしょうか。今、日本は少子・高齢化という、前人未到の課題に直面しています。西予市の在住、在勤の独身男女に出会いの場を提供し、ビアガーデンやキャンプなどで交流し、仲間づくりをしてもらってはどうか。

婦人会や老人クラブの方たちに協力していただき、市役所の課長、または部長も参加して、少子化対策プロジェクトチームを発足できないでしょうか。お伺いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 少子化対策として、西予市在住、在勤の独身男女の出会いの場の提供に関するご質問がございました。

西予市結婚推進委員会の活動のご紹介とあわせて、答弁をさせていただいたと思います。当市では、少子化対策の一つとして、結婚推進を図るために、平成17年度に結婚推進委員会を設立し、現在53名の推進委員が中心となり、さまざまな活動を展開しております。主な活動といたしましては、結婚相談活動、情報交換会活動、婚活イベントなどの開催などが上げられます。まず、結婚相談活動についてでございますが、各旧町単位で毎月、もしくは2カ月に1度、相談所を開設し、相談者に対して結婚に関するアドバイスや紹介など、親身になって相談活動を行っております。次に、情報交換会活動でございますが、各推進委員が身近な独身者情報をもとに話し合い、出会いといいますかお引き合わせをする活動を行っております。次に、婚活イベントの開催についてでございますが、独身者へ出会いの場を提供することを目的といたしまして、年2回、イベントを実施しております。なお、参加条件につきましては、男性が市内在住、女性は市内外から広くおいいただくというような取り組みで、西予市内に家庭を築いてもらえることを願って取り組んでいるところでございます。最近の代表的なイベントとしましては、平成26年度に西予市10周年記念イベントの一環として、独身男女50人対50人の出会いの場のパーティーを実施いたしました。

た。また、今年度は9月10日、今度の土曜日ですが、城川町の竜沢寺にて、お寺 de 愛と題した婚活イベント、また来年2月には、卯之町の重伝建地区のまちなみを会場に婚活イベントを開催する予定としております。

活動による成果でございますが、イベントによるカップル誕生数は、毎回平均4組程度でございます。そして、結婚推進委員会全ての活動の中で結婚に至ったケースは、この11年余りの期間で28組でございます。少しずつではありますが、確実に実績は上がっていると考えております。

また、結婚推進委員会以外のお会場の活動でございますが、農業後継者によります毎年1回のイベント等も開催をされているようでございます。ユニークな活動といたしましては、明浜で心のパンツが脱げるまち協議会、略称ここパンというそうでございますが、この協議会の皆様によります浜コンを実施をされております。過去5回開催されているようでございます。5回の実績の中で2組の成婚に至ったと聞き及んでいるところでございます。

それ以外にも、平成27年度には、西予市連合青年団が主体となり、独身者が気軽に参加できるお会場の場、ジオコン等々が実施されました。市内の飲食業者様のご協力のもと開催し、好評をいただいたようでございます。今後におきましても、ジオパーク等を活用した企画など、発展性のある取り組みを検討されておりますので、市といたしましても連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

しかしながら、少子化対策の一つであります結婚推進活動は、個人情報取り扱い、価値観の多様化など、大変デリケートな問題も含んでおりまして、なかなか結婚に結びついていない現状も一方ではございます。今後も婚活イベントに限らず、結婚支援に取り組む先進的な事例等も十分に参考にしながら、独身者へお会場の場の提供などに取り組み、少子化対策の一助として展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 2点目の少子化対策プロジェクトについてご答弁申し上げます。

人口減少の最大の要因は、一般的に出生率の低下にあるというふうに言われております。しか

し、少子化対策は、出会いから結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援が必要であります。全国の自治体が創意工夫を凝らして取り組んでいるところでございます。西予市では、本年作成をしました第2次総合計画及び西予市まち・ひと・しごとの創生総合戦略におきまして、少子化対策を重要施策として位置づけ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるため、出会いの機会や場の創出、次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境の整備、子供が健やかに育つことができる社会の実現に向け、努力をしていくこととしております。そのためには、市の関係各課が組織を横断的に連携する仕組みや構築、財政的な支援も必要でありますけれども、行政、そして親世代、地域、企業等が連携するとともに役割分担を明確にして、子育てを支えることが重要だというふうに考えております。

このことから、ご提案の少子化対策プロジェクトチームの設置につきましては、今後の重要な課題として広く検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 森川一義君。

○19番森川一義君 少子・高齢化の原因は、歴史的な日本の人口政策の失敗だと思います。人口政策は長期的な視野が求められております。子供の教育に力を注ぐために少子化になったと考えられますので、西予市の理事者が責任重大だと思います。人口減少の克服が、西予市のこれからの一番の課題だと思っています。私たちには次の世代を育てる責任があると思います。結婚推進委員の方々は一生懸命取り組んでいただいておりますが、今まで以上に横のつながりをつくり、多くの人の協力があればより成果が上がると思います。最近では市役所の職員同士の結婚もあるようですが、それは毎日顔を合わせて出会いがあるからだと思います。若い人たちに多くの出会いの場をつくってあげて、西予市の人口がふえるよう努力してもらったと思います。

最後に、私は知恵を絞り、汗を流して西予市のさらなる発展に貢献できるよう全力を尽くしてまいります。入院中に3カ所の区長さんが地区の要望の相談に来られ、3カ所とも解決のめどがつかしました。議員や職員は結果を出さないといけないと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす9月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時36分

平成28年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年9月6日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成28年9月6日

午前9時00分

1. 散 会 平成28年9月6日

午後1時53分

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

- 16 番 兵 頭 学

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	保 木 俊 司
総務部長兼 企画財務部長	宗 正 弘
会計管理者	山 口 正 人
公営企業部長	三 好 敏 也
産業建設部長	二 宮 紀 夫
生活福祉部長	酒 井 信 也
教 育 部 長	松 川 伸 二
明浜支所長	道 山 升 文
野村支所長	尾 下 孝 二
城川支所長	田 村 剛
三瓶支所長	西 本 喜代人

消防本部消防長 西 川 傳

総 務 課 長 宇都宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○副議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 おはようございます。

一般質問の機会を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

私が市議会議員になりまして4カ月が経過いたしました。8月に高知県佐川町、室戸市、樺原町と視察に行き、自伐型林業や移住促進について勉強してきました。各地域の悩みはもちろん、どの地域でも共通の悩みがあることを知り、その市町村独自の特色ある取り組みを学び、西予市でもよいところは取り入れ、西予市独自の取り組み、施策もこれから大切だと感じます。樺原町では、家賃が月1万5,000円という空き家を活用した移住者専用住宅や保育料無料という施策に力を入れられていて、空き家改修中から予約で埋まってしまうなどと大変人気だそうです。私が聞いても住みたいと思うような魅力があふれていました。

私たちの住む西予市も、平成16年に合併して以降、12年間で人口は7,000人以上が減少しています。今後の西予市のあり方が問われる非常に重要な時期だと思います。子供をふやすことはもちろんではありますが、移住定住者促進やUターン、Iターン、Jターン増加施策等にもっと力を注いでいってほしいと思います。

この西予市がよりよく、活気あふれるよう、私のモットーでもありますやればできるの精神で何事も市民、行政ともども取り組むべきだと強く思います。そういった思いの中、以下の5点について質問をさせていただきます。

まず初めに、愛媛大学との連携協定について伺います。

たくさんある大学の中でも、特に愛媛大学が地域連携に力を入れていると聞いており、西予市で

は平成25年5月28日に産業及び地域の活性化、医療福祉の向上、環境の整備、教育・文化の振興、地域の防災といった分野で連携協定を結んでいます。現在の連携協定の取り組みと今後の展望をお伺いします。

私自身、自分の目で見て、耳で聞いてみたいと思い、8月12日、本年7月に西条市で開設された愛媛大学地域協働センター西条という施設に視察に行きました。大学など高等教育機関と連携し、産学官連携の推進による仕事の創生、人材育成を通じた人の創生、持続可能な地域社会となる町の創生を目指してつくられた地域創生センター内に開設された施設で、大学院サテライト拠点を持っています。専門人材育成機能ということで、愛媛大学の学生が高大連携教育の推進、フィールドワーク活動の推進、インターンシップ活動の推進などを行っています。事務室、実験室、講義室と備えられていました。西予市は南予の中心であり、海拔ゼロメートルの海から標高1,400メートルの山まで特色ある産業、四国西予ジオパークといったものがたくさんあり、研究にはもってこいの場所ではないかと思います。

そこで、中学生や高校生が大学生に教わるようなこともできれば、地元に興味湧き、知りたい、学びたいという気持ちにも拍車がかかるのではないかと思います。エネルギーな大学生が西予市に来てくれることは、地域おこしの一環にもなると私は考えます。このようなセンターを西予市にも誘致できないか、理事者の考えを伺います。

また、米博物館改修後の教室や廃校を利用してこのようなセンター誘致に有効活用できないか、お伺いします。

2つ目に、先日神奈川県相模原市の障害者施設での事件を受けて、西予市内にも複数ある福祉施設の安全対策について伺います。

この事件は、ご存じのとおり、施設の元職員男性が起こした入所者19人の死亡、26人が重軽傷という非常に痛ましい事件です。このような痛ましい事件の再発防止への取り組みは非常に大切だと思いますが、障害者施設を含めた福祉施設の防犯対策を検討する必要があるのではないかと思います。

そこで、この事件を行政としてどう受けとめるか伺います。現在のそれぞれの施設の安全対策は

どのようなになっているのでしょうか。また、このような事件が起きないためにも、問題点はありませんでしょうか。今後の危機管理マニュアルや人間関係の問題、非常に繊細な問題であると思いますが、どう行政が対応したり、指導あるいはかわっていくべきと考えるか、理事者の考えをお尋ねします。

3つ目に、えひめ国体についてです。

来年、平成29年に開催される愛顔つなぐえひめ国体開催まで389日、約1年となりました。宇和町では、ソフトボール成年女子、野村町では相撲が行われます。えひめ国体は、昭和28年に四国4県で共同開催して以来64年ぶり、初の単独開催となるものです。県民総参加のもと、地域を挙げて選手や観客をおもてなしするなど全国から訪れる人々との交流を通じた地域の活性化が大変期待されると思います。

野村、城川町では、選手の民泊等で住民の方が国体自体にかかわり、町全体で盛り上がっているように感じますが、宇和町では国体っていつあるの、何の競技があるのという声をよく聞きます。開催まで約1年になったこの現段階でこのような状態では情報発信不足ではないかと思いますが、今後どのように市民全体として盛り上げていくつもりかお伺いします。

なお、これを機に西予市へ来る人の増加が見込まれます。伊予銀行地域経済研究センターによると、えひめ国体、全国障害者スポーツ大会の経済波及効果が607億1,800万円になるとの推計発表が行われましたが、西予市としてどれくらいの経済効果があると考えられるでしょうか。また、宿泊客見込みはどれくらいを目標とされていますか。

そこで、市外の方が家に帰っても西予市を思い出すような、再度西予市へ行ってみようと思えるような国体と西予市をつなげたオリジナル商品をつくり、お土産として買って帰ってもらうような取り組みはできないかお尋ねします。

先日、成年女子ソフトボールが行われる宇和球場の落成式に参加させていただきました。ご存じのとおり、非常に立派な球場が完成しており、西予市民としてうれしく、誇らしくもあります。宇和高校野球部が毎日使うことによってグラウンドの状態を保っていけるのだと思いますが、あの立派な球場を例えば大学野球等スポーツ合宿を誘致

したり、ほかの競技でも使うとか、スポーツだけではなく、イベントに利用してもらうなど西予市民はもちろんのこと、たくさんの方に使ってもらえるよう、積極的に努力、工夫しなければ宝の持ち腐れになってしまうと思います。市としては、どのような活用方法を考えておられるのでしょうか。

それに加え、宇和球場は建設段階から現在まで多くの市民の方が芝生化を希望されている声を聞きます。現在、芝生化されていないことで夏の高校野球の大会会場から除外されているとも聞きました。芝生化されなかった理由を含め、国体後にも検討していくことはできないものかお尋ねします。

4つ目ですが、卯之町中町の町並み、観光施策についてお伺いします。

現在、改めて町並みを歩いてみると、案内看板、案内所、各見どころの手入れ、整備がおろそかではないかと感じることが多々あります。この古い町並みを地域ともども守り、盛り上げ、アピールしていく必要があると考えますが、西予市としてはどのように考えておられるのでしょうか。

そこで、高野長英の隠れ家です。高野長英は名高い人物でお伊ネさんや二宮敬作とのかかわりも深く、シーボルトの弟子としても知られます。江戸時代に数多くのオランダ書の翻訳文献を残しました。開国主義を唱えて投獄された後、逃亡した高野長英が身を潜めていた場所が、高野長英の隠れ家です。このような歴史があり、重要な場所であることに違いない高野長英の隠れ家ですが、現在門に鍵がかかっており、敷地内に入ることもできず、道路からちらりと見ることしかできません。門から説明看板も遠く、不親切だなと感じられました。

宇和島市にも同じ高野長英の隠れ家があります。宇和島と宇和の現状を直接比較するため、宇和島も見てきました。お手元に配付の資料でご確認ください。宇和島では、近くの方に高野長英の隠れ家について詳しく聞きたいと伝えると、すぐに宇和島駅の中にある観光センターに連絡をとってください、担当者の方が来て、いろいろと説明していただきました。鍵をあけて家の中ものぞかせていただけました。非常にきれいに整備されており、観光の方、地元の方が一息つけるベンチが置いてあったりと、親切だなと感じ、非常に近く

で高野長英の隠れ家を楽しむひとときが過ごせたように思います。西予市にもこのような対応が大切だと考えますが、どのように考えておられるのでしょうか。

それに加え、地元の多くの方から、中町の休憩所がなくなると、不安の声が上がっています。実際のところはどのような状況なのでしょう。地元の方の憩いの場であり、観光客、お遍路さんの大切な休憩所であり、観光案内の場所でもあるこの休憩所はなくすべきではないと考えますが、理事者の考えを伺います。

最後に、文化会館裏駐車場の管理について伺います。

この駐車場問題については、駐車料金を取るべきだという市民からの声や、議会でもこれまで何回も一般質問で取り上げられてきています。そして、行政の努力もあり、一部有料化という経過をたどっています。

本年度の予算では492万円の経費が計上されているので、その有効性についても明確にしておく必要があると思います。

そこで、現在の収入は幾ら上がっているのでしょうか。そして、どれくらいの活用がされていると評価されていますか。

現在、駐車料金徴収対象の職員など以外に、通勤や私的利用のためあいているスペースに毎日同じ人が朝から晩までとめている現実がありますが、これは問題と思われないでしょうか。市の財産あるいは借りたものである以上、適正な管理が必要だと思いますが、現状では放置状態と言わざるを得ません。一部有料でその残りを自家用駐車場のよう利用している人に対して何の対策もとらないのは平等性を感じません。無料で利用できるのは、宇和文化会館または西予市関連施設を利用する場合に限るべきではないでしょうか。

防犯カメラあるいは監視カメラ設置や空港のゲートのような方法など受益者負担の原則から、個人用に毎日使っている人を管理していくべきと思いますが、理事者の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○副議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 おはようございます。

ご質問1点目の愛媛大学との連携協定推進についてお答えを申し上げます。

西予市は、ご指摘いただきましたように、平成25年5月28日に地域課題に迅速かつ適切に対応することにより活力ある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とした国立大学法人愛媛大学と西予市との連携協力に関する協定書を提携いたしております。これまでに広範囲にわたる分野におきまして愛媛大学と連携した事業を展開してきたところでございます。

平成27年度において愛媛大学と連携しまして事業を行った課などは、10課1室でございます。事業にかかわっていただきました愛媛大学の教員等の人数は、延べ28人となっております。

具体的な連携事業としましては、総合計画審議会への参画、地域づくり交付金事業への助言、宇和病院跡地検討委員会への参画、立地適正化計画策定に向けた助言、文化的景観調査委員会への参画、旧末光家での西予開成塾の開催、ジオパークガイドブックデータ整備などでございます。

今後の展開といたしましては、愛媛大学の先生や学生が西予市内で研究できる環境を整備し、市民との交流を図りつつ、交流人口の拡大と地域住民を巻き込んだ人材の育成を目指してまいりたいというふうに考えております。

これらを実現する施設の一つとして想定しているのが、米博物館であります。米博物館は、仕事を生み、人を呼び込むための学びやとして復活させることを目的に、施設の一部を改修をして、貸事務所や共同オフィスなどとして活用していくこととしております。その一つの方法としまして、改修後の米博物館を愛媛大学のサテライト研究室として貸し出すことができれば、愛媛大学と市民との交流が生まれ、そこから新しいアイデアや仕事が生み出されることが期待できます。また、人を呼び込む学びやとして大学に活用していただくことは、大変効果的だというふうに考えております。

また、ご質問のありました西条市地域創生センター内に開設されました愛媛大学地域協働センター西条は、西条市周辺地域における地方創生の拠点施設として愛媛大学から多くの研究者が配属をされ、地域と協働した事業を展開されることとなっております。

西予市におきましても、今後、愛媛大学との協議の場を設けまして、愛媛大学サテライト研究室の米博物館への誘致について検討をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 宇都宮議員お尋ねの福祉施設の安全対策についてお答えをいたします。

事件を受け、26日早急な対応といたしまして、担当部署から市内の各法人及び事業所に安全・防犯対策の徹底を促す通知文を送付し、注意喚起をいたしました。極めて特異な事件ではありますが、西予市にとっても十分にあり得るものとして危機感をもって重く受けとめ、二度と同じことが繰り返されないよう、防犯体制を構築していかなければならないと考えております。

次に、施設の安全対策についてですが、それぞれの施設の環境や状況に合わせて整備の状況は異なりますが、これまでも十分に注意を払っていただいていたと認識をしております。事件後、警備会社にセンサーや非常通報装置などの設置に係る提案を行った施設、また職員会を開き、防犯用具の点検や安全確認を行った施設や、西予警察署から不審者対策の講習会や通報練習の訓練を受けた施設もあり、早急な対応をしていただいております。

今後、より一層施設の入所者だけではなく、職員の方の安全確保に向けて、警察と関係機関との協力、連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること、また夜間の人員の問題や防犯設備の必要性などについて施設側と行政が連携をして、有効な対策を考える必要があります。

今後についてでございますが、厚生労働省が障害者施設などの防犯対策に関するガイドラインを新たに作成する方針をかため、愛媛県でも8月5日に社会福祉施設入所者の安全対策協議会を開催されたところでございます。ガイドラインには、安全対策として不審者の侵入を防ぐ方法のほか、緊急時の警察や警備会社、関係機関への連携、連絡体制、不審者の発見など防犯体制の強化に向けた地域住民との連携について盛り込まれ、遅くとも秋までには通知されることとなっております。それに基づき、各施設においては、年末までに入所者の安全対策マニュアルを作成し、市は来年度以降に実施指導や監査等をして確認することとなっております。

マニュアル策定に終わらず、日ごろから関係機関との連携はもちろんのこと、地域に開かれた施

設運営を行うことは、地域住民との連携協力のもと不審者の発見、防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努め、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 愛顔つなぐえひめ国体の情報発信についてのお尋ねがございました。

現在、愛顔つなぐえひめ国体西予市実行委員会では、ホームページやフェイスブックでの広報活動、幼稚園、保育園、小・中学校でのえがお体操やえがおダンスの普及推進、かっぱMATURI、朝霧湖マラソン、奥地の海のカーニバルなど市内各地でのイベントでのPR、西予CATVでの国体PR番組への出演、スポーツ推進委員や西予市体育協会の会議、また婦人会などの総会でのPR活動などを行い、えひめ国体に関する広報活動を実施しているところでございます。特に、子供たちが集まりますイベント等におきましては、国体シンボルのみきゃんの着ぐるみも活用したところであります。

また、今回、7月、8月に実施しましたリハーサル大会開催に伴いましては、市内の小・中学校児童・生徒の皆さんに47都道府県からの選手をおもてなしの心でお迎えする応援のぼり旗の作成もしていただき、競技会会場周辺に設置し、PRにも努めたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、相撲競技の選手団を民泊で受け入れていただきます野村町地域と他の地域とでは、国体に関する関心度に温度差があるとも感じております。国体開催まで残り1年余りとなりました。今後は、これまでの広報活動をより一層充実させるとともに、これからがまさに本番であるとの意気込みの中、各地域での市民の皆さんによります奉仕作業などによる地域美化活動、花いっぱい運動などの推進、積極的な国体ボランティアの募集などを行い、多くの市民の皆様が国体に参加、また参画できる開催機運の醸成に努めてまいりたいと思っております。宇都宮議員におかれましても、女性の視点からの積極的なご提言等をいただきたいと思います。

次に、国体当年度の来場者数、宿泊者数、また

その経済効果などについてご答弁申し上げます。

ソフトボール競技では、先催県の過去3年間の実績から想定しますと、約8,000人から1万人、また相撲競技では6,000人の来場者を見込んでいるところでございます。宿泊客の見込みにつきましては、愛媛県が実施しました第72回国民体育大会宿泊施設実態調査によりますと、西予市内の全ての営業宿泊施設の有効宿泊収容人数は、343人でございます。来年のえひめ国体では、これらの宿泊施設が大会役員等関係者及び一般観覧者で満室になると考えておりまして、ソフトボール競技会期の3泊で延べ1,029人、相撲競技も同様に3泊で1,029人、合わせて2,058人の宿泊が可能であると考えているところでございます。このようなことを勘案しますと、市内営業宿泊施設の宿泊料での経済効果は、1,000万円から1,100万円程度になるのではないかと推計しているところでございます。

これに加えまして、相撲競技では、選手団約600人を3泊4日から最長5泊6日の間、民泊で受け入れることとしております。選手団から民泊受け入れ組織に支払われます宿泊料を推計しますと、1,500万円程度になるのではないかと考えております。

以上、宿泊料金のみを捉えた場合の経済効果は、少なくとも2,500万円程度になるのではないかと考えております。

当然のことながら、宿泊費以外にも飲食費、交通費、お土産代などの消費もございます。その金額はおおむね7,000万円強を見込んでおりまして、合わせまして1億円程度が経済効果として見込まれるのではないかと考えているところでございます。

宇和球場についてのお尋ねがございました。

まず、宇和球場の活用方法についてでございますが、愛媛県高校野球連盟の公式戦や四国アイランドリーグの試合誘致に加え、西予市学校体育会が主催します総合体育大会や新人戦、野球やソフトボールのジュニア団体の練習試合や大会、中学生の軟式野球の練習や大会、社会人野球の大会や軟式野球連盟の大会、市民体育祭などの会場として活用していきたいと考えております。

また、西予市独自では、なかなか誘致できない全国規模のソフトボール大会を複数の市町で共催することで開催可能となりますので、近隣市町と

協議の上、全国大会規模の大会を誘致してまいりたいと考えております。さらには、関係機関との協議が必要とはなりますが、現在実施されています西予市駅伝や宇和町駅伝を宇和球場を発着コースとして開催し、観客席での観戦やスコアボードを活用しての映像での中継など、球場施設を有効に活用したいと考えております。

また、スポーツだけではなく、さまざまな用途、例えば中古車、農機具などの合同展示販売、野外映画鑑賞会などで活用し、多くの市民の皆様にご利用いただき、市民の福祉及び体力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、宇和球場の芝生化についてご答弁申し上げます。

天然芝で芝生化されました球場のグラウンドは美しく、試合を観戦する観客も癒やされますし、プレーする選手もよい環境で試合を行えると思います。今回、宇和球場のグラウンド整備におきましては、天然芝の要望も把握しておりました。外野を天然芝にするか、真砂土にするかの比較検討を行ってまいりました。

天然芝のデメリットは、当初の施設整備もそうですが、特に維持管理経費が高くなるという点でございます。平成24年度に作成しました基本計画では、内野黒土、外野天然芝が6,345万円に対し、内野黒土、外野真砂土が3,925万円で、天然芝のほうが2,420万円高くなります。一方、維持管理経費ですが、天然芝が10年間で約1億4,000万円に対し、真砂土が約4,000万円で、1億円程度高くなります。また、天然芝を採用した場合、芝生の状態を良好に保つためには、芝生の成長期であります6月から9月には週2回から3回の芝刈りや朝夕の水まき、肥料の施肥、根詰まりを防ぐスパイクキングなどを行う養生期間を設けることが必要でありまして、球場の使用制限も行って、芝生の養生を行うことが理想的と言われております。中途半端な管理で芝生の育成に失敗すれば、見た目も悪く、グラウンド状態も悪化します。そうなれば、球場の使用計画にも影響を及ぼすことが想定されます。

以上のようなことを総合的に検討して、宇和高校野球部とその関係者、また体育協会、軟式野球連盟、さらには愛媛県高野連関係者と協議をした上で、真砂土での整備を採用したところでございます。

なお、国体終了後におきましても、現段階では芝生の予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、さきに国体のオリジナル商品のお土産取り組みについてのご質問がございましたので、その点について答弁をさせていただきます。

国体は、開催地域にとっては半世紀に一度のビッグスポーツイベントであり、スポーツの振興、活性化はさることながら、ご指摘のとおり、開催地域にもたらされる経済波及効果にも期待をするところでございます。特に、大会に参加される選手や応援に訪れる多くの人々が西予の魅力を感じていただき、西予のよい産品をご購入いただき、リピーターとなっていただきたいというふうに思っております。

市では、各競技場におもてなし広場を設け、休憩所と売店を設置する予定としております。売店につきましては、市内から出店希望者を募集して、ジオの恵みである地域の特産品等の紹介や来場者への販売を促進し、西予市の特産品等をお土産として購入していただくというふうに考えております。

ご質問にありましたような行政が直接的に西予市オリジナル商品の製造販売をすることはございませんが、市産品の開発、販売促進に係る事業者様に市の支援事業を積極的に活用いただきたいと思っております。また、先日決算報告をさせていただきました第三セクターの中には、産品の生産、販売を行っている施設もございます。この機会を絶好の機会と捉え、取り組みをお願いしてまいりたいと思います。

ことしの広報せいよ5月号の巻頭のカラー見開きの掲載でございました四国西予ジオパークの代表的なジオスポットを型どった焼き菓子、ジオ土産の作成も当市の助成金活用をされたものでございます。また、さきの臨時議会の補正予算でご承認をいただきました地方創生加速化交付金事業の活用につきましても、広報を図ってまいりたいと思います。

次に、卯之町中町の町並み観光について3点のご質問がございました。

まず、西予市としての考え方でございますけれども、重要伝統的建造物群保存地区である卯之町

の町並みは市を代表する観光スポットであるとともに、住民が日常生活を営む場所でもあります。また、保存地区ということでございます。つまり、この町並みを守っていくためには、行政だけで完結することではなく、建物などの維持管理経費については、住民にも自己負担を求めていく場合もございます。非常にデリケートな課題もございます。時間をかけて慎重に推進していく必要があります。そこには住民のご理解とご協力が不可欠であります。

そういった観点からも、市としましては案内看板や案内所の設置についても観光的な視点だけでなく、まちづくりの視点も加えながら、さらには四国西予ジオパークブランディング戦略も考慮して、住民の皆様とともに場所やデザイン等を検討したいというふうに思っております。

現在、住民みずからが積極的に町並み保存の推進を図るため、卯之町町並み保存会を組織され、精力的に活動をされています。市は、そのサポート役として住民と行政、互いの協働により町並み保存のための推進に努めているところでございます。このような町並みに暮らす住民の思いを最大限に尊重して、保存地区の特色ある歴史文化を地域の価値として捉え、さらにその価値が高まるよう、ジオパークの推進のもと、観光とまちづくりを一体的に進めていく必要があると考えております。

次に、ご質問のありました高野長英の隠れ家についてですが、この施設は、県の史跡に指定をされております。ご質問で触れていただきましたように、安政の大獄により幕府から追われていた高野長英が、卯之町で開業医をしていた二宮敬作を頼って卯之町を訪れたときに身を隠した建物と言われております。土地は市が借り上げて、現在保存をいたしております。

ご質問の中で、宇和島市の物件との比較がございましたので、簡単にご説明をさせていただきますが、宇和島市では、高野長英が逃亡中に居住した場所が市の史跡の指定を受けております。長英が居住したとされる建物は、明治期以降に建てかえをされており、さらにその建物を建築、復元したものが現在の場所に建っているということでございます。庭につきましても、広いポケットパークのように整備をされております。宇和島市の物

件は、実際に長英が隠れていた建物や環境が残されている本市の史跡とは若干異なるものというふうに捉えております。文化財としての価値としては若干異なるのではないかというふうに認識をしております。

市といたしましては、老朽化した建物、狭い庭などを保全していくために現在のような措置をとらせていただいております。この貴重な文化財について、今に残るこの状態をいかに残し、伝承していくかということに最大限の努力を払わなければなりません。本体の修理に当たっては、開明学校など市が所有する他の文化財施設や保存地区内の住宅修理補助事業とのバランス、タイミングを熟慮しながら判断してまいりたいというふうに思っております。

最後に、文化の里休憩所のご質問がございました。

文化の里休憩所は、昭和62年3月に中町集会所として整備され、町並みに面する一部分を使用して観光客やお遍路さんの休憩スペースなどとして利用してまいりました。管理については、平成9年度から長年にわたって宇和婦人グループに委託し、管理委託料を支出をしておりました。さまざまな施設の管理について見直しを行っていく中で、この施設については一昨年からことしにかけてグループ側とさまざまな条件について十分に協議の上、本年11月末で休憩所としての利用を一旦終了することに同意したところでございます。

したがって、今後、休憩所の裏を集会所として利用されてきた地域の皆さんとも協議し、理解を得ながら先哲記念館など周辺の公共施設も含めた効果的な時代に即した施設管理を計画したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 5点目の文化会館裏駐車場の管理についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、駐車場有料化後の収入金額でございますけれども、平成26年度以降駐車場を使用する職員等から駐車場使用料を徴収しております。平成26年度が、支所分を含めまして全体額で858万3,000円、平成27年度が981万3,000円となっております。料金収入は、平成28年度では、市有財産維持管理事業において野村支

所と城川支所の駐車場の修繕に393万6,000円を充当しております。借地料に相当する額以上の収入となっております、一定のご理解をいただけるのではないかというふうに考えております。

活用状況につきましては、文化会館裏駐車場は、311台の駐車が可能です。曜日や時間帯によりますが、文化会館利用者、市職員、一般利用者、保育園児の送迎車等、またイベント会場としての利用など多様な利用状況となっておりますが、およそ70%程度の利用がされているというふうに見込んでいるところでございます。

通勤のための長時間駐車に対するご質問でありますけれども、宇和文化会館駐車場は施設等の利用者が一時的に駐車するためのものでありますので、一般市民の方の通勤時の駐車につきましては、常時使用することは控えていただくように駐車場内に看板を設置し、また近隣の事業者にもご協力をお願いしているところであり、今後も引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えております。

また、その対応としてのチェックと利用証の発行による料金収入の考え方はとのお尋ねがありましたが、ただいま申し上げたとおり、当駐車場は、一般市民の皆さんが短時間に、気軽に駐車ができるスペースとして提供しているものであります。利用証発行の上での常時駐車を可としますと、通勤者のみならず、一般の駐車場かわりにも利用が広がり、施設や一般来庁等の駐車スペースの確保が困難となることが想定されます。また、市民の利便性を欠くということにもつながりかねませんので、市では現在のところ一般利用者の料金収入は考えておりません。

また、防犯カメラ、ゲート方式等による管理についてのご質問がございました。カメラ等による監視につきましては、防犯上また常駐車両に対し一定の抑止効果になると推測をされますが、文化会館裏駐車場全体をカバーするために必要なカメラの台数等を勘案しますと、費用面での課題も出てまいります。また、ゲートの設置等に関しましても全自動駐車料金精算機の設置及び附帯工事に係る多くの費用が必要となってまいります。また、イベントや通勤時など短時間に出入りが集中する際の道路部分の渋滞、多様な利用状況等を考慮しますと、さまざまな問題が発生することが懸

念されます。

現在検討中の卯之町八の字まちづくり整備事業における駐車場の整備を見据え、当面は現状どおりの運用を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 高野長英の隠れ家についてです。

現状では、先ほど申し上げたとおり、道から門越しに小さな文字の看板を読むことができる程度です。先ほど答弁にあった文化財の価値とともに整備をする、正しい歴史、事実を語るためにも、例えば民間とコラボして、一例として今度中町に誕生する喫茶店などに門の鍵のあけ閉め、管理等をしてもらうなど、管理や来客者への説明や案内などをお願いするという手法をとれば、もっと地域全体が一体感を持って観光客などを受け入れられるのではないかと思います。そのような方法は考えられないでしょうか。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議員ご指摘いただきましたとおり、保存をしていくだけではいけないと私も感じております。ただいま非常によいアイデア、ご提案をいただきましたけれども、実際に城川町の穴神鍾乳洞あたりは、地域の方々に管理をして、運営をしていただいております。現在、卯之町の町並みガイドの皆さんに長英の隠れ家を含む町並みガイドをしていただき、大変好評を得ております。このようなグループにご協力をいただくことも一つの方法かと思います。

いずれにいたしましても、県の史跡としてどのような公開方法が適しているか、市の文化財保護審議委員会など各方面のご意見も伺いながら、修理の検討とあわせて今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 例えば、市外の方が来られたときに、そのグループの方に連絡がとりたい、説明を聞きたいといった場合に、どこに連絡をとればいいのか、今の現状では不親切を感じるような気がします。今後、そのあたりを考えていく余地があると思いますが、いかがお考えでしょ

うか。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご指摘のとおり、施設のところに連絡先等を記入しておいてというような方法もあろうかと思います。ただ、観光地等を訪れる方、土曜、日曜が非常に多い状況になってまいります。したがって、いつ連絡があるかわからない状況の中での市の職員としての対応はなかなか難しいかと思います。

先ほどご紹介いたしました川津の穴神鍾乳洞あたりにおきましては、地元で数名の方に実際に手を挙げていただきまして、順番に連絡をしていただければ必ず連絡がつくというような形をとっていただいております。したがって、高野長英の施設に限らず、どちらの観光施設につきましても地元の方々の協力を得ながら進めていかないと、なかなか行政だけで、ご連絡をいただいても、施設によりましては非常に時間がかかる遠距離にあるものもございますので、その辺も含めて地域の方々とも協調をとっていけるような方法を模索してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 以上で終わります。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時54分）

○副議長 再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に、2番信宮徹也君。

信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 改めまして、こんにちは。議席番号2番信宮徹也です。

何分にも半年前まで専業農家一筋で新人議員となり、初めての一般質問ですので、至らぬところ多々あるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書及び申し合わせ事項に基づき一般質問をさせていただきます。なお、質問形式は一括質問といたします。

本日は、T P P、環太平洋経済連携協定について、西予市内のため池及び橋梁の点検状況について、ふるさと納税制度について、以上の3点について質問いたします。

それでは、最初のT P P、環太平洋経済連携協

定について。

9月に入りまして、西予市内各地では本格的な稲刈りシーズンとなっております。ことしは天候にも恵まれて、日照りの年は不作はなしと言われますように、豊作が期待されております。さらに、数年来低迷が続けてきた米価も、飼料米の作付拡大により主食用米の需給改善が進み、価格は上昇基調となっております。

しかし、一方では、秋の国会でTPP承認案と関連法案が審議される見通しとなっており、西予市内の農業者は不安を抱えている状況です。これまでこの議会でも幾度となくTPPについて取り上げられておりますが、管家新市長になり、改めてTPPに対する理事者のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

また、政府は、昨年、平成27年12月24日にTPP協定の農林水産物への生産額への影響についてを公表いたしました。それによると、TPPによって農林水産物の生産額は1,300億円から2,100億円減少し、うち農産物は878億円から1,516億円減少するとしています。これは、農業生産額、2014年の値ですが、8兆3,639億円の1%から2%程度であり、TPPの影響は限定的だという見解を出しています。私は、どうしてもこの程度の影響で済むとは思えません。

現に、13年にはTPPの農業への影響額を2兆6,600億円と試算していたのであり、昨年末の試算とはかけ離れています。仮にTPPが発効されますと、米ではアメリカとオーストラリアに最大7万8,400トンの輸入枠が新設されます。牛肉は、現行の38.5%が段階的に9%にまで引き下げられます。豚肉は、従量税を現行の1キロ当たり482円から1キロ当たり50円にまで引き下げられます。牛乳、乳製品の輸入価格は、関税削減によって生乳価格換算で1リットル当たり7円下がると言われます。これらは、稲作が盛んで県内でも有数の畜産地帯である西予市に大きな影響を与えるものと思います。

また、かんきつ地帯である明浜、三瓶においては、オレンジ青果、果汁の季節関税、6月から11月までの16%、12月から5月までの32%が撤廃されます。かんきつにおいては、国内外の品質格差により影響はなしとの意見もありますが、これは大変不透明だと思います。

TPPが発効された場合、西予市の農業にいかほどの影響を及ぼすのか、お考えであれば伺いたします。

2つ目に、西予市内のため池及び橋梁の点検状況について。

ことしの6月から7月にかけては、停滞する梅雨前線の活動に伴い、幾度となく大雨が降りました。6月23日には、宇和町大江地区のフケ下池が決壊し、市が15世帯、35人に避難指示を発令したことは、記憶に新しいところです。私も現場を見に行きました。私は専業農家で長年農業をやっていますが、堤体が決壊した池を見るのは初めてでした。池下の農地は多量の土砂と水に覆われ、無残な状態になっていました。しかしながら、人的な被害が出なかったことは不幸中の幸いであり、地元大江地区の方々が日ごろからため池の点検を行っておられ、漏水が認められたため、水を満水にためておきたい時期にもかかわらず、水位を下げていたからこそ、人的被害に及ばなかったのではないかと思います。仮に、フケ下池が満水状態で一度に決壊したらどうなっていたかと思うと、現場を見て自然の恐ろしさにぞっといたしました。

ため池は、営農や治水に機能を発揮し、本来地区住民に利益をもたらすものですが、西予市内には老朽化したため池も多いと思います。今回のようにため池が決壊すれば、下流に大きな被害をもたらすことを改めて思い知らされましたが、西予市内のため池の点検状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

あわせて、市内には、総延長1,152キロに及ぶ市道が走っていますが、そこにかかっております681の橋梁につきましても、一たび地震などの災害が起きて橋梁崩落のような事故が起きますと、即人命にかかわるような重大事故につながります。橋梁の点検状況についてもどうなっているのか、お伺いいたします。

3点目、ふるさと納税制度について。

ご案内のように、ふるさと納税制度は、人口の多い都市部に集中する税収の偏りを是正する目的で2008年に創設されましたが、今では人口減少や産業の空洞化で税収減にあえぐ地方行政にとって欠かせない制度になりつつあります。

総務省は、応援したい自治体に寄附をすると税が軽減されるふるさと納税による2015年度の

地方自治体への寄附額が計1,652億9,102万円となり、前年度の4.3倍にふえたと発表いたしました。

西予市のホームページを見ますと、2015年度の寄附総額は2,047万5,000円であり、前年度からの伸び率では1.29倍にとどまっていますが、件数では前年対比17.5倍の787件となっており、全国の3.8倍と比較しますと、大幅に件数がふえていることがわかります。全国の納税寄附額が多い自治体は、宮崎県都市の42億3,100万円を筆頭に、上位3自治体では30億円を超えていて、西予市の年間の税収に匹敵します。

西予市がそれを目指すべきと言っているのではありませんが、ここで考えてみたいのは、税収の総額自体が日本全体でふえることはありませんので、地方税のつけかえになっているということです。俗に言うパイの奪い合いになっていると思います。寄附されて西予市に入ってくる税金もあれば、西予市民が他の自治体に寄附することによって税収が減っている部分もあると思うのですが、西予市の現在の状況がどうなっているのか、お問い合わせいたします。

○副議長 管家市長。

○管家市長 信宮議員から質問のありましたTPP、環太平洋経済連携協定についての考えを述べさせていただきますと思います。

21世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋につくり上げ、自由で公平な1つの経済圏を構築する試みで世界のGDPの約4割、3,100兆円、人口8億人という巨大市場をつくり出すものです。

今までの経過を申し上げますと、平成27年10月5日に協定参加12カ国が交渉、閣僚会合において大筋合意し、政府においては同年の10月9日に内閣総理大臣を本部長とするTPP総合対策本部が設置されております。農林水産分野においては、農林水産省において、同日、農林水産省TPP対策本部が設置され、TPPの影響により農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより、確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置とあわせて、政府一体となって万全な措置を講じること

とされております。その後、平成28年2月4日、TPP署名式が行われ、3月8日、TPP協定及びTPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について閣議決定され、国会へ提出されまして、現在継続審議となっている状況であります。

TPP協定については、国レベルの話し合いであり、農協関係団体では反対、経済団体等は賛成の立場であり、それぞれメリット、デメリットがあると考えております。現在、アメリカにおいては、大統領選が行われている中で、TPP協定に反対という声大きい中、今後の動向が不透明であります。

このような中で、市といたしましては、農産物にかかわる関税の引き下げ、撤廃や輸入枠拡大によるマイナスの影響が大きいと考えております。TPP発効のいかんにかかわらず、持続可能な農業を支え、経営安定対策の確立と安心・安全な農作物の提供を目指して取り組んでいく所存でございます。

また、国におきましては、TPP関連予算も組まれていることから、これらの事業を活用しながら農業関係の影響を少しでも少なくするとともに、県とも連携しながら対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上、基本的考えについて述べさせていただきました。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、TPPが発効された場合の西予市の農業へ及ぼされる影響のご質問がございましたので、その点について答弁をさせていただきます。

TPPが発効された場合の西予市の農業への影響についてということにつきましては、市長が今ほど答弁の中でも触れましたように、不透明な部分が非常に多く、見方によればどのようなのか全くわからなくなっているという状況でございます。

市においては、独自の試算を行っておりません。ただ、愛媛県においては、16品目を対象に本年1月29日に影響試算を発表しております。前回の試算では306億円と見込んでおりましたが、今回の試算では農林水産業全体で約20億円から37億円の減少と見込んでおります。農産物では、約15億円から29億円で、平成2

5年度農業産出額の1,291億円の約1～2%となっております。その数字から推測をいたしますと、西予市の平成25年度農業産出額は122億円であることから、単純に考えますと、1.2億円から2.4億円程度の影響というふうになると思います。

ご質問の中でも前回の試算との大きな数字の違いのご指摘がございましたけれども、前回は関税を即時撤廃、何ら対策を講じない前提の試算によるものだと伺っております。ご質問されましたように、この程度で済むのかどうかの部分につきましては、疑問が残るところではございますけれども、市といたしましては、市長答弁の中にもございましたように、できるだけアンテナを張って情報を収集していく、あるいは国、県の施策あたりをいち早く取り組んでいくというような対応を考えております。

次に、西予市のため池、橋梁の点検についてのご質問がございました。

さきに、西予市内のため池の点検状況について答弁をさせていただきますけれども、その前に先ほど触れていただきましたフケ下池の関係について状況を若干触れさせていただきたいと思います。

6月23日に発生いたしました宇和町大江地区フケ下池の状況でございますけれども、同池につきましては、江戸時代以前に造築されたと言われておりまして、ため池管理者において点検、維持管理をしていただいております。これまでも漏水が確認されれば、堤体の補修を実施していただいております。平成23年度には、漏水を抑制するために洪水ばけを下げる工事を行い、適切に管理されていたと思っております。

本年も5月11日に堤体をイノシシが掘り起こしているのが被害を確認してほしいとの相談がございまして、現地を調査いたしました。イノシシの被害もありましたが、その際に底樋といいますけれども、一番底部の水抜き部分の付近での漏水を確認いたしましたので、地元と協議をしまして水位を下げ、補修を行い、その後も水位を下げていただくようお願いをして管理をしていただいております。

しかし、6月19日からの梅雨前線豪雨によりまして想像以上に水位が上昇いたしましたので、6月23日午前6時に決壊を確認をしたところでござ

います。新たなパイピング、いわゆるパイプのような水道が発生したことによるものと思われます。災害が発生いたしましたことは大変残念なことではありますけれども、人的被害がなかったことは、不幸中の幸いだと思います。また、被害拡大を最小限に食いとどめることができたのは、漏水発見からの地元の素早い対応及び自主防災組織、土木事業者の協力によるものと感謝をしているところでございます。現在、災害復旧に向けて事業を進めております。

さて、質問のため池の点検状況でございますけれども、西予市には農業用ため池が292カ所ございます。日ごろは、それぞれのため池の受益者で日常点検、維持管理を実施していただき、異常を確認したときには、市に連絡、ご相談をいただいております。市では、異常があったため池については、その都度の確認と6月には県と合同でため池防災パトロールを実施して、経過観察を行っております。異常があるため池については、現地を確認し、原因を究明し、水位を下げる方法等をとって安全性を確保していただいております。また、小規模な修繕につきましては、地元施工市単独土地改良事業の活用などによりまして補修を行っていただいております。

平成25年度には、ため池の受益面積が2ヘクタール以上の178カ所について一斉点検も実施をいたしました。その際の点検におきまして異常が認められました25カ所については、水位を下げたり、洪水ばけの修繕等の対策を講じております。今年度は、さきのフケ下池決壊を受け、7月に全てのため池管理者を対象にため池管理者研修会を実施いたしました。日常点検のポイントを再確認するとともに、改めてため池点検の実施を呼びかけ、点検報告書の提出を現在お願いをしているところでございます。

次に、橋梁の点検状況ですけれども、平成19年度から平成25年度において、橋長が5メートル以上の道路橋405橋について点検を行いました。その後、平成26年7月に点検方法等の改正が行われまして、橋長2メートル以上の道路橋に対して5年に1度の点検を実施するよう義務づけがなされました。それによりまして、点検が必要な橋梁数は681橋となり、平成27年度に121橋の点検を行い、本年度残りの155橋を点検することとしております。5年ごとの点検という

ことになりましたので、今後も順次点検を実施してまいります。

なお、平成26年度におきまして、橋梁の点検と同様にトンネルの点検も法律で義務づけられましたので、今年度以西予市管理の隧道、俵津、三瓶、和泉の3カ所の点検業務を行う予定としております。また、市道の一般路線の点検についても必要が生じたので、のり面、擁壁、盛り土等の道路構造物点検に関しましても、平成27年度、28年度で現在も実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 それでは、議員ご質問3点目のふるさと納税について、西予市の状況はどうなっているのかというご質問にお答えをいたします。

西予市では、昨年度、西予市ホームページを大きくリニューアルをいたしまして、ふるさと納税の手続方法などをわかりやすくしたことに加えて、ふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスへ登録をし、インターネットから手軽に寄附の申し込みができるようにいたしました。また、今年度からは、インターネットからの申請と連動したクレジット決済を導入し、寄附に係る手続の簡素化を図っておりまして、議員ご指摘のとおり昨年度から申込者が大幅に増加しているという状況になっております。

寄附金額につきましては、平成27年度の実績は787件で2,047万5,000円でありましたが、27年中に西予市または他の自治体へふるさと納税をされたことで税収が減った金額、これは381万8,000円となっております。また、返礼品に係る経費、これは501万7,000円となっております、西予市はふるさと納税により収入がふえた状況というふうになっております。

ふるさと納税制度が開始されて8年が経過をしまして、近年頻繁にメディアに取り上げられ、ブームとも言える盛り上がりの中で自治体間の競争も激しくなってきたところでございます。そのような中で、ふるさと納税の制度を利用し、各種製品を販売するために工夫をしたり、新たな特産品をつくろうと知恵を絞ったりと、生産者みずからが奮起をして特産品の生産向上につながっ

たりと、地域の産業振興に効果をもたらす一面もございます。今後も西予市を全国に情報発信をしてまいりまして、ふるさと納税の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 まず、第1点目のTPPについてですが、国のほうも試算等の計算状況によって出てくる試算が全然違います。先日、国から2016年度の第2次補正予算が出てまいりました。TPP関連対策費として3,453億円が組まれております。その中には、中山間地で収益性の高い農産物へ取り組むための中山間地域所得向上対策事業、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業など西予市の農家にとって有用な事業が多数あると思いますので、必要な事業は積極的に活用していただきたいと思います。

また、西予市には独自の支援策として認定農業者等支援事業がございまして、これはどの農家に聞かしてもとてもありがたい、助かる事業だと聞いております。現在、この事業2期目に入っておりますが、西予市も厳しい財政状況ですので計画では確定ではないという話も聞きますが、西予市農家の生産物のコスト低減または経営体質の強化を目指す目的でこの認定農業者等支援事業を今後ともぜひとも続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目のため池ですが、集落には多面的機能の支払交付金事業に取り組んでいる集落も多いと思います。私の地区でも取り組んでおりまして、その項目の中でため池の点検管理を行っており、資源向上支払交付金で軽微なため池の補修は行えますが、大規模な改修となると地元の負担が大変大きくなる状況になります。このあたりも今後検討をしていただきたいと思いますが、この後にも加藤議員のほうからため池についてご質問があるようですので、この答弁は結構でございます。

橋梁についてですが、平成26年7月からため池の診断が1から4段階に変わりました。その中でレベル4という緊急措置というものがありますが、緊急措置というものが西予市にあるのかどうか。本年4月16日には熊本で地震が起きまして、阿蘇大橋が崩落して、人命が失われました。先日の台風10号は、8月30日に東北や北海道で大きな爪跡を残しました。北海道でも橋梁の崩

壊によってここでも人命が失われております。地震はいつ起きるかもわかりませんし、近年の異常気象によってこれまでには考えられなかった災害が起こる時代となってまいりました。橋の崩落は集落を孤立させてしまう可能性もあると思いますので、安心して住める災害に強い西予市を目指してもらいたいと思います。

3点目のふるさと納税制度についてですが、西予市の場合、プラスに作用しているということで一安心をいたしました。ふるさと納税を活用した成功事例が新聞に載っておりましたので、紹介しながら再質問をしたいと思います。

本年5月25日の農業新聞ですが、長野県阿南町というところでは、人口は4,884人、西予市のちょうど8分の1ぐらいの町でございますけれども、そこでは納税額1万円につき地元産米20キロという手厚い返礼を用意することで、年間2億円もの寄附金を集めることに成功しているようです。生産者に対しては、60キロ、1俵当たり1万7,000円という高値買い取りで所得を下支えしております。これによって農家の生産意欲が高まり、後継者不足にあえいでいた山間の町で耕作放棄地の再生や担い手が農地を借り受ける動きも出てきているそうです。これは、農家の所得向上、返礼品のリピーター購入、後継者不足の解消、耕作放棄地の再生などふるさと納税の活用が2次波及、3次波及に及ぶ成功事例だと思います。これは農業に特化した例でございますが、それにこだわらせず、西予市にもふるさと納税を活用した成功事例はあるのか伺いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 信宮議員のほうから市独自の認定農業者等支援事業についてのご質問がございました。昨日、宇都宮俊文議員のご質問の中でも触れさせていただきましたけれども、これはTPP対策といえるほどのものではございませんけれども、ご質問の中にもございましたように、地域の農業者の方にとって非常にありがたいというふうに好評を得ております。

この事業、平成25年度から3カ年を目安として認定農業者の方々に国、県等の補助事業に該当しない項目、買いかえですとか、中古の購入あたりは補助事業の対象になりません、そういうものを市独自の支援を行うために設けた制度でございます。3カ年間の実績状況といたしましては、1

99件の要望をいただきまして、125件の事業を採択し、3カ年間で6,000万円の支援を行ってまいりました。ご質問にいただきましたように好評ということで、認定農業者の会あたりからも継続の要望がございまして、事業実施を継続しております。今回からは、認定農業者のみにとどまらず、認定新規就農者就農給付金受給者に枠を広げまして、これまでと同様1カ年、2,000万円の範囲で事業に取り組んでおります。単独事業ですので、経常的というわけにはいきませんので、期間を3カ年というふうに考えております。

それと、橋梁点検の関係についてご質問をいただきました。

地震あたりの部分も触れていただきましたけれども、ご存じだと思いますけれども、国道あたりの橋長が長いもの、大きな橋につきましては、県も落橋防止対策等を順次進めていただいております。市におきましては、先ほど触れていただきました4段階で評価することとなっておりますけれども、現在までのところ、レベル4の緊急措置が必要な橋梁はございません。ただ、レベル3、できるだけ早い時期での措置が必要なものは102橋となっております。これらにつきましては、全橋梁の評価が完了した段階でできるだけ速やかに長寿命化修繕計画を策定して、順次修繕を行ってまいりたいと思います。なお、本年は、現在、1橋、約1,200万円かけまして実施済みでございますし、今後、1橋の修繕を計画をいたしております。

以上でございます。

○副議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問のふるさと納税に関連して成功事例というふうなことでございますけれども、西予市の場合、先ほども申し上げましたとおり、平成27年度におきましては返礼品に係る経費501万7,000円となっておりますが、ほとんどが返礼品のお返しの商品ということでございまして、この点につきましては市内から特産品が売れていった、販路拡大につながったというふうな面もいえるのではないかとこのように思っております。

現在、西予市で返礼品として用意をしておる数が71品目ほどございます。特に、かんきつ類、肉加工品が人気が高いというふうに伺っておりま

すけれども、今後、品数をふやしていきたいというふうに考えております。8月からは約20品目ぐらいを増加をさせまして、そうしますと90品目程度になるというふうに思っております。そうしますと、いろんな面での消費拡大につながっていくのではないかなというふうなことで、期待をしているところでございます。

また、返礼品を送りました寄附者の方から、返礼品を大変気に入って注文したいというふうな問い合わせもあったりというふうなことも聞いておりまして、徐々に消費拡大にふるさと納税を通じてつながっていったのかなという感じを受けております。

それと、もう一点、新たな取り組みを西予市としてはしております。

地域おこし協力隊が地域で起業しますビジネスプランとして、ふるさと納税を活用した寄附を通じて応援するクラウドファンディング加盟連携事業というふうなものでございます。これは、新聞等でも報道されましたのでご存じの議員さんも多いかと思いますが、古民家カフェの復活を現在目指しているところでございます。これらの取り組みに賛同した全国の方々からたくさんの応援の寄附を現在いただいております。寄附者の意向、あるいは応援をしたいというふうな取り組みに対して目的を明確にして寄附をいただくというクラウドファンディングにつきましては、一番寄附者の意向に沿った新たな取り組みと考えますので、今後はこれらにつきましても有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長 信宮徹也君。

○2番信宮徹也君 最後に、ふるさと納税について少し触れまして終わりにしたいと思います。

西予市でもふるさと納税を使用した新たな取り組みが始まっているようで大変期待をしております。ふるさと納税、寄附でございますので、見返りを求めるのは本来の姿ではないかと思いますが、実際のところは返礼品に期待するところが大きいかと思います。今後とも返礼品の種類をふやすなど魅力あるふるさとチョイスにしていきたいと思ひますし、寄附されてもらう方は思いを込めて西予市に寄附をいただいておりますので、その税金を有効に活用していただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時43分）

○副議長 再開いたします。（再開 午前11時00分）

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 先ほど宇都宮久見子議員の高野長英の隠れ家に関する答弁をさせていただきましたが、一部訂正をお願いしたいと思います。

安政の大獄により幕府から追われていた高野長英がという答弁をさせていただきましたけれども、蛭社の獄で捕らえられた後、脱獄をし、幕府から追われていた高野長英がということで、訂正をお願いいたします。

○副議長 次に、4番加藤美香君。

加藤美香君。

○4番加藤美香君 議席番号4番加藤美香です。

本日は、議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、高齢者等福祉について、福祉行政と他団体の連携について、ため池の補修等について、3点を質問させていただきます。

まず初めに、高齢者等福祉について質問させていただきます。

1、西予市の人口は約4万人で、65歳以上の高齢者は4割に達しています。認知症の高齢者の数も年々増加しております。そういう方を保護するために、成年後見制度が平成12年に開始されました。本年4月には、成年後見の事務の円滑を図るための手続法の改正に関する法律も国会で成立しました。

成年後見制度は意思能力、判断能力が不十分な場合に家庭裁判所に対して後見等開始申し立てを行い、家裁が後見開始等の審判をすることで、判断能力が衰えた者を契約の取り消しや契約無効を規定して法的に保護する制度です。行政が関与した手続の中で本人の判断能力や認識力に衰えがあることを見つけた場合には、本人保護のため、行政としても後見制度利用へと促すべきではないかと思ひますが、現在の西予市の後見制度への総論的な取り組みをお伺ひいたします。

2、成年後見制度では、後見開始の市町村申し立てということがありますが、それについてお伺ひします。成年後見開始の申立人として配偶者、4親等内の親族、その他検察官や市町村長も申立

人となることが規定されています。

そこで、西予市における市長申し立ての過去3年程度の実績や事情について伺います。

また、申し立てには申し立て費用のほか、鑑定を要する場合には予納金が必要となりますが、市長申し立ての場合の予算についてもあわせて伺います。

3、後見人に選任された後、成年後見人制度では、後見人等に選任された者は裁判所への報酬申し立てができ、本人の財産から後見人としての事務報酬を裁判所の審判によって得ることができますが、本人の財産が不十分な場合には、行政として成年後見制度利用支援制度を整備しているのか、西予市の取り組み並びに実績について伺います。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ただいまの加藤議員の成年後見制度に関する行政の取り組みについてお答えをいたします。

成年後見制度は、認知症や知的障害などにより日常生活に支障がある方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、本年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、利用促進を総合的、計画的に推進することとしております。

当市におきましても、以前から地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の権利擁護に関する法律や制度利用支援を行ってまいりましたが、手続が煩雑であるということもあり、なかなか制度利用につながらなかったという課題があります。当市といたしましては、法の施行に伴い関係機関との連携をさらに強化し、相談案件に対しできる限り早急に関係者で協議し、成年後見が必要と判断した場合には、積極的に制度利用を支援し、高齢者の安全・安心な暮らしを守れるよう努力してまいりたいと考えております。

2点目の成年後見開始の市長申し立ての実績及び方針についてでございますが、当市におきましては、西予市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定し、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの成年後見制度の利用を支援することとしており、身近な親族がない場合または親族がある場合においても成年後見開始の申し立てをする意思がない場合などにおいて

は、市長が申立人となり、後見人を選任し、該当高齢者等の権利擁護に努めることとしております。

実績といたしましては、平成25年、平成26年につきましては1件ずつ、平成27年度につきましては2件、3年間で4件の市長申し立てを行い、後見人を選任しております。後見開始の申し立てに至る事情といたしましては、最も多い事例は、身寄りがないということでございます。こういった事例にかかわることのきっかけといたしましては、地域包括支援センターからの要請が多く、民生委員さんからの要請でかかわった事例もございました。

また、後見開始の申し立てに際し、家庭裁判所の判断で該当高齢者等が医師の鑑定を要する場合があり、本人が鑑定に係る費用を負担できない場合も想定され、そういった場合、費用を助成できるよう10万円の予算計上をしておりますが、いまだ実績はございません。

当市においては、現在、高齢者人口がピークを迎えておると推計しており、認知症高齢者等の困難案件も増加傾向にあると考えております。このような状況において、成年後見制度の利用者、利用件数も増加してくると考えておりますが、数年前後見人の不祥事が相次いだこともあり、家庭裁判所での選任もかなり厳しくなってきております。社会福祉士などの専門職でないと選任されにくい状況となっており、今後後見人となる人材の確保が重要な課題となってくると考えております。

3点目の成年後見制度利用支援制度の現状と方針についてでございます。議員ご指摘の後見人への報酬の支払いについて、本人の財産を活用しても支払いが困難な場合は、さきの西予市成年後見制度利用支援事業実施要綱の中で報酬助成について定めており、活用できる財産がない場合でも成年後見制度が利用できるよう整備をしているところでございます。この報酬助成につきましても、今のところ実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 西予市の市長申し立ての実績の件数はわかりやすく説明していただきましたが、できれば全国及び県内での市町申し立ての件数をお伺いいたします。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 最高裁判所が公表しております成年後見関係事件の概要によりますと、全国で3万4,782件となっており、このうち市町村長による申し立てにつきましては5,993件となっております。

県内におきましては、全体で71件の申し立てがあり、中でも西条市が最も多く、年間で10件の市長申し立てを行っております。近隣市町の申し立て状況といたしましては、大洲市で5件、八幡浜市で1件、宇和島市で1件、内子町で1件、松野町で1件申し立てがありました。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 市長申し立てに至る事情として身寄りが無いということでしたが、ほかに事情があれば支障のない範囲でお答えください。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 具体的な状況についてでございますが、さきの答弁にもありますとおり、市長申し立てに至る事情としましては、一番多いのがまず身寄りが無いということであります。

そのほか、申し立てに至る状況といたしましては、介護状態の重度化や障害などにより判断能力が著しく低下し、通帳などの財産管理やサービス利用の契約がご自身でできなくなっている状況が過去の申し立て案件の4件全てに当てはまる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 先ほど、成年後見制度利用支援制度の中で報酬助成について定められているようですが、具体的に西予市の予算の計上額をお教えてください。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 さきの答弁においていまだ実績がないことは申し上げましたが、いつ後見人への報酬助成が必要になるかわからない状況の中で、報酬月額2万8,000円の12カ月分、33万6,000円を計上しております。

以上です。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 次に、福祉行政と他団体との連携について質問させていただきます。

1、繰り返しになりますが、認知症の方を守る

ための成年後見制度の利用については、社会福祉協議会とのかかわり合いが深くなっております。また、包括支援センターも同様です。

西予市では、社協に包括支援センターを置いているため、社協と行政の連携を密接にする必要が高いのではないのでしょうか。また、生活困窮者自立支援法の関係においても、行政と社協の協力、提携関係が必要だと思われませんが、これに関する西予市の方針並びに予算等をお伺いいたします。

2、西予市社協の本部は、現在、野村町野村に置かれています。社協のホームページの記載によれば、平成19年4月に宇和町から野村に本部を移転したようですが、この移転について、移転のメリットないし必要性について西予市としてどう考えているのか、お伺いいたします。平成19年当時と現在では事情が変わり、今後においても行政と社協との連携の進化が一層求められる状況下においては、社協の本部は行政に隣接した場所に置き、連携を緻密にすることが必要なのではないかと考えますが、西予市社協の本部の移転について西予市としての考えをお伺いいたします。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 西予市社会福祉協議会との連携についてお答えをいたします。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられており、市とともに地域福祉推進に向けて主体的に取り組んでいただいているところでございます。市から社会福祉協議会へ委託しております地域包括支援センターは、介護サービスの利用や認知症など高齢者の総合相談窓口として重要な役割を担っています。要支援の方のケアプラン作成や成年後見制度を初めとした高齢者の権利擁護事業など、介護保険を財源として本年度予算額は約7,300万円の委託料となっております。

また、生活困窮者自立支援法の関係につきましては、西予市では、福祉総合相談センターを福祉課内に設置し、市職員が各種相談に応じております。相談内容に応じて、社会福祉協議会など各関係機関につなぎ、支援を行っていますので、それに関する予算は発生をしておりません。

次に、西予市社会福祉協議会の本所が西予市野村町に置かれていることとありますが、平成17年に地域包括支援センターの設置が義務づけられ、西予市ではその業務を西予市社会福祉協議会

に委託することとしたことから、スペース等の問題もあり、平成19年4月の西予市地域包括支援センター設置と同時に本所を野村町に移転されました。市といたしましてはさまざまな拠点を分散することによって、周辺地域の衰退をとどめ、西予市全体の活性化につなげていけるのではないかと考えております。また、地域住民への支援については、各地域の関係職員が連携をとりながら対応しており、何ら支障はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 私としては、社協の本部についてですが、全て宇和にとっているわけではありません。例えば、森林組合の本部も野村にありますが、山林は野村、城川にも広がっていますので、地理的にもメリットがあると思っています。

しかし、社協や包括支援センターを必要としている方や行政の福祉課を必要としている方は高齢の方が多く、自家用車のない交通弱者の立場の方も少なくないと思います。そうしたときに、行政と社協が地理的に離れていて、どちらへも自力で行かなければならないとなると、その負担は少なくないと考えられます。そして、双方の職員の方々も必要なやりとりのために時間をかけて往復しなければならないでしょうし、この件は合理的に考えたほうがよいと思います。利用者の視点からそう思います。宇和地域にあるべきもの、宇和以外でもよいもの、宇和以外のほうがよいもの、それぞれ合理的に考える必要があるのではないのでしょうか。

○副議長 管家市長。

○管家市長 ただいま加藤議員から西予市社協の本所移転について西予市としての考えをというご質問、再質問でございましたけれども。

現在、西予市社協の本所は確かに野村町にありまして、地域に定着をしております。そして、支所は宇和にありますし、そして城川にもありますし、三瓶のほうにも明浜にも社協の関係する職員の方がおられるわけでありまして、市役所と社協の連携についても先ほど酒井部長が申しましたように、私自身は現状において問題はないというふうに考えておまして、今現在、どうしても移転をする必要性というものはないのではないかと考えているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 今、管家市長のほうからお答えをいただきましたが、これについては少し微妙ではありますが、いろいろな考えを持たれているので、これで私も納得はいたしました。これからも行政、社協が連携してお年寄りに優しい、住みやすいまちづくりをお願いいたします。

最後に、ため池について、ため池の補修等についてお伺いいたします。

1、6月23日未明から早朝にかけて強い雨が降り、西予市でため池が1カ所決壊しました。西予市には多数のため池があり、その数は292個と聞いております。それらは主に農業に利用されています。ため池は、古いものは江戸時代につくられたものもあるようで、現在まで改修を続けて利用しているものです。ため池は、農業用利用のほかにも防火用水としての機能もありますが、近年圃場の整備とあわせてかんがい設備も最新に整備されていること、また場所によっては農地転用が進むなどのこともあり、各ため池に求められる必要水量は以前よりも減少しているものと考えられます。そのような事情も踏まえて、西予市のため池についての今後の方針をお伺いいたします。

2、西予市では、中山間地域総合整備事業としてため池の補修改修工事を行ってきましたが、その事業は来年3月に終了いたします。ため池の補修改修は今後も必要で、それに関する予算が必要となりますが、ため池改修等の工事費については地元の負担割合が条例で規定されているところ、西予市においては負担割合が高く、実際に発生する工事費を考えると地元では負担し切れない金額となっています。これまで利用できた制度がなくなりますので、西予市においても負担割合を軽減するための条例を改正すべきと考えられますが、西予市としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ため池の関係についてご質問がございました。先ほど管理状況等につきましては、信宮議員のご質問の中で答弁をさせていただいたところでございますけれども、初めに老朽化したため池の西予市の施策についての部分について答弁をさせていただきます。

ご質問で触れていただきましたとおり、西予市

には農業用のため池292カ所ございます。その多くが江戸時代以前あるいは江戸時代に築造されたものと言われておりまして、現在に至りますまでには幾度となく改修が繰り返され、維持管理をされてまいりました。

近年におきまして、先ほどご質問の中にございました中山間総合整備事業や県営ため池等整備事業など国、県の補助事業を活用いたしまして、全面改修等も行っております。また、小規模な改修につきましては、市単独事業等を利用して整備もしていただいております。以上のように随時整備はされてきておりますけれども、老朽化が進み、修繕を必要とするため池は実際多くございます。

今後においても、引き続き地元負担の少ない有利な事業を取り入れて推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、ため池改修工事の費用負担についてのご質問がございました。

西予市では、これまで農業基盤を整備する上で少しでも有利なさまざまな補助事業を取り入れて、農道、水路、パイプライン、圃場整備、ため池整備などを実施してきたところでございます。その中で、中山間地域総合整備事業、東宇和東部、東宇和西部、平成16年から平成28年度までの取り組みとしてこれまで取り組んでまいりました。圃場整備、営農飲雑水施設整備やため池の改修24カ所を実施したところでございます。この事業も触れていただきましたとおり、今年度で終了することから、新たな取り組みが必要となってまいります。

新たに中山間地域総合整備に取り組むためには、農村振興基本計画書の作成、農業生産基盤整備事業を2工種以上、農村生活基盤整備事業を1工種以上というように、幾つかの事業を一体的に取り組む必要がございます。この事業はため池改修のみでの事業は実施することができません。ただ、これまでに多くの地域がさまざまな取り組みを既に実施をされておまして、この事業の採択要件というのが非常に難しくなっております。ため池を改修するためには、その他の事業といたしまして、地域ため池総合整備事業、県営ため池等整備事業等がございます。西予市では、現在、土地改良事業分担金徴収条例によりまして、国及び県から交付を受けた補助金を除いたものの原則50%が地元の負担となっております。地元

が受益者が減少する中、地元分担金の捻出が厳しい状況になっていることは、私どもも十分認識をしておりますけれども、現在の西予市の財政状況、その他の分担金徴収条例の状況、事業量等から考えますと、条例で定められております今の負担率を一律軽減することは大変難しいというふうに考えております。そういった点からも、今後も地元負担の少ない事業導入を最優先に進めていきたいというふうに考えております。

質問の中でも触れていただきましたように、ため池は農業用施設ではございますけれども、多面的な水源涵養、生物保全、住民の憩いの場としての機能も有しておりますし、水量調整など防災上の機能もありますので、安心して暮らせる地域づくりに向けて、長年にわたりため池が維持、存続できるよう私どもも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 西予市のため池の地元負担率なんですけれども、受益面積が2ヘクタール以上のため池の地元負担率が17.5%となっておりますが、これは西予市の財政状況から考えて下げることはできないとは思いますが、少しでも下げるよう努力をしていただくなり、条例改正をしていただくなりして、西予市の市民の安全をより守っていただけるよう、お願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時29分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 一般質問の答弁の訂正をお願い申し上げます。

午前中の信宮議員の一般質問、ふるさと納税に関する再質問の答弁の中で、現在の返礼品の種類を90品目ほどとご説明申し上げておりましたけれども、正しくはこれまでの52品目に本年8月から19品目を加えた70品目でありますので、おわびし、訂正をお願い申し上げます。

○副議長 次に、15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。

ただいま菊池副議長より一般質問の許可をいただきましたので、本日4人目の登壇をさせていただきますと思います。

本日は、午前中、1期生の3人の議員の皆さんが一般質問をされました。同じような質問をしていても違う視点でということもありますし、またフレッシュな質問だったかなと思っております。私も極力毎回という思いで質問をさせていただいておりますけれども、皆様に飽きられないようにしっかりと質問をしていきたいなと思っておりますので、どうかご答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、先日、7月、8月と行われました国体のリハーサル大会について質問をさせていただきます。

今、愛媛県内で来年のえひめ国体に向けていろんな地域でリハーサル国体ということでいろんな協議が開催されておりますけれども、本市においてはソフトボールの成年女子、そして相撲競技という2つの競技について、先月、7月と8月でリハーサルが行われました。今まで西予市の実行委員会ということでいろんな準備をされてきた中で、今回のリハーサルを通して今までのイメージどおりにいっているのかどうかと、そういうふうなところから、また先ほどの午前中にもありましたように、国体が成功するためにどうすればいいかという視点で質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、ソフトボール競技の中で、競技運営についてよかった点と見直しが必要なこと、気がついたことがもしありましたら、ご答弁をまずお願いしたいと思っております。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

ソフトボール競技のリハーサル大会は、7月28日木曜日に開会式を行い、競技は29日から31日の3日間で開催したところでございます。本大会に参加された選手、監督の皆様には、素晴らしい環境で試合ができたとの好評価を得ることができているところでございます。

また、審判員を養成したことで、市内の審判員で試合を進行することができまして、国体に参加するという機運の醸成につながり、加えて審判員がレベルアップすることで全国規模の大会を西予市に誘致することが可能になったと思っております。

す。

反省点といたしましては、競技運営は愛媛県ソフトボール協会及び西予市ソフトボール協会、大会運営は愛媛つなぐえひめ国体西予市実行委員会と役割を分担して大会に臨んだところですが、その役割分担が曖昧になっていたのではないかと反省もしております。国体本番では、ソフトボール協会と十分に協議、調整を行い、円滑な運営に心がけたいと思っております。

いずれにいたしましても、リハーサル大会を開催したことで、細かな運営上の修正点や課題が洗い出され、リハーサル大会の必要性、またその重要性を痛切に感じたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 まず、今の部長のご答弁でリハーサル大会が結果的によかったというふうなことで、私自身も安心をいたしました。役割分担につきましては、まだ期間があるということで、しっかりと調整をしていただきたいと思っております。

それで、実際に行われたときに、先ほどの午前中の質問にもあったんですけども、今まで市民の皆さんにどういう周知をしてきて、実際今回どのぐらいの観客数というか、市民の人に興味を持ってきていただいたのかなという点を質問させていただきたいと思っております。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 市民の皆様への周知や広報の方法についてご答弁を申し上げます。

愛媛つなぐえひめ国体西予市実行委員会のホームページやフェイスブック、市内全域での防災行政無線での放送、市内外の施設、店舗等での大会ポスターの掲示、広報せいよでの案内記事の掲載、西予CATVでの広報番組、愛媛新聞への広告掲載などさまざまな手段、手法で広報活動を行ってきたところでございます。

集客結果につきましては、1日目の宇和球場が297人、運動公園が173人、2日目が宇和球場が420人、宇和運動公園が175人、3日目は宇和球場で決勝戦のみでありましたが、265人の合計1,330人の集客となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 1,330人が実行委員会

にとってイメージとどうなのかという点をお聞きしたいなと思います。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 イメージというご質問ですが、妥当な集客数かなと判断をしております。実業団女子ソフトボール大会という大会をリハーサル大会で行ったわけなんです、2部のリーグの団体でございます。1部のリーグであります有名なチーム等は参加されておきませんので、妥当な集客数ではなかろうかと判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 私自身の感想というか、イメージからすると、先ほど午前中にもありましたように、まだまだ市民の人からの機運というか、そういうものがなかなか余り感じられにくいなと、いろんな話をしても、本当にそんながあるのを知らなんだとかという人も結構おられますし、今から今やられている周知の方法以外にもっと興味を持ってもらうような方向の周知の仕方というのも工夫が必要なんじゃないのかなと思っておりますので、ぜひそのところは実行委員会のほうで再検討をお願いしたいなと思っております。

次に、今回、このソフトボールの大会について、ボランティアの方はどのような形で参加をされたのか、お聞きをいたします。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 前段で機運の醸成に関する具体的な取り組みというお話もあったかと思います。午前中、宇都宮議員さんのほうからのご質問もあって、答弁もさせていただいたところではございますが、来年になりますと、国体残り100日であるというようなイベントの実施、また炬火イベントなどを実施して、西予市全体を盛り上げていきたいと考えております。

今ほどの今回のソフトボール競技リハーサル大会のボランティアの人数についてのご質問にお答えをいたします。

今回のボランティアは、高校生、短大生、婦人会、一般ボランティアの皆様にご協力をいただいております。1日目は99人、2日目は98人、3日目は66人、延べ263人のボランティアの方々にご協力をいただいております。

えひめ国体当年におきましても多くの市民の皆

様にかかわっていただき、市民の皆様が参加できる、参画できる国体になるよう努めてまいりたいと思っております。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 実行委員会のホームページのボランティアの募集等を見ますと、一番最初は100人ぐらいが目標ということでお聞きしとって、ホームページを見ると21人ぐらいというのは以前見たことがあるんですけども、ボランティアで申し込まれた方はどのぐらい割合としてあるんでしょうか。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

国体当年に必要なボランティアの人数は、3日間の延べ人数で競技補助員201人、大会運営補助員93人、合計294人が必要であると考えております。

現在、一般のボランティアの募集を行っているところですが、ボランティアとして登録していただいている人数は33人とどまっております。今後は、防災行政無線や社会教育団体の会合等を通して積極的に広く募集を行い、一般ボランティアの登録者を拡大していきたいと思っております。

ソフトボール競技、相撲競技にかかわらず、おもてなしの心という意味では、西予市民全員がボランティアであるという意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 実は、自分自身が感じたのは、この間の競技のときに市の職員が駐車場等の準備にいつているというふうなことで、僕何人かの人とお会いしたときに、えらい真っ赤になって、暑い日やったんで日やけの様子があつたんですけども、あれ、ボランティアの人はどうなってるのかなとそのときに思ったんですが、今回の市の職員にお願いせにゃいかんぐらい足らなかったということではないんでしょうか。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 決して足らなかったわけではございません。来年の大会本番におきましてもリハーサル大会と同様の人数を職員の中でも確保する計画でございます。

今回、ソフトボールに限りまして一般ボランテ

ィアの方に参加していただいたのは、4名でございます。主な活動をしていた内容につきましては、ドリンクサービスや環境美化に努めていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 私も3年前の東京国体に研修というか、事前に参加をさせていただいて、今回の国体に向けてということで行かせていただきました、実行委員というか、文化体育の皆さんと一緒に。そのときに私自身が感じたのは、ボランティアの多さというか、そういうのを感じて、ボランティアを通じて西予市がもっともっと一体化するというか、ボランティアに関心を持ってもらうような、人に優しいような町になればいいなと、そのきっかけにえひめ国体があればいいなということで、委員会等でもこの場でも質問をさせていただいて。そして、ボランティアの取り組み、ただ人を集めるというんじゃなくて、ボランティアを通して西予市自体がボランティアの町ですよというふうに自然と盛り上がるような、そういう取り組みをできないかという質問をさせていただいて、委員会のときにもそれを言ったときに、部局を越えてそういう検討をしてみたいという答弁もいただいていたんですけども、そういう検討は実際にはされているのかどうか、その1点だけ教えていただきたいと思います。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

国体に限らず、ボランティアに関しましては、二宮議員さん非常に関心を持たれまして、さまざまなお質問をいただいております。意識の統一と言いますか、全体で協議をしたかどうかのご質問でございますが、現段階において具体的に部局が集約して集まって、協議検討をしているというような状況には至っていないというのが実情でございます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 大会を成功させるために人数がそろえばいいというふうに考えるのか、国体の後に西予市がどうなっていけばいいというふうに考えるのかという違いじゃないのかなと、私は思っております。

今回の国体について、昔は何のために国体するかというと、いろんなインフラ等もまだまだ整備

されてない日本全国を順番にやることによって、そこにお金も落ちて、インフラが整備されてというふうな目的じゃなかったのかなというふうなことで思っておりますけれども。

最近はどうなのかなと思って、この間文科省のホームページを見てみると、国体ムーブメントというふうな、21世紀の国体像ということで書いてありました。そこに書いてあった3行ですけれども、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取り組みを展開していく運動であり、普遍的、恒久的に推進していくものであるというふうに書いてありました。

今回、国体にかかわるいろんな役員さんだけではなくて、一人でも多くの皆さんが参加というか、そういう市民の一体化に向かって進めるような国体にしていただきたいなと思っておりますので、まだまだ1年ちょっと余りますから、そういうところも実行委員会の中でご検討いただければありがたいなというふうに思っております。

それでは次に、競技場についてご質問させていただきますんですが、今回、乙亥会館は以前からですけれども、ソフトボール会場は運動公園も宇和球場も新たに改修という形で施設ができて、こけら落としとして今回の大会があったということなんですけれども、施設そのものに対して、新しいからそれほど不便はないと思うんですが、使ってみてどうやったのかという点をお聞きしたいと思います。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

ソフトボール競技の競技会場の修正についてのご質問だと思います。

ソフトボールの競技会場につきましては、中央競技団体、日本ソフトボール協会でございますが、中央競技団体の競技会場正規視察の指摘事項に合わせて改修を行っておりますので、基本的に修正する箇所はないと判断をしております。

また、リハーサル大会時におきましても指摘された箇所はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 それは何よりということで安心をいたしました。

今回実施した時期が真夏の暑い炎天下というこ

とで、球場には観客席に日よけみたいなものもないんですけども、本番は10月の頭ですよ。そういうときの暑さなのか寒さなのか微妙な時期やないかなと思うんですが、そういうふうなことの対策というのは考えられておられますでしょうか。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

特段対策は考えておりません。私も、昨年和歌山国体のほうへ視察に行かせていただきました。その中で感じた中で、別段テントとか日よけするものは私自身は必要はないのかなと判断したところでございます。

一方、選手等のグラウンド内におきましては、競技団体と10月に開催されるわけですから、必要があるのかどうか改めて協議をしたいと思っております。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 次に、宇和球場の活用方法について。

先ほども午前中も宇都宮議員のほうからもありましたけれども、私は、違う視点で活用方法をお聞きしたいんですけども。前回、委員会でできる寸前に見学に行かせていただいたときに、担当の方にもお話ししたんですが、この球場ってこのままですかというのは、例えば外野フェンス、松山球場とかやったらスポンサーがたくさん書いてあって、今にぎやかなんですけども、それもそうですし、外も。きれいはいきれいなんですけども、何か殺風景やなというふうなイメージがあったんで、このままですかというふうに聞いたんですが。そしたら、その予定ですよというふうなお答えをいただきました。

場所的にも高速から見えるんですよ、あそこの球場って。ライト側を見たら、物すごい広い防護ネットがあるわけですよ。あそこに西予市らしい何かできないかなと。または、僕はフェンスでもいいと思うんですけども、あのまま殺風景できれいと言えばきれいかもしれませんが、せっかく市外、県外から来ていただくんですから、アピールをするのも一つですし、今から1年先の国体に向けての啓発というか、そういう意味での、例えば中学校、高校の美術の人たちに西予市のジオポイントの絵を幾つか描いてもらってあそこへやるとか、何か工夫ができればいいんじゃないかな

と思うんですが、そういうお考えはいかがでしょうか。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

宇和球場は、おっしゃるとおり高速道路からの見通しもよく、一目で、あ、あれが宇和球場だなとわかる場所であります。私も二宮議員のほうから一般質問の通告書を拝見させていただいた中で、改めて宇和インターから高速道路に乗ってみました。そしたら、3塁側の外野の防球のネットを見ますと、あのネットは何かに使わない手はないかと判断をしたところでございます。貴重なご提案ありがとうございます。

まず、国体に関しましては、ネットを利用してここが成年女子ソフトボールの競技会場ですよということのPRにはまず活用したいと考えております。高速道路を通行されます県内の方はもちろん、県外の方に対しましても広くPRを図っていきたいと考えております。また、ジオポイントとか、そういった別角度での活用につきましては、関係所管課とも協議をして、前向きに検討をしていこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ぜひご検討をお願いしたいなと思います。

何したらええかなともし考えられるのであれば、市民の方から公募をするとか、そういうふうにすると余計国体に向かっての参画意識というか、そういうのも出てくるんじゃないのかなと思いますので、1つの案としてまた考えていただけたらと思います。

次に、3番目の相撲競技について質問をさせていただきます。

相撲競技は、もともとある会場でやるということではあるんですけども、今回の競技運営でよかった点、先ほどと同じですが、見直しの必要な面があるのかどうかを質問をさせていただきます。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 相撲競技のリハーサル大会は、8月21日日曜日に1日間、野村町乙亥会館で開催したところでございます。相撲競技では、今までに乙亥会館を会場としまして全国大会規模の大会を数多く開催していることから、その経験を競

技運営に生かせることが十分にできたと考えております。

反省点としましては、国体を見据えた大会運営となったため、記録集計などにシステム導入など新たな業務が発生をしました。そういった面で競技団体との連携がうまくとれないことがあったように思っております。

今後は、ソフトボールと同様、競技団体と十分に協議を行い、円滑な大会運営を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 先ほどもソフトボールでも言いましたボランティアですけども、今回野村の場合は、本番では、先ほどもあったようにたくさんの選手、監督、47都道府県の皆さんに来ていただくということで、民泊ボランティアが一番だと思うんですけども。今回は多分民泊は関係なかったですね、1日ですから。それを含めて、今回のボランティアと民泊ボランティアの取り組み状況について質問させていただきます。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

まず、今回の相撲競技におきますリハーサル大会のボランティアの人数についてご答弁を申し上げます。

今回のボランティアは、高校生と一般ボランティアの皆様にご協力をいただいております。高校生ボランティアが155人、一般ボランティアが6人、合計161人のボランティアの方々にご協力をいただいております。

本番の民泊に関します宿泊ボランティアについてでございますが、相撲競技における民泊受け入れ組織のボランティアは、宿泊班、調理班など1組織でおおむね30人程度のボランティアが必要ではないかと考えております。47チーム受け入れることとなりますと、1,410人が必要と考えております。現在、40チームの受け入れが決定しておりまして、受け入れ組織においては、順次組織づくりを行っていただいているところでございます。

えひめ国体当年におきましても、おもてなしの心で広く多くの市民の皆様にかかわっていただいた中で民泊も取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今回、野村の皆さんにさせていただく民泊のボランティアは、画期的なことではないかなと思いますし、国体が終わった後の財産になるんじゃないかなというふうに思いますので、今順調に40の県の分ができていているということなんで、残り少しまたご協力をいただいて、また野村の皆さんにもご協力をいただいて、成功をお願いしたいなと思っております。

それでは、次の大きな2番目、高齢者の聴覚障害について質問をさせていただきます。

高齢者の聴覚障害ということの質問をする前に、ことし4月の選挙が終わりまして、私も三たび西予市内を回らせていただいたときに、今までは高齢者の人は膝が悪いなというのはずっとあったんですけども、今回特に耳が遠い人が多いなというふうに改めてですけども、感じました。こんだけ多かったら、こりゃ大変やなど。それもまた、独居の高齢者、隣近所、オーイと言うて聞こえる範囲におれんとこの人が、そういう人が結構おられるわけですね。これ、防災行政無線聞こえるんだろかなというふうな心配もそうですし。話して会話している中で、娘から電話はよう来るんやけども、実際中の話がようわからんのやと言われる人も結構おられる。それ、大丈夫かなというふうなことで話したんですけども、そういう中で、こんだけそういう不便なというか、耳が聞こえにくくなっている人がふえてきたら、何とかできんもんだろかなと。本来は国で補聴器等で保険適用とか、国がしてくれることが一番ええんでしょうけども、なかなか国も今すぐというわけにはいかないので、西予市の中でできることはいんかなということで、今回質問をさせていただきました。

市として、高齢者の聴覚障害になっている方の認定されているというか、把握されている状況を教えていただきたいと思います。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 聴覚障害の身体障害の認定についてでございますが、本年8月末現在で、聴覚障害の身体障害者手帳を保持されておる方は187名で、そのうち65歳以上の方が136名となっております。また、高齢により、年をとったことにより65歳以上で認定された方は72名と

なっており把握をしております。

以上です。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今の認定されている人の中で補聴器が必要な高齢者、そういうのはどういふふうに把握されてますでしょうか。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 当然、この手帳をお持ちの方はほとんどの方が補聴器が必要であるということで、65歳以上の身体障害者手帳保持者136名が必要な方ということはわかり切っておりますが、手帳をお持ちでない高齢者の中にも多く潜在しているものと考えておりますが、ここの部分は障害の申請をされない限り、市のほうで数字的なものは確認することはできておりません。がしかし、たくさんの方が、議員さんが思われたように、耳が遠くて娘の電話の声も聞こえんぞというお年寄りが多いものと推測しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 私も今回の質問をするに当たり調べてみたら、手帳を持っておる人は1割で済むわけですね。補聴器もなかなか聞いてみたら難しいみたいで、合うとか、合わないとか。1人が幾つも持ってるという人もおられるようですし、金額も結構聞いてみたら高いものもあるなというふうなことで。先ほど今部長が言われたように、把握されている人は1割で多分購入されているんでしょうけども、障害者に手続するのが面倒くさいとか、そういうことをまだ知らない人もひょっとしたらおるのかもしれないし。私は、できたら80歳ぐらいになったら、手帳を持っとろうが、持っとらまいが何とか市として補助できるようなことができるのかなというのが、今回の私の質問の一番の趣旨なんですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議員、おっしゃるように、80を超えたらほとんどの方が耳が遠いというのは、ほとんどの方が認識されている事実であると思います。ただ、身体障害者という制度がある以上は、それを超えて市として単独にというのは今の時期的には難しいのかなと思っておりますが。ただ、身体障害者手帳を交付する際に案内、周知をしていることにつきましては、高齢者の方が手

帳を申請をされる場合は、ほとんどが病院や業者などに補装具の相談をされて、相談をされてから助成についてお聞きになられて申請に来られる方がほとんどでございます。

そのときに手帳の申請が交付には時間がかかるということで、すぐに必要であったり、面倒だということで自分で購入されるのではないかと推測はしておりますが。担当の話では、手帳が最速で3週間で来ます、それから判定が最速で1カ月、1カ月かかるので約2カ月はかかるんですが、お年寄りが自分で申請ができない場合はお手伝いしますし、そういうようなことで困っておられる方は手帳の申請をしていただくように進めていただきまして、市の職員もそれのお手伝いに伺ったり、民生委員さんあたりで聞いていただいて、そちらの高齢者のお宅へ申請どうですかというようなお伺いをしたりしていくのが、今の現状としたら市の対応として精いっぱいかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 そういうふうに言われる意味はしっかりわかります。ただ、気持ち的に、5,000円でも1万円でもという思いで言わせていただきました。今後、まだまだそういう高齢者がふえてくるという現状の中で、高齢者対策として何か西予市らしい、高齢者に優しい何か施策ができればいいかなと思っておりますので、そういうところは市長も多分しっかり考えてはいただくとお思いますので、今後に期待をさせていただきます。

それで、今回、補聴器の件で質問もさせてもらったんですが、もう一点、私どもの公明党の松山の市議会議員のほうに要望がありまして、それが次の質問の人工内耳ということなんですけれども、うちの公明党の国会議員の山本博司と松山市の市会議員のほうにそういう要望がありました。

人工内耳という、それをつけている人は、装用を継続するに当たって、電池、消耗品、あと補助援助システム用機器、そして新型器への買い換え、機器の補修等に何か多大な金銭的な負担があるというふうなことで、何とかできないのかと。それと、福祉助成システムにおける聴覚障害者への補填具費の給付においては、補聴器はその対象となり、購入、修理のための一部または全額を支

給され、5年間で再交付も可能と。しかし、人工内耳は、医療用材料のためにその対象となっていないというふうなことで、ご不便というか、高額な負担をされているというふうなことで要望がありました。

今、調べてみますと、県内各市で、いろんなところでこの助成が今始まっているというふうなことで、我が西予市においてもこれができないのかなと思っておるんですけれども、行政としての認識は、人工内耳に対してどのようにお持ちかお伺いをいたします。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 人工内耳についての現状の認識でございますが、人工内耳用電池の消耗が早く、頻回に必要な電池交換が負担になっていることは存じております。老朽化を初め故障や修理など聴力を維持するための経済的負担は大きいものと思いますが、装用手術が健康保険の適用であるため、一定の基準を満たせば障害者手帳保持者でなくても手術ができることから、西予市内の人工内耳装用者の人数を把握することができず、実態が見えてこないのが実情であります。

事実、現在の担当者に聞いてみますと、これを装着しているよという方を1人しか知らないというような現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 なかなか把握されるのが難しいなと思うんですけれども、先ほど言いました県内の市で実際にそういう助成をしているところが宇和島市、東温市、四国中央市、今治市、新居浜市、西条市というふうにホームページ等に出ておりました。多分、そんなには人数もおられないんじゃないかなと、今ご存じのが1人というふうに言われたんですけれども。少ないのであれば、逆に、それをしますよというふうにしていたほうが、私は今後、これは高齢者だけでなく若い人等にも多分該当することがあると思いますので、そのところはぜひ検討をいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 二宮議員おっしゃるように、負担的には少ないと思います。障害者総合支援法に定義されている地域生活支援事業に障害者の日常生活の便宜を図る支援として、日常生活用

給付事業があります。ご質問のあった人工内耳に関する用具はこれに当たると考えられますが、西予市では国の地域生活支援事業費補助金の日常生活用具給付事業にある参考例の種目を日常生活用具の対象品目と定め支給しており、人工内耳に関する用具はその対象になっておりません。しかしながら、近年さまざまな福祉用具が開発されており、それに伴って障害者の方のニーズも多様となっておりますので、今後は対象品目の見直しを行うとともに、基準外の品目を追加する際には、県内各市町村の状況を勘案して、十分に検討して決定していかなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。ぜひ対象品目の中に入れていただきたいと強く要望をさせていただきたいと思っております。

それでは、大きな最後の質問に入らせていただきます。

観光協会についてということで、私、議員にならせていただいて8年間の中で事あるごとに委員会等でも言わせていただいたんですが、西予市の観光協会、西予市内の部署の一つにあって、外にないという。先ほど宇都宮久見子議員のほうからの中町の話のときにもそうやったんですけれども、高野長英の。部長は、地元の人にどうのこうのというような説明されましたけれども。こんだけ広い西予市で観光協会が外にないというのが一番問題じゃないのかなと。

特に、3年前にジオの認定を受けて、そこで変わるかなと私自身は思ったんですけど、そこでも変わらない。担当者にお聞きすると、三好市長は、前の、株式会社にせよというふうには言われていますというのも何年前から私、聞いてます。何年前から聞いてて、ジオにもなって、何で変わらんのかなという思いがして、今回市長もお変わりになりましたので、もう一回市の考え方をお聞きしたいなと思ひまして質問をさせていただきます。今の現状を変えていくという計画があるのかどうか、お聞きをいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 観光協会の現状を変えていく計画はあるのかというご質問でございますけれども、ご質問の中でもこれまで何度か質問をしてきた中で動きも鈍いんじゃないかというご指摘も

いただいたところでございますが、その辺も含めまして、現状といいますか、現在の状況をお伝えしたいと思います。

西予市の観光協会のあり方につきましては、昨年、独立法人化を前提に、同協会内に検討委員会を設置して現状の分析、法人化の可能性、今後の方向性などについて検討をされたところでございます。5町合併の際には、観光協会は旧町ごとの支部組織の活動に重きを置いておりまして、本会組織はそれらの集合体といいますか、連絡調整を行う意味合いが非常に濃厚な団体でございました。会員の扱いなどにおいて組織として統一がされておりましたし、完全な統合とは言えない状態でございます。法人化に当たっては、このような問題点を地域のご理解を得ながら一つずつ解決していく必要がございます。

同検討委員会からは、観光協会会長へ本年3月に提出された答申では、現状を変えるための独立法人化の必要性を確認した上で、まずこのような現状の問題点の解決を図った上で法人化の手続に入るよう提案をされております。

今後の方向性としましては、西予市の物産、ジオの恵み、ジオの手法として組織的、効果的に取り組んでいくために、法人化に当たっては観光協会だけではなく、観光物産協会として再編していく必要があるのではないかというふうに思っております。2年ないし3年後の発足を目指して業務を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 独立法人化というお話だったんですけど、独立法人というのはどういう形を言われているのか。さっき言いましたように、三好市長が言われた株式会社なのか、いろんな各市視察等で行かせていただくと、一般社団法人があったりとか、いろんな形態があると思うんですけども、どういうふうな話をされて、会長のほうに答申をされたのか、もう一回お聞きをしたいと思います。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 今言っていましたように、法人化といいましてもいろいろな取り組みがあろうと思います。県内では、4団体が法人格を持っておりまして、ご紹介いたしますと、公益

財団法人松山観光コンベンション協会、公益社団法人今治地方観光協会、一般社団法人新居浜市観光協会、特定非営利活動法人佐田岬ツーリズム協会、この4つが法人格を持っております。したがって、ご質問の中にありましたように株式会社がいいのか、公益社団及び公益財団法人等がいいのか、一般社団並びに財団法人あるいはNPOなどがあるのかという部分での議論もございました。

本市におきましては、検討委員会の中では今回の答申では、一般社団法人が提案をされております。これは、事業活動や経営に厳しい制約や義務づけが多い公益法人とは異なり、制約が比較的自由な法人運営ができる可能性がある点、また一定の税制優遇がある点などを考慮して、こういう形態はどうだろうということ判断をされたところでございますけれども、協会設立に当たっては、この方向でいくかどうかということもまだ不透明な部分は残している状況でございます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 私も自分なりに考えよったら、一般社団法人がいいのかなというふうには思ってたんですけども、どういう形になるにせよ、今のままじゃなくて、西予市がこんだけ広い、ジオポイントも広がっているという中でつなげていくのはどこなのかというと、行政だけでは無理があるというのは間違いないと思います。行政がすると、公平性みたいなことを言って、ありきたりと言うたら変ですけども、ただの連絡網、また集約するだけみたいな、そういう組織にはなってほしくないなと。しっかり西予市のここがいいですよとか、外に発信できる、そういう会社になっていただきたいし、西予市はそこに業務委託をしっかりといろんなことをやっていく、それができるような社団法人を目指していただきたいなというふうに思っております。

それで、先ほどのそこまで至る話の中で、私が一番最初に言いました場所です、場所等の検討はされたのかどうか、教えていただきたいなと思います。

○副議長 二宮産業経済部長。

○二宮産業建設部長 設立された後どこに拠点を置くのかという部分でございますけれども、現時点で決定はしておりません。いろいろなご意見がございます。

PFI方式を用いた駅前開発の中の施設の一つとして入っていく考え方もございますし、またあるいは、西予市の場合には、ご存じのように公共交通機関を使って、列車を使つての観光客の数と比べますと、マイカーを使つての観光客が多いという実情もございます。そういう観点からしますと、道の駅どんぶり館あたりはどうだろうというご意見もございます。あるいは、行政の中に置いたままであつても、出入りが自由にできるような状況をつくれば、比較的そのほうがいいんじゃないかというご意向もございますので、現在のところは場所決定には至っておりませんが、当然法人格を目指す中においては、事務所の所在というのははっきりさせていかなければなりませんので、時間はかかりますけれども、そういう形で同時進行で進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 先ほど答弁いただいた中の3年間というのが気になるんですけども。ジオの再審査も来年ですか、控えておりますし、できたら来年形が見えてこないかなという思いをするわけですけども。

今ほど言われた場所、僕が一番こだわってるのはそこなんですけども、今思えばどんぶり館とか人が多いところ、出入りの多いところ、そして中町の武蔵をせっかくああいうふうに改修した、そして末光家住宅も寄附をしていただいたと、やるところはいっぱいあるんじゃないかなと思うんですよ。そういうところをしっかりと今後も検討していただきたいのと、スピードをもっともっと早くしていただきたいなという思いで行政主導をそのところは発揮をしていただきたいというふうに思っております。

今、さっきの相撲の民泊もありましたけれども、西予の今のジオを生かしていく、それぞれの地域を生かしていく、さっきの答弁の中に西予市の宿泊施設が300何人とかというのがたしかあったと思うんですけども、そのぐらいしかないんですよ、宿泊施設が。ですから、こんだけの広さの中にジオのポイントがたくさんあって、来ていただきたいという思いがあるのであれば、民泊を推進していったり、それをつなげる組織、また外部に発信できる組織をつくっていくことと、そ

れぞれの地域で体験型の観光であつたりとか、そういう人の流れをつくる、そして今地方創生の中でまち・ひと・しごと、全国が移住定住で今動いていると。

先ほどパイの取り合いという話がありましたが、これもパイの取り合い、人口は日本の中で変わらないわけですから、その人口のどこの都会から西予市に来ていただくようにするかという、これも競争ですよ、地方同士の、田舎同士の。これをするためには、西予市においては観光協会的なものがしっかり中心になつて動いていかないと、行政だけでやろうと思えば絶対に無理があるというふうなことをもう一度再確認を私はしておりますので、もう一度行政の皆さんも考えていただいて、特にリーダーシップをとりながら、観光協会の3年と言わずに、1年、2年、一日でも早くできるような見通しにしていいただきたいなと思っております。

今回の質問、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時53分

平成28年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年9月7日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成28年9月7日

午前 9時00分

1. 散 会 平成28年9月7日

午前11時26分

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	保 木 俊 司
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
企画財務部長	山 口 正 人
会 計 管 理 者	三 好 敏 也
公営企業部長	二 宮 紀 夫
産業建設部長	酒 井 信 也
生活福祉部長	松 川 伸 二
教 育 部 長	道 山 升 文
明 浜 支 所 長	尾 下 孝 二
野 村 支 所 長	田 村 剛
城 川 支 所 長	

三 瓶 支 所 長 西 本 喜代人

消防本部消防長 西 川 傳

総 務 課 長 宇都宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 発議第 4 号 西予市決算審査特別委員
会の設置について
- 選任第 5 号 西予市決算審査特別委員
会委員の選任について
- 3 議案第 1 1 4 号 西予市いじめ問題再調査
委員会条例制定について
- 議案第 1 1 5 号 西予市税条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 1 1 6 号 西予市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 1 1 7 号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 1 1 8 号 西予市社会体育施設条例
の一部を改正する条例制
定について
- 4 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）
- 5 議案第 1 2 4 号 平成 2 8 年度西予市授産
場特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 8 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 8 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 2 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 8 年度西予市後期
高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 8 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 8 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 8 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）

- 議案第 1 3 2 号 平成 2 8 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 6 認定第 1 号 平成 2 7 年度西予市一般
会計歳入歳出決算の認定
について
- 7 認定第 2 号 平成 2 7 年度西予市授産
場特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 7 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第 4 号 平成 2 7 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 5 号 平成 2 7 年度西予市国民
健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 7 年度西予市後期
高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 2 7 年度西予市介護
保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 認定第 8 号 平成 2 7 年度西予市農業
集落排水事業特別会計歳
入歳出決算の認定につい
て
- 認定第 9 号 平成 2 7 年度西予市公共
下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度西予市簡易
水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度西予市水道
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 1 2 号 平成 2 7 年度西予市病院
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 1 3 号 平成 2 7 年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計決算の認定について

8 請願第 3 号 お出かけチケット制度導入についての請願

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 発議第 4 号 西予市決算審査特別委員
会の設置について
- 選任第 5 号 西予市決算審査特別委員
会委員の選任について
- 3 議案第 1 1 4 号 西予市いじめ問題再調査
委員会条例制定について
- 議案第 1 1 5 号 西予市税条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 1 1 6 号 西予市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 1 1 7 号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 1 1 8 号 西予市社会体育施設条例
の一部を改正する条例制
定について
- 4 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）
- 5 議案第 1 2 4 号 平成 2 8 年度西予市授産
場特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 8 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 8 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 2 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 8 年度西予市後期
高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 8 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 8 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 8 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）

- 議案第 1 3 2 号 平成 2 8 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 6 認定第 1 号 平成 2 7 年度西予市一般
会計歳入歳出決算の認定
について
- 7 認定第 2 号 平成 2 7 年度西予市授産
場特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 7 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第 4 号 平成 2 7 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 5 号 平成 2 7 年度西予市国民
健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 7 年度西予市後期
高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 2 7 年度西予市介護
保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 認定第 8 号 平成 2 7 年度西予市農業
集落排水事業特別会計歳
入歳出決算の認定につい
て
- 認定第 9 号 平成 2 7 年度西予市公共
下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度西予市簡易
水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度西予市水道
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 1 2 号 平成 2 7 年度西予市病院
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 1 3 号 平成 2 7 年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計決算の認定について

8 請願第 3 号 お出かけチケット制度導入についての請願

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、8番山本英明君。

○8番山本英明君 おはようございます。

議席番号8番の山本英明です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、1、伊方原子力発電所の再稼働について、2、市内の学校自校給食について、3、簡易水道について、4、来年度のえひめ国体の西予市開催種目についての4項目です。

まず初めに、伊方原子力発電所の再稼働についての質問です。

8月12日に、停止していた伊方原子力発電所3号機が再稼働しました。また、15日には原子炉の熱でタービンを起動して発電と送電を開始し、22日にはフル稼働し、けさの新聞にも出ていましたが、本日9月7日から営業運転に入ることになりました。伊方3号機のプルトニウム・ウラン混合酸化物燃料を使うプルサーマル発電では、国内唯一となると聞いています。伊方町から30キロ圏内に位置している西予市の市長としてこの状況をどのように捉えておられるでしょうか。

また、前三好市長は脱原発をめざす首長会に加入しておられたと聞いています。管家市長のお考えはいかがでしょうか。一昨日の中村議員のご質問にもありましたけども、重複すると思いますが、再度お考えをお聞かせいただけたらと思います。

次に、西予市内の学校自校給食について質問をいたします。

西予市野村町に学校給食センターが建設される予定になっていると伺いました。給食センターが建設されると、野村町内の幼稚園、小学校、中学

校の給食配膳はどのような形態になるのでしょうか。

また、野村給食センターを建設することにより、給食の配膳については、野村町内のみならず、城川町内のことも考えておられるのでしょうか。城川小学校と城川中学校の現在の自校給食用の調理室はまだまだ十分に建築から日がたっており新しく、今からも自校給食体制を十分維持していけると聞いています。現段階でのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

次に、簡易水道についてお尋ねをします。

西予市の上水道事業につきましては、さまざまな紆余曲折があり、多くの諸問題を粘り強く解決をされて、現在の上水道に統合に至ったと聞いています。西予市内の中でも、各地域で上水道以外の水道施設で飲料水を使用している状況があります。私は現在城川町土居に住んでおりますけども、私の住んでいる地域も例外ではなく、その他の施設に属しています。現在西予市での上水道施設以外の簡易水道、また条例水道等の設置状況、そのようなものは現在どのような内容になっているのでしょうか、現段階での様子をお聞かせ願えましたらと思います。

最後に、来年度に開催されるえひめ国体の西予市内での開催種目についてお尋ねをします。

これもけさの愛媛新聞にも出ておりましたが、ブラジルのリオデジャネイロでは、あすからパラリンピックが開幕します。昨日の二宮議員のご質問にもありましたが、来年度はいよいよ愛媛県において2017愛顔つながえひめ国体が開催され、西予市内でも成年女子ソフトボールと相撲の2種目が開催されます。来年の本番に向けて、各競技施設の整備充実も図られてきていると聞いています。

この夏には、7月29日から31日まで宇和町におきまして第56回全日本実業団女子ソフトボール大会が開催されて、全国から13チームが出場して熱戦が繰り広げられました。また、8月21日には野村町乙亥会館において第55回全国教職員相撲選手権大会が開催され、全国から20チームが出場して、手に汗握る協議が開催されました。それぞれのプレ大会として実施をされました。この2つのプレ大会を開催してみられて、それぞれの大会の運営状況、施設設備の完成度、スタッフの動きの手応え、そのようなものをどのよ

うに受けとめられ、考察をされ、また反省点もあるかもしれませんけども、来年度の本番にどのように生かそうと考えておられるのでしょうか。現段階でのお考えをお伺いいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 改めまして、おはようございます。

ただいま山本議員からご質問のありました伊方原子力発電所の再稼働に関連することに関しまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

伊方原発の安全性については、厳しい新規制基準下での再稼働であるとしても、絶対安全というものではないということに変わりはなく、不安を抱いておられる市民の皆様も少なくありません。このため、四国電力株式会社においては、スケジュールありきではなく、安全確保の継続に最大限の努力を払っていただきたいと考えております。また、国、県においても、常に最新の知見に基づいた安全性が確保されるよう、継続した監視、確認を行うとともに、その結果についての情報公開を引き続きお願いしたいと考えております。

なお、福島原発事故以降、重大区域の拡大に伴いましてUPZ圏域となった本市にとりましては、大きな負担を担っていることは事実であります。市民の安全・安心のための施策を展開し、実現していく上で必要であるとする事柄については、近隣市町と連携をし、また県を通して強く要望したいと考えている次第でございます。

議員のほうから脱原発をめざす首長会議への加入についてのご質問がありましたが、会議の趣旨、活動内容について、私まだ十分に把握しておりませんので、今後十分に検討して加入については決めたいと考えているのが現在の心境でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 質問に対します回答の順番が前後いたしますけれども、教育部の関連がございますので、まず先に公営企業部所管の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

山本議員から簡易水道、条例水道の現状についてのお尋ねがございました。

ご承知のとおり、水道事業の区分につきましては、事業認可を受けまして、施設整備を行う時点での計画給水人口によって分けられております。

西予市の水道事業につきましては、平成26年4月に明浜、宇和、野村、三瓶の4つの上水道事業と一部の簡易水道事業等を経営統合いたしまして、計画給水人口5,001人以上の上水道事業が1つと宇和、野村、城川地域に計画給水人口101人以上5,000人以下の簡易水道が34事業、さらに計画給水人口100人以下の県条例水道が20事業、49人以下の共同給水施設が47事業、専用水道1事業を合わせまして103の水道事業から構成され、給水を行っているところでございます。このうち、議員お住まいの城川町におきましては、簡易水道が15事業、県条例水道が6事業、共同給水施設が43事業、合わせまして64の水道事業がでございます。

水道施設につきましては、全国的にも昭和30年代から急速に整備が行われ、西予市の水道普及率も、平成28年3月31日現在であります、上水道事業で79.9%、簡易水道事業で18.3%、西予市全体で98.2%の水道普及率となっております。

西予市の水道事業数、普及率はこのような現状となっておりますが、当市の特徴といたしましては、広大な面積の中、地形や水利権の要件もあり、先ほどご説明いたしましたとおり、小規模な水道施設が山間部に数多く点在していることでございます。さらには、ほとんどの施設が水道創設当時の施設を使用しておりまして、経年劣化に伴う老朽化が進んでおります。また、多くの地域で過疎化、高齢化に伴いまして、建設当時に見込んでおりました計画給水人口も大きく減少しているとともに、施設の維持管理が厳しい状況になりつつあるのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 山本英明議員にお答えをさせていただきます。

教育委員会関係で2つのご質問をいただきました。

まず、野村町に建設予定の給食センターに関連をいたしまして、野村町の小・中学校の給食配膳はどのようなになるのか。城川小学校と城川中学校のことも考えているのかとのお尋ねでございます。

現在、野村町の小・中学校の給食は、全て学校の調理場で給食をつくって提供する、いわゆる自

校式をとっています。しかしながら、野村小学校の給食調理場につきましては昭和55年、野村中学校の給食調理場につきましては昭和47年にそれぞれ建設されたものでありまして、老朽化が著しく、そのため新しく給食センターを建設し、そこから各学校に給食を配送する、いわゆるセンター方式に移行することといたしまして、平成30年9月の供用開始を目指して、事業を進めているところであります。

なお、給食の配送を行う範囲といたしましては、配送が困難な大野ヶ原小学校及び惣川小学校は除き、野村小・中学校を対象としておりますほか、城川小・中学校への給食の提供を前提に、最大調理能力900食の施設として計画をしております。山本議員ご指摘のように、城川小・中学校の調理場は比較的新しく、当面使用を継続することは可能ではありますが、将来を展望したときには単独の調理場を維持していくことは難しく、野村に給食センターを新設するのを機に、城川小・中学校につきましてもセンター方式に移行できるよう整備をしているものでございます。

自校式には手づくり感のある給食を提供できるメリットがありますが、センター方式には、調理の分業化や大型自動化機器の導入などにより、衛生管理面の向上や作業の効率化が図られ、よりバラエティーに富んだ給食を提供できる。あるいは、食物アレルギー対応食などにも対応できやすいといった自校式を上回るメリットがあると考えているところであります。この野村町の給食センターの新設により、現在宇和町に建設中の給食センターとあわせて、市内の学校給食を集中管理する体制が整い、より安全で安心な学校給食を提供することが可能になるものと考えています。

次に、来年度のえひめ国体の開催種目について、2つのプレ大会を開催してみて、運営状況や施設設備の完成度の手応え等、どのように受けとめ、反省点として来年度の本番に対してどのように生かそうと感じているのかとのお尋ねでございました。

答弁に入ります前に、市議会議員の皆様方におかれましては、7月28日にはソフトボール競技のリハーサル大会の開会式、29日から31日までは競技大会、8月21日には相撲競技のリハーサル大会と本当に暑い時期での連続の開催となりましたけれども、会場まで足をお運びいただき、

心より感謝を申し上げます。

また、今議会におきましても、さまざまなご質問をいただいたところです。えひめ国体に高い関心を寄せていただいておりますことに対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、2つのプレ大会を通じて、運営面に関しては、ソフトボール競技におきましては、競技団体との連絡調整や係員相互の連携のさらなる必要性、猛暑に対するテントの設営や雷による競技中断など、臨機な対応の重要性を学ばせていただきましたが、1日目よりも2日目、2日目よりも3日目と日を重ねるごとに関係者の連携もスムーズにとることができるようになりました。

また、相撲競技のリハーサル大会では、ソフトボールでの反省点を生かし臨んだことから、比較的円滑な大会運営ができたのではないかと考えており、翻ってリハーサル大会の必要性や重要性を実感するとともに、来年の本番に向けて確かな手応えを感じることもできたところでございます。

一方の施設設備であります、ソフトボール競技におきましては、会場の改修工事が完成し、大会に出場した選手の皆様にはすばらしい環境で試合ができたとの高評価をいただきました。相撲の競技会場であります乙亥会館につきましては、開設から12年を経過して、屋根の塗装や本土俵の修繕など、来年の国体開催までに改善すべき設備もあり、準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、来年の本大会では参加者、来場者が格段に増加いたします。一層入念な準備とあわせて、西予市ならではのおもてなしの心、これを根っこに置いて本番に備えたいと思っているところでございます。

愛媛県で国体が開催されますのは64年ぶり。まさに半世紀に1度の日本最大のスポーツイベントであります。チーム西予として取り組まなければ成功しない大会であると思っております。市議会議員の皆様方におかれましても、どうか今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 真摯なご答弁ありがとうございました。

原子力の質問に関しましては、この問題は国や愛媛県、近隣市町との関係もあり、非常にデリケートな部分を多く含んでおると思います。私の知

り合いも伊方町におり、伊方原子力発電所についてのさまざまな話を聞いています。原子力発電の国内、国外の現状をよく把握をしていただき、今後ともくれぐれも慎重に熟慮をしていただき、どうか西予市にとって適正な対応をしていただきますようお願いをいたします。

簡易水道について追加質問をいたします。

私の地域でも御多分に漏れず高齢化は年々進んでおり、小規模な水道の施設であります。今後老朽化した簡易水道の施設管理や水源地の砂洗い、また取水口の草刈り等の肉体労働など、自分たちだけの地域住民だけでは近い将来、先ほどの説明にもありましたけども、簡易水道の維持管理が困難になることは目に見えております。上水道と違って、我々の簡易水道では、大雨が降るたびに水源地に泥がたまるのではないかと。季節が変わるごとに枯れ枝が水源地にたまるのではないかと。落ち葉がたくさん落ちるのではないかと心配をしながら日々生活をしておる現状があります。簡易水道に対して、物理的なことは難しいとは思いますが、経営統合などの今後の西予市の対応はあるのでしょうか、お考えがあるのでしょうか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

続いて、学校給食についても追加質問をいたします。

城川中学校も城川小学校も、災害時の緊急避難場所に指定をされていると聞いています。学校給食を今ご説明いただきましたけども、野村の給食センターからの配送にしてみまわれますと、城川小学校、中学校の2つの現在の調理場は使われなくなるということになると、日常ではガスも電気も水もとまってしまうのかなというふうに今思いました。不幸にして災害が起こったときに、避難をしてこられた方々のために非常時の食料調理や適切な食事の提供ができなくなるのではないかなというふうに思うのですが、先日、昨年度の3月末で廃校になった高川小学校で、防災キャンプの意味合いも含めて、親子キャンプを実施をしたそうです。そのときのある母親が言うておられました。学校が4月から廃校になっていて、調理室のガスが使えないということがわかりました。ライフラインがストップすることは最大の痛手です。この短いキャンプでさえも痛切に実感をしたということでした。非常変災時等のことも考慮すれば、ぜひとも自校給食形式を残せる道もあるの

ではないかと思うのですが、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

来年度の国民体育大会についてですけども、内容がよくわかりました。

来年度の国体に向けて、西予市、特に野村町では相撲の競技に向けて民泊を予定をされておられると聞きました。現段階で全国47チーム中の40チームの民泊先が確定したというふうにお伺いをしました。毎晩のように地域に出向かれて、各家庭と折衝をされて民泊の了承をとっていただいている職員の方々に感謝を申し上げたいと思います。

同時に、西予市で今年度を実施した2つの大会を十分に精査されて、吟味、検証していただいて、来年度のえひめ国体本番には全国から西予市に集結したアスリートたちが気持ちよく競技に専念することができ、なおかつ競技が終わったときにはこのすばらしい西予市の自然、風土、何よりも教育長さんが言われましたけども、西予市民の優しさと温かさ、お接待の心を感じ取っていただいて、選手それぞれのふるさとに持ち帰ってもらような心のこもった取り組みをしていただけたらと思います。チーム西予のスタッフの皆様のご尽力に期待をしています。

以上、追加質問2つ、お願いをいたします。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 簡易水道に対しての西予市の対応はどのように考えているのかの質問に対してお答えをいたします。

先ほどご説明をいたしましたとおり、当市には多くの水道事業を運営しておりますけれども、その給水区域にはさらに多くの取水、浄水、配水、給水施設等がございまして、当施設を毎日維持管理しながら、安全で安心な水道水を安定的に供給していく必要があります。

上水道の施設につきましては市職員が日常の維持管理を行っておりますが、市内に点在いたします簡易水道事業等の施設におきましては、職員指導のもと、地元の水道組合等の皆さんに維持管理をお願いしているところでございます。私も市内の各簡易水道、県条例水道、共同給水施設の現状を拝見をさせていただきましたが、各施設とも細部にわたり、きめ細やかな維持管理に努めていただいていることを実感した次第でございます。日々大変なご苦労があるかとは思いますが、こ

のご尽力に対しまして敬意を表しますとともに、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと、このように思います。

また、城川地域の各施設におきましても、管理が行き届き、適正な維持管理をしていただいております。中には、車を横づけできなく、途中から人力で資材等を運ばなくてはならない施設もございました。高齢な方には本当に重労働であると実感した次第でございます。

これらを含めまして、議員ご指摘のとおり、水道施設の維持管理に携わってもらっております地域の皆さんからも、施設の老朽化に伴う漏水修理であるとか水源地の清掃、ろ過池の砂洗いなどの重労働もあり、管理者の高齢化が進むとともに、その対応が困難になってきているとの声も伺っているところでございます。市といたしましては、このような現状を踏まえまして、国の方針でもありますように、簡易水道事業等の上水道事業への経営統合を計画しておりますけれども、城川町内の水道に限らず、市内の水道事業は、水道料金を初め、その規模、管理運営状況、歴史的背景等々、さまざまであることから、統合できるところから順次進める計画でございます。

しかしながら、全ての水道事業を統合し、行政サイドで維持管理を行うことは困難であると考えており、点在いたします給水人口が少人数の水道事業におきましては、水道施設の規模に応じた維持管理体制を再構築していく必要があると考えております。今後も施設や給水人口、高齢化率等現状把握に努めるとともに、水道施設の更新や事業の統合においては水道料金の大幅な改定も必要となることから、水道使用者の皆様方のご意見をお伺いしながら、地域の特性に見合った最善の水道事業体制を構築し、将来にわたって安定した水道水が供給できるよう、鋭意検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 山本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

非常時のことを考えて自校給食方式を残してはどうかというお尋ねかと思えます。よく理解できる話だとは思いました。しかし、現在進めております給食センターの建設は、西予市における望ましい学校給食のあり方を検討して計画をしたもの

でありまして、近隣の状況などを見ましても、センター化というのは時代の流れであるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、城川小・中学校は避難所として指定をされております。避難が長期化した場合に、調理場が備わっているということは有用であるという場面もあるかもしれません。しかし、それに備えて単独調理場を維持するというのはやや難しいのではないかとというふうに考えております。ただ、センター方式に移行する場合に、現在の城川小・中学校の給食調理場の一部は野村の給食センターから配送された給食の配膳室として改修をすることといたしております。その際に、議員ご指摘のような機能を持たせることについて、避難所のあり方、あるいは避難所の持つべき機能、地域防災計画との整合性、そういった観点から検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 ありがとうございます。

我々の簡易水道に対しまして前向きに対策をお考えのこと、少しは安心をいたしました。何分私たちにも時間が余らないのも事実であります。私も61でありますけれども、あと20年後に砂洗いをやれと言われても、なかなか厳しいものがあります。現在この西予市に簡易水道で生活している人たちが生活の基本である水の心配を少しでもしなくてもいいような、また日ごろから真面目に頑張っている地域住民が少しでも早く恩恵が受けられるような温かいご配慮の対応をお願いをしたいなと思います。

給食調理場についての教育長さんのご意見、お考え、ありがとうございます。資源や産業が少ない西予市では、私は人材が一番の財産だと思っています。ということは、西予市内の児童・生徒が一番の財産だと私は思っています。安心・安全でおいしい学校給食になるように、食育も考えていただきながら、西予市の児童・生徒たちのことを最優先に考えていただいて、学校給食等の教育環境の整備を今後構築していただくようお願いをしておきます。

これで私の一般質問を終わりますが、私は4月の選挙で市民の皆様のご支援を得まして西予市議

に選んでいただきました。選ばれたからには、市民の皆様方のために、西予市のために、多角的な見地から諸活動をしていきたいと考えていますが、何分新人で人生経験も議員としての資質もまだまだ十分とは言えない状況です。これからの4年間を真摯な気持ちで私なりに精いっぱい努力をしていきますので、理事者の皆様方、先輩議員の方々、西予市民の皆様、どうか今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時38分）

○議長 再開いたします。（再開 午前9時55分）

次に、6番河野清一君。

○6番河野清一君 議席番号6番河野清一であります。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項等によりまして一般質問を行いたいと思います。

質問に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私、さきの西予市市議会議員選挙におきまして、市民の皆様から多くの支援をいただきまして当選させていただきました。本日この場に立たせていただいておりますが、初心を忘れることなく、皆様の声を市政に反映していき、当西予市が元気で明るく、そして住みよいまちになるよう、全力で取り組みたいと思っております。管家市長さんを初め、理事者の皆様、諸先輩議員の皆様、新人議員の皆様、4年間一生懸命頑張りますので、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いしたいと思います。

本日は、新人でありますけれども、大トリの務めをさせていただきます。大変緊張しておりますけれども、重ねてよろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして質問を行っていききたいと思います。

まず最初に、管家市長の所信表明を受けてということであります。

さきの6月に開催されました第2回定例市議会におきまして、管家市長は6つの視点から、安心が体感できるまちづくりに取り組んでいきたいと表明されました。一番に人口減少対策を打ち出されております。まさしくこの人口減少問題は、私

もさきの市議会選挙のときに地域を回らせていただき、一番に感じたことであります。また、地域住民のせつない声でもありました。その中で、管家市長は市外からの移住者を積極的に受け入れる体制づくり、利用可能な空き家を活用した移住定住促進を取り組みたいこととして取り上げられていますが、具体的な方策等、これについて以下の項目についてお考えをお聞かせ願ったと思います。

まず最初に、市役所等に移住推進班、あるいは課的な新規の部署をつくられるお考えがあるのか。また、愛媛県当局ともタイアップし、手を取り合った移住促進を図る構想はあるのかなのか。

2つ目に、4年後における移住者数の目標値は設定されているのでしょうか。

3つ目としまして、10年後には約3万4,000人になると予想される人口をどれくらいに減少を緩やかにされるお考えがあるのか。

2番目でありますけれども、市道の管理についてであります。

西予市は、皆さんもご存じのように、愛媛県内で一番面積が広い市であります。地形も海岸沿いから四国カルストの山間部まで起伏の激しい地形になります。市道の総延長は約1,100キロにも及ぶと聞いていて、その管理には相当な経費と人手が必要であると思われま

す。私の住んでおります城川町におきましては、合併前より「わがむらは美しく」をスローガンに、年4回にわたる市道等の生活道の草刈り作業、花壇の整備等、住民一丸となって環境美化に取り組んできています。しかし、最近の少子・高齢化の影響を受けた山間部の過疎地域におきましては、作業人員の確保ができない状態が見受けられます。また、作業も終日かかる地域もあると聞いています。作業距離に応じた助成金が支払われていると聞いていますが、市街地と山間部では作業内容にも大きな差が生じてきています。このことに鑑みまして、以下のことをお伺いいたします。

市道の総延長距離と取り組み状況につきまして、各旧町村ごとの取り組み状況を説明願ったと思います。

また、西予市全体の市道管理費の推移、過去5年間ではありますが、道路維持費を含むでお答え願ったと思います。

また、市道に対する現在の管理状況。

4番目に、今後の方針、新たな管理制度等の可能性、お考えがあるのかどうか。

以上、4点であります。

3番目でありますけれども、消防団の活動についてであります。

防災の視点に立って地域づくりを推進するに当たっては、自主防災組織を初めとする地域住民が消防本部、消防署や消防団で構成する消防機関との緻密な連携を初め、一体となって取り組んでいくことが必要です。特に消防団は、地域密着性や要員動員、日ごろからの訓練による即時対応力といった面ですぐれており、数多くの災害に出動し、常備消防とともに、地域における消防防災のかなめとなっています。しかし、少子・高齢化の進行や地域社会、就業構造等の変化に伴い、過疎地域等においては消防団員の減少及び団員の年齢構造の変化が著しく進行していると聞いています。以下の事項についてお伺いしたいと思います。

現在、西予市消防団の定数は。また、実人数は。各旧5町方面隊ごとにお伺いしたいと思います。

2番目に、実際の災害発生時に出動した実人数であります。できましたれば、祝祭日、平日、昼、夜で可能な範囲でお伺いしたらと思います。

また、3番目に、全団員の平均年齢。また、各方面隊ごとの平均年齢もお伺いしたらと思います。

最後に、今後の消防団の見通しについてであります。

見通しにつきましては、2項目あります。

1項目で、現在の団員数及び年齢構成に伴う組織の統廃合及び変更の考えがあるのかないのか。

2番目に、過疎地域の常備消防配備について今後検討される予定はあるのかないのか。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 河野議員におかれましては、私が掲げました安心が体感できるまちづくりの一つであります人口減少対策の中の利用可能な空き家を活用した移住定住促進についてのご質問をいただき、ありがとうございます。

全国的にも都市部住民のふるさと回帰の動きが

広がりつつある中、同じく全国的な問題である空き家の増加に対する対策とあわせて、多くの自治体が地方再生の手段として移住交流施策の推進に精力的に取り組んでおられます。そうした中、現在西予市では、移住定住促進にかかわる業務については企画財務部まちづくり推進課が担当しており、空き家の利活用を図ることを目的とした空き家情報提供制度の実施や地域おこし協力隊の導入などで移住促進を図っているところであります。

しかし、人口減少を少しでも緩やかにするためには、さらに移住促進を進める必要があると考えております。そこで、市役所では現行の組織体制において移住者の円滑な定住を支援することができる体制を早急に整えていくため、部課を超えた推進体制の構築を図り、移住者が求める多様なニーズに対応していく予定でございます。さらに、次年度以降、市民、事業所、行政等が連携し、協力体制の強化を図っていくため移住交流促進にかかわる協議会を設立し、市内の住まい、働き方、教育、子育て、環境等について、情報の収集、共有、発信を行い、移住を希望する方が西予市で暮らしてみようと思える仕組みづくりを行ってまいります。

議員のご質問にありました移住推進班的な新規の部署に関しましては、重要な視点であると考えますので、移住者の相談役となる移住コーディネーターの配置などともあわせて、状況に応じて検討してまいりたいと考えているところでございますが、まずは先ほど申し上げました部課を超えた庁舎内の推進体制や市民、事業所、移住者などによる協議会をできるだけ早い機会につくり上げたいと考えております。

続きまして、愛媛県との連携に関してお尋ねがありました。

県では、県外から移住を希望される方からの相談窓口として、愛媛ふるさと暮らし応援センターを開設し、専任の愛媛移住相談員を配置しています。また、都内には愛媛県専任の移住相談員がおり、昨年度構築された移住支援のホームページ等の情報も活用しながら、愛媛での暮らしや住まいなどに関する情報提供や相談、移住希望者の市町への紹介等を行っています。6月の補正予算でも計上しましたとおり、県外から移住する働き手世帯、子育て世帯の住まいに対し、空き家を活用する場合の改築費を支援する市の補助制度に対し、

市が支出する額の半分以上を県から助成いただくこととなっています。

ほかにも、都市部で開催する移住フェアへの参加あっせんや地域おこし協力隊へのサポートなど、既に愛媛県と一緒にした取り組みを進めておりますが、今後はさらに県との連携を強化し、県が取り組む体制や制度を活用するとともに、場合によっては県に対して積極的な要望など働きかけを行いながら、移住促進を図ってまいりたいと思います。

4年後の移住者数の目標値についての議員からのお尋ねがありました。

西予市のまち・ひと・しごと総合戦略におきましては、年間20人の移住受け入れの目標を設定しておりますので、それに向かって先ほどご答弁申し上げた事業展開を図っていききたいと存じます。

以上、ご質問に対してご答弁とさせていただきます。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 市長の所信表明を受けての3点目のご質問、10年後に人口をどれぐらいに減少を緩やかにしたいかのご質問にお答えを申し上げます。

ことし3月に策定をしました西予市人口ビジョンでは、市内総人口が現状のまま推移した場合、9年後の2025年には約3万4,000人に、44年後の2060年には約1万6,700人まで減少すると推計をされております。このような急激な人口減少を緩和し、地方創生をなし遂げるため、第2次西予市総合計画の基本指標では、9年後の2025年の市内総人口の目標を3万5,000人弱としており、西予市を維持していくためには必要な人口だというふうに考えております。そのための方向性や戦略を示した西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略をことし3月に策定し、現在地方創生に取り組んでいるところでございます。

創生総合戦略では、基本的な視点として、都市圏への人口流出に歯どめをかけ、若い世代が安心して就労でき、希望どおりの結婚、妊娠、出産、子育てができるような社会環境を実現するとともに、市内外の関係者とさらなる連携と機能分担を模索し、より効果的な行政運営を実現することとしております。また、基本目標として、若者が戻

ってくる雇用創出、そして若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるのこの2点を掲げ、結婚、出産、子育て支援や仕事づくり、移住定住、人材育成等に関する効果的なさまざまな施策を迅速に行うことで、人口減少を緩和し、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現に努めることとしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 市道の管理について4点のご質問がございました。

まず、市道の旧町ごとの総延長距離と取り組み状況についてでございますけれども、旧町ごとの市道延長につきましては、明浜町39キロメートル、宇和町378キロメートル、野村町423キロメートル、城川町231キロメートル、三瓶町81キロメートルの合計1,152キロメートルになっております。

また、草刈り等管理作業の取り組み状況につきましては、先ほど河野議員ご質問の中でも触れていただきましたけれども、旧城川町時代から「わがむらは美しく」運動として、全町を挙げて市道の草刈り、河川の清掃、あるいは花いっぱい運動を含めた環境美化に取り組まれていた地域もございますが、その他の地区においては、各区及び各種団体にそれぞれご協力をいただいて、地域の実情に応じて対応をしていただいております。基本的には各地域において旧町時代からの方法を引き継いできております。

次に、道路維持を含む過去5年間の市道管理費の推移についてでございますけれども、西予市全体の市道管理費は、道路橋梁維持修繕事業、市道維持管理事業を合わせまして、平成23年度が7,878万2,000円、平成24年度1億73万4,000円、平成25年度8,643万2,000円、平成26年度1億1,165万2,000円、平成27年度1億2,819万2,000円というふうな状況で推移しております。若干ばらつきはありますが、少しずつ増加してきております。

次に、市道に対する現在の管理状況についてご質問がございました。

市道に対する現在の管理状況、平成21年度から作業員の雇用を開始しまして、今年度は5月から10月までの6カ月の間、6名の作業員により

管理をしていただいております。ここ数年は作業員を募集しても応募者が非常に少なく、作業員の確保も厳しい現状となっております。作業場所につきましては、各区団体等の協力が得にくい集落間を結ぶ路線、あるいは高齢化、過疎化が進行し、地元管理が難しい路線などにつきまして、除草作業等に当たっていただいております。また、県におきましても、国道、県道の草刈り作業につきましては年に1回ないし2回実施をしていただいている状況でございます。

最後に、今後の方向、新たな制度の可能性でございますけれども、ご質問でご指摘のとおり、各地域とも高齢化の進行によりまして、草刈り作業ができる人がだんだんと少なくなっているのが現状でございます。今後は管理を中心とする雇用人数の増員、雇用期間の延長に取り組むことを視野に入れて検討を進めていくとともに、国道、県道につきましても、現状を十分ご理解いただくようご説明も申し上げ、改善をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 それでは、河野議員ご質問、まず消防団の活動についてお答えいたします。

西予市消防団条例によりまして、消防団員定数を1,895人と定めておりますが、方面隊ごとの定数は条例では規定しておりません。しかし、この定数は合併前の旧町時代の定数を合算させたものであるため、明浜方面隊284人、宇和方面隊473人、野村方面隊464人、城川方面隊353人、三瓶方面隊315人、本団6人を目安としております。

次に、平成28年8月26日現在での消防団実員数は、全体で1,736人でございます。159人の定数割れとなっております。方面隊ごとの目安人数と比較すると、明浜方面隊が21人減、宇和方面隊と野村方面隊がともに2人減、城川方面隊が119人減、三瓶方面隊が12人減、本団が3人減となっております。

次に、平成27年度における災害出動状況でございますが、全体の災害出動件数は26件、延べ出動団員数は2,154人となっており、1件当たりの出動団員数は82.9人となっております。これを平日と休日、祝祭日とに区別して集計

すると、平日に21件発生し、延べ出動団員数は1,822人、1件当たりの出動団員数は86.8人となります。休日、祝祭日には5件発生し、延べ出動団員数は332人、1件当たりの出動団員数は66.4人となります。また、即時対応が必要な火災出動に限定した場合、出動件数は12件、延べ出動団員数が1,142人、1回当たりの出動団員数は95.2人となります。これを災害発生時間帯別で比較すると、昼間の火災では1回当たりの出動人員が81.1人に対し、夜間の火災では203.0人と圧倒的に昼間の火災における招集率が低く、初動対応に不安を残すものでございます。

次に、消防団員の平均年齢につきましては、全体平均年齢が40.4歳、明浜方面隊が39.7歳、宇和方面隊が38.6歳、野村方面隊が42.1歳、城川方面隊が39.9歳、三瓶方面隊が41.4歳、本団が52.7歳となっております。

続きまして、今後の消防団の見通しについてお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、消防団員実数の定数割れが常態化していることを鑑みまして、消防団員の確保策を講じるとともに、適正な条例定数のあり方について検討を行っているところでございます。方法として、ただ単に人口減少に合わせて消防団員定数を減少させることになれば、高齢化した過疎地域には消防団員がいないことになるなど、偏った配置になってしまいます。また、分団や部など、組織の統廃合は多様な地域の実情や歴史的背景を踏まえて慎重に進めなければならないと考えております。

これらの組織の統廃合や定数削減も視野に入れて検討を行っていますが、まずは消防団員に入団すべき人が入団しやすい環境をつくることが先決であると考え、魅力ある消防団づくりに取り組んでいるところでございます。多くのサラリーマン団員が職場の理解を得て仕事と消防団活動を両立するための消防団協力事業所表彰制度、女性の力を消防団活動に生かすための女性消防団員育成事業、昼間の消防力を確保するための機能別消防団制度、消防団員退職報償金増額支給制度など、あらゆる方面から消防団員を支援し、消防団員を確保する施策とあわせて、条例定数の見直しも検討していきたいと考えておりますので、ご理解と

ご協力をお願いをいたします。

次に、今後の過疎地域における常備消防配備についてでございますが、現在明浜町、城川町においては平日昼間のみ救急車1台を配備して救急業務を行っておりますが、消防車両は配備しておりません。当市が国に対して提案いたしました過疎地域における救急隊編成基準の要件緩和が認められ、今年度中にも制度改正が行われる予定があります。ただ、この改正の詳細が発表されていないため、消防隊としての運用の可能性は明確になっておりません。今後発表される改正内容を精査いたしまして、救急隊と消防隊の兼務運用の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 再質問でありますけれども、まず1点、管家市長におきましては、早急に部課を超えた体制づくり、あるいは協議会の設立等に動いていただきまして、新規の部署をつくられるか、そこら辺の検討をお願いしたいなと思えます。

3点目に、10年後のどれぐらいに減少を緩やかにできるかということでありますけれども、2点目で年間20人の移住者数の目標値を立てられておることであるので、10年後には順調にいきましたら200人はふえると。あと、10年後に3万5,000人に減少を緩やかにしたいということですので、1,000人ほどの人口増となりますけれども、その差800人ほどにつきまして、具体的にお考えがあればお考えを聞かせていただけたらと思います。

県とのタイアップにつきましては、私も議員になりまして、高知のほうに視察に行かせていただきました。移住先進県ということで、高知県におきましては年間400組の移住者の目標を立てられて行動をされております。東京、大阪等での移住相談会の開催、それに合わせて各市町村でのタイアップをした協力体制をつくっての移住促進を図られておりますので、西予市といたしましても、愛媛県に働きかけをしていただきまして、そこら辺の移住相談会の開催等の提言等を可能な限りよろしくお願いしたらと思います。

2点目の市道の管理についてでありますけれども、市の財政状況が厳しい中でありますけれども、

も、作業員の確保が厳しい状態であるという答弁がありました。時給等の検討、あるいは雇用条件の向上等で作業員の確保をしていただきまして、市道等の管理作業の側面からの支援をお願いしていただきますようお願いしておつたらと思えます。

また、どうしても人口減少、じいちゃん、ばあちゃん草刈り作業を行うという地域もございます。そういった地域におきましては、側溝の作業等にほかの地域から人を雇ってでもしなければいけないと。あるいは、機械器具、ユンボ、バックフォー等の機械を使用してされる場合もあります。そういったときに対します機械の借り上げ料、あるいはリース料に対する新たな制度を設けられる考えはないのかお伺いしとつたらと思えます。

3点目の消防団についてでありますけれども、まず最初に定数割りであります。

1, 895人の定数に対しまして159人の定数割れであると。そのうち、城川が119人と、これ8割、9割程度の割合になろうかと思えますけれども、大変城川地区におきまして定数割れが激しいと。こういった理由といたしますか、そこら辺の情勢を把握されておりましたらご説明願つたらと思えます。

2点目に、火災時の出動団員でありますけれども、昼が81.1人、夜が203人ということでありますけれども、こういった昼の火災に対する初動態勢が不安であると。これに対します早急な対応を考えておられるのか。

3点目に、入団しやすい消防、そういったことを目指して、協力事業所、女性消防団等々を考えておると言われておりますが、推進をすると言われましたけれども、それらの実態について、把握されておる限り答弁をお願いしたらと思えます。よろしく願います。

○議長 宗企画財務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 河野議員再質問1点目の10年後の人口を維持するには、移住政策だけではその目標が達成することが難しいのではないかなというような、そんな質問であったというふうに思いますが、人口減少に歯どめをかけまして地域を維持していくためには、健全な財政運営を維持しながら、改革、チャレンジ精神を持ちながら、限られた施策ではなくて、あらゆる施策、

これを動員しての取り組みが必要だというふうに考えているところでございます。

先ほど答弁を申し上げましたとおり、西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、若者が戻ってくる雇用創出、そして若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、この2つを基本目標に掲げまして、さまざまな施策に取り組むこととしております。

1つ目の若者が戻ってくる雇用創出におきましては、移住定住施策はもちろんであります。企業創業や事業承継を中心としまして、若者が積極的に地元に戻ってくるための雇用創出支援や観光、物産販売など、第1次産業との相乗効果を上げやすい産業の振興を図ることとしております。特に観光振興対策におきましては、観光関係の施設を四国西予ジオパークを基本としまして、これらを連携させて取り組んでいく必要があろうかと考えております。また、1次産業におきましては、就業促進と雇用規模拡大を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるでは、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うことで出生率の上昇をさせることとしております。そのためにも、まずは出会いの場の減少を解消する必要があります。その上で、若者の地方での就労を促進するとともに、暮らしの心配が解消され、地方での仕事にチャレンジができて、安心して子供を産み育てられる環境の整備に努めることとしております。

具体的に取り組む事業には今後検討実施をされるというふうになりますけれども、これらの施策、事業を効果的に組み合わせ、目標が達成できるように市全体で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 市道の管理関係につきまして2点の再質問がございました。

1点目、作業員の確保が厳しい状況についての再質問でございますけれども、現状におきましては、市で定めております臨時職員任用方針に基づき人材の確保に努めております。ただ、なかなか集まりにくい状況の中で、今年度から雇用形態を変更いたしまして、定年年齢を70歳までとする

ことで幅広い人員の確保に努めたところでございます。しかしながら、日中野外での作業内容であることを考えますと厳しい雇用条件でございまして、十分な作業員の確保には至っておりません。今後も作業員の確保については厳しい状況になることが見込まれますので、任用方針や関係部署との調整も図りながら、作業員の雇用期間、雇用条件等見直しを検討していきたいというふうに考えております。

また2点目、地元の作業に対しての協力者の雇用、あるいは重機等機械器具の借りに関するご質問でございますけれども、これまで徹底した管理作業、環境美化を行ってこられました河野議員ならではのご質問だと思いますけれども、お示しいただきましたような重機等を借り上げて堆積土砂等を除去する方法は、非常に有効だと思います。ただ、交通量が多い箇所もあり、一般作業時に重機等の機械を使用することは、安全面での考慮もしなければならぬと考えられます。冒頭で答弁させていただきましたように、現状では地域の実情に合った管理を行っていただいているわけでございますけれども、その中では一部に重機等の借りに対して支援を行った実績もございます。また、作業への支援員を雇用することにつきましては、ボランティアの作業をどの辺まで行政としてお願いしていくのか、作業内容の検討も含めて、できる限り西予市内統一した管理ができるような体制を今後構築していけるよう、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 西川消防本部消防長。

○西川消防本部消防長 河野議員再質問の1点目、消防団員の定数割れ、特に城川方面隊が多い理由は何かということでございますが、まず第1に考えられるのは、人口に対する消防団員定数の割合でございます。平成28年4月1日現在の西予市人口は4万158人で、条例定数が1,895人でありますので、人口に対する消防団員比率は4.7%となります。城川町においては人口に対する団員比率が約9.9%と市内で最も高く、最も低い宇和町の2.7%と比較するとかなりの差があり、定数の維持が困難になっていると考えられます。

2点目の昼間の火災に対する初動に不安があるが、対策はということでございますが、消防団員

の約70%以上が被雇用者、つまりサラリーマン団員でございます。職場が分団区以外の場合には即時出勤が不可能であり、出勤率が低くなっている状況にあります。

消防団では平成24年度に昼間出勤が可能な団員調査を行い、調査の結果、昼間に出勤可能な団員は約57%でありました。この結果を受けて、各分団において昼間の消防力を確保するために、機能別消防団員を登用するなどの取り組みを行っております。現在7分団で35人の機能別団員が活躍されております。今後も推進を図って、昼間の消防力確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、消防団の協力事業所、女性消防団員についてでございますが、消防団協力事業所として表示証を交付している事業所は、市内に17社ございます。また、女性消防団員は、明浜方面隊に25人、三瓶方面隊に5人入団され、後方支援や予防消防の面で活躍をされておられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野清一君。

○6番河野清一君 真摯な答弁、まことにありがとうございました。

2番目の市道の管理についてでありますけれども、基本的には最初の答弁に旧町の時代からの方法を行っているということでもありますけれども、合併後もう12年がたっております。見直す時期が来て、新たな体制っていいですか、そういったものも今後考えていかれてはどうでしょうかと思っております。山間部におけます管理作業は、のり面、あるいは擁壁、側溝等の清掃等、市街地との作業と比べて数倍の労力がかかることを念頭に置いていただきまして、今後の前向きな検討課題ということで、よろしくお願いしたしたいと思います。

3番目の消防団に関してでありますけれども、今の消防団の定数割れの状態、159人という定数割れの中では昼間の出勤可能団員数とでは過疎地域住民の安全・安心は危ぶまれると思われます。西予市住民は、過疎地域でも同じサービス、安全・安心なサービスを受ける権利があるものと思っております。西予市が厳しい財政状況にあるのはわかりますけれども、今申請されております制度改正がされまして運用が可能となりましたら、救急隊とともに消防隊の常駐を前向きに検討

していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時43分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時00分）

（日程2）

○議長 次に、日程第2、発議第4号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第5号「西予市決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に1番宇都宮久見子君、2番信宮徹也君、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君、5番中村一雅君、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君、10番小玉忠重君、11番源正樹君、12番井関陽一君、13番菊池純一君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、17番小野正昭君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会の委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時02分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時12分）

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に菊池純一君、副委員長に信宮徹也君。

以上のとおりであります。

次に、議案順に質疑を行います、質疑の内容は大綱のみに願います。

(日程3)

○議長 日程第3、議案第114号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」から議案第118号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

まず、議案第114号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について質問させていただきます。

内容の設置を見させていただきますと、いじめ防止対策推進法というのが平成25年にというふうに書かれております。今までこれに対してできなかった理由というか、なぜ今のタイミングなのかということと、この再調査委員会というのがどういう場面で出てくるのかと。例えば、いじめ問題がもしあったとしたら、教育委員会がまず最初にいろいろ対処をされると思うんですけども、その対処がおかしいというふうなことで、例えばご家族の、また被害者の方から申し出があったときにやるのか。そういうタイムスケジュールというか、どういう場面でこれが設置されて行われるのかというところをちょっとご説明を願いたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問のまずこの時期の設置になったという、その理由というところでありますけれども、いじめ防止対策推進法は平成25年に公布をされております。その中で、地方公共団体は、必要があると認めるときは附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができるというふうな規定がございます。それに基づいて、西予市の場合は平成28年に本市の基本となるいじめ対策の基本指針、方針が示されました。それに基づいて、今回委員会を設置するというふうな順番になっております。

それと、内容再調査の時期といたしますか、どう

いった場合に再調査になるかということでございますけれども、まず教育委員会のほうで、いじめ等が発生した場合は調査がされます。それで、その状況で、重大事故、重大事態というふうな状況で再調査が必要だというふうな判断がされた場合には、再調査を行うというふうなことになっております。

以上、答弁といたします。

○議長 15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ということは、別に被害者からの申し出とか云々ではなくて、その事案に対して市が判断をして、設置をするということでしょうか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁を申し上げます。

総務部と教育部と連携をした中で、この事案については取り組んでいく必要があります。教育部からこの点につきましてはご答弁を申し上げたいと思います。

まず、いじめの対策という部分から若干触れさせていただきます。

まず、いじめの防止、そういった部分においては、学校現場が一番でございます。各学校では、いじめ防止等のための学校いじめ防止基本方針というのを策定しております。これは法律で義務づけられております。この方針に基づきまして、校内の協力体制を確立し、教育委員会とも連携して、学校の実情に応じた対策を講じることとしております。また、学校で設置する組織につきましては、いじめの防止、早期発見及びいじめが認知されたときにどう対処するかなどを実行的に行うために、各学校に常設の校内組織を設置しております。

次、学校現場でいじめが認知されたら、当然のことながら教育委員会のほうに報告があります。教育委員会と学校とは気密な連携の中で動いていくことがもちろんでありますので、そういったことがあった場合に、教育委員会は次どう対処していくのかということになるかと思います。まず、教育委員会、市内の小・中学校全てを総括した中で、教育委員会としては西予市いじめ防止等のための基本方針を策定しております。この方針に基づきまして、西予市におけるいじめ防止のための対策を総合的に、かつ効果的に推進しているところでございます。仮にいじめが認知された場

合におきましては、当該事案の解決、解消に向け、学校への支援を行い、学校及び関係機関と連携を図るとともに、同種の事態の発生防止に必要な措置を講じることとしております。学校から重大事態、また重大事態と疑わしい事案の報告があった場合には、その内容について検討し、重大事態の発生と教育委員会が判断した場合は、速やかにその内容について、概要について市長のほうに報告をする必要がございます。

そして、教育委員会内部にも、西予市いじめ問題対策委員会というのを設置することとしております。重大か否かの判断につきましては、先ほど申しましたように、教育委員会が判断しております。また、この教育委員会の判断に基づきまして、調査結果についてはいじめを受けた児童・生徒や、その保護者に提供をすることとしております。

それで、市長のほうで、この再調査委員会はどうかわってくるのかということでございます。教育委員会が設置をしました西予市いじめ問題対策委員会からの報告に係る重大事態への対処、または重大事態の発生防止のために必要があると認めたときには、市長のほうで西予市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行うための再調査委員会でございます。また、調査結果につきましては、いじめを受けた児童・生徒や、その保護者に提供をすることとしております。これはもちろんのことでございます。また、議会に報告をしなければならないこととなっております。

以上、いじめが発生、いじめの防止といった全体像のご答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第115号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」から議案第118号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 議案第115号と議案第116号に関しましてですが、所得税法の一部を改正することによって起こるということでございますけれども、特例適用利子及び特例適用配当という言葉がこの条例の中によく出てくるんですけど

も、具体的になかなか読んでいても中の内容をなかなか把握し切れないところがあるんですけども、具体的にこの特例適用利子、特例適用配当についてということなのか教えていただいたらと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼企画財務部長 ただいまのご質問の特例適用利子及び特例適用配当というふうな意味合いですけれども、これにつきましては外国の金融機関から受け取る利子及び配当のことであります。今回適用されます外国というのは、台湾を意味しております。台湾のみが指定されているというふうな状況でございます。西予市民が支払いを受ける台湾の金融機関の日本国内源泉所得で、台湾において課税対象となる所得に係る利子、配当については分離課税をし、その前年中の額に3%の市民税所得割を課すというふうな内容のものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第124号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」から議案第132号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの9件を一括議題といたします。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程6）

○議長 次に、日程第6、認定第1号「平成27年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

(日程 7)

○議長 次に、日程第 7、認定第 2 号「平成 27 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 13 号「平成 27 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 12 件を一括議題といたします。

これより本案 12 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案 15 件及び認定 13 件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり各委員会に付託いたします。

(日程 7)

○議長 次に、日程第 8、請願第 3 号「お出かけチケット制度導入についての請願」を議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案及び請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9 月 20 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11 時 26 分

平成28年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年9月20日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成28年9月20日

午後2時00分

1. 閉 会 平成28年9月20日

午後2時55分

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	保 木 俊 司
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
企 画 財 務 部 長	
会 計 管 理 者	山 口 正 人
公 営 企 業 部 長	三 好 敏 也
産 業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生 活 福 祉 部 長	酒 井 信 也
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	道 山 升 文
野 村 支 所 長	尾 下 孝 二
城 川 支 所 長	田 村 剛

三 瓶 支 所 長 西 本 喜代人

消防本部消防長 西 川 傳

総 務 課 長 宇都宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 請願取下げ願について
- 2 議案第 1 1 4 号 西予市いじめ問題再調査
委員会条例制定について
- 議案第 1 1 5 号 西予市税条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 1 1 6 号 西予市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 1 1 7 号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 1 1 8 号 西予市社会体育施設条例
の一部を改正する条例制
定について
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 8 年度西予市授産
場特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 8 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 8 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 2 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 8 年度西予市後期
高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 8 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 8 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 8 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 8 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 請願取下げ願について
- 2 議案第 1 1 4 号 西予市いじめ問題再調査
委員会条例制定について
- 議案第 1 1 5 号 西予市税条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 1 1 6 号 西予市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 1 1 7 号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 1 1 8 号 西予市社会体育施設条例
の一部を改正する条例制
定について
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 8 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 8 年度西予市授産
場特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 1 2 5 号 平成 2 8 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 6 号 平成 2 8 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 7 号 平成 2 8 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 2 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 8 年度西予市後期
高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 8 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 8 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 8 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 8 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 3 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、請願取下げ願についてを議題といたします。

請願第3号「お出かけチケット制度導入についての請願」について、お手元に配付のとおり請願者から請願取下げ願の提出がありました。

お諮りいたします。

請願取下げ願については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、請願取下げ願については承認することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、議案第144号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」から議案第132号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」までの15件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長酒井宇之吉君の報告を求めます。

総務常任委員会委員長酒井宇之吉君。

○酒井宇之吉総務常任委員長 去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました議案6件について、9月12日に審査を行いましたので、報告いたします。

審査の結果はお手元に配付の委員会報告書のとおりであり、議案6件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

以下、審査経過及び要望等について報告をいたします。

議案第114号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」では、過去3年間ぐらいに重大事態と思われる事案は西予市にはなかったかとの質疑があり、西予市においてはありまじとの答弁がありました。

議案第117号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」では、

西予市立皆田、明間小学校再編推進委員会で通学方法について協議がなされていると聞いているが、現在の推進委員会の具体的な状況を説明したいとの質疑があり、通学方法については教育条件整備部会で話を進めており、保護者の意見を集約した上でスクールバスを運行するという提案がなされ、先般の推進委員会において承認されたところであります。現在、明間地区のそれぞれの児童が居住する場所等を確認し、通学路、乗降場所、スクールバスの運行経路等について保護者も交え協議をしているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告をいたします。

企画財務部まちづくり推進課所管分では、お伊ネ賞の基金は今残高が幾らあって、ことしどういうお伊ネ賞関係の事業を具体的に計画されているかの質問があり、お伊ネ賞事業の基金残高は現在1,135万2,000円であり、今回28万1,000円を取り崩す計画であり、残りは1,107万1,000円の基金残高になります。

また、今年度の予定については、宇和文化会館で12月の第1日曜日の午後に開催するようにしており、最初の表彰式を1時間内で終わらせ、それから辯野先生の講演会を予定しているとの答弁でした。

教育部文化体育振興課所管分では、国体関連の質問で8月に報告を聞いた時点では野村地区での民泊受け入れが47チーム中うち41チームで、また6つ残っているという話だったが、その後の進展はいかかとの質疑があり、9月12日現在で43チームの受け入れが決定しているところであり、野村地区だけでは全てのチームの受け入れが見込まれないため、現在は協議会場に近い城川町の田穂、魚成地区、宇和町では明間地区、皆田地区にも説明に出向き、民泊受け入れのお願いをしているところであるとの答弁でした。

消防本部消防総務課所管分では、救命胴衣70着を整備すると言われたが、具体的に防火・防水等の役割はどのようなものかとの質疑があり、救命胴衣につきましては海岸部に属する詰所にはそれぞれ10着、それ以外の詰所には5着、市全体では595着を整備する計画であり、昨年度まで

に466着整備済みであるので、残り129着となっている。

なぜ山のほうに必要なのかと言われることがあります。例えば河川部で行方不明者の捜索をするとか大水が出たときに避難誘導にかかる場合にも必ず着ていただくこととして各詰所に5着を装備するものです。海岸部については想定にある津波の対応の場合に必要なため10着を予定しているものでありますとの答弁でした。

また、こういう計画的なものは当初予算で上げるべきではないかと、なぜ9月補正予算で上げたのかとの質疑があり、財源内容として消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金を活用してこの事業を実施しており、ほぼ100%助成金で賄うこととしております。この助成金の決定時期が6月となっているため、それが決まってから補正予算を上げさせていただく形をとらせていただいているとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

平成28年9月20日、総務常任委員会委員長酒井宇之吉。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長森川一義君の報告を求めます。

森川一義君。

○森川一義厚生常任委員長 去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました議案について、9月9日に委員会を開催し、議案8件について審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案8件についてはいずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」における環境衛生課所管分については城川清掃センターのプラスチック圧縮減容こん包機の購入に関連して、産業用廃プラの圧縮処理はできないかとの質疑に対し、城川清掃センターは一般廃棄物処理に限定されるため産業廃棄物は処理できないとの答弁があり、さらに現在稼働しているプラ圧縮機の購入年、今回購入する圧縮機の性能についての質疑があり、現在のものは平成18年に設置し10年経過している。今回新設する圧縮機は現在のものと同程度との答弁がありました。

また、田園ロマンの里づくり推進事業において実施する鶴の防護柵の場所等は地元からの要望の上での設置かとの質疑には、周辺の耕作者にも配慮し地域の方と現地踏査し、場所を決定している。なお、防護柵は地元で施工するとの答弁でした。

長寿介護課所管分では、介護ロボット等導入支援事業特例交付金について、導入する施設名とどのようなロボットが対象となるのかとの質疑に対し、西予総合福祉会の特別養護老人ホーム3施設から応募があり、国の内示を受け、そのうち1施設から申請いただくよう伝えている状況である。また、今回導入するのは非装着型睡眠計という機種だが、パワーアシスト型の装着ロボットや移乗用の装置、見守りセンサー等も対象としてあげられているとの答弁がありました。

議案第125号「平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」は本事業の概要についての質疑があり、本事業は昭和49年から平成8年まで地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等に基づき地域の居住環境等の整備改善を図るため住宅の新築等を行う者に対して必要な資金を貸し付ける事業である。平成9年以降は資金の貸し付けは行っておらず、借り受け人に対して資金の適正な償還を促進しているとの答弁がありました。

議案第127号は、「平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であり、高山診療所勘定の中で俵津診療所会計からの繰入金があったが、どういう内容かとの質疑があり、人件費などを高山診療所で予算計上している関係からこのような処理になっている。ほかにも同様の処理をしているところがあり、今後の検討課題としてしたいとの答弁でした。

議案第129号「平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、介護給付費準備基金積立金はなくなることはないのか、だんだんふえていくのかとの質疑があり、本基金は平成22年度末の約2億2,800万円から年々目減りしていたが、今回約4,800万円積み立てることにより約1億8,000万円の基金残高となる。基金には介護保険事業計画を立てる際の介護保険料の急激な高騰を抑制する機能もあり、そのため一定の基金残高を確保しながらの運営が必要となるもので、基金が枯渇することは今のところ

想定していないとの答弁でした。

議案第132号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、ことし市内簡易水道において水不足の発生はあったのかとの質疑があり、各簡易水道組合の良好な管理のおかげで市には水不足との報告はなく、無事に給水できたと認識しているとの答弁があり、さらに老朽化が進む簡易水道施設の改修等を含め、市として簡易水道を今後どう運営していく考えかとの質疑に対して、現在施設の維持管理については建設改良や起債償還に対する補助などを実施している。今後上水道へ統合する場合は水道料金が上がることが想定されるため、地元の意見を聞きながら調整し、できるところから進めていきたいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年9月20日、厚生常任委員会委員長 森川一義。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長、小野正昭君の報告を求めます。

小野正昭君。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告。

去る9月7日の本会議において議長より当委員会に付託されました議案3件につき、9月9日委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査した議案は、議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」、議案第130号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第131号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、以上3件であり、お手元に配付したとおり原案可決を決定いたしました。

以上3件につき、当委員会での説明、委員の質疑及び部課長の答弁を一部抜粋してご報告をいたします。

まず、議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち農業水産課所管分では、新規作物等産地育成事業118万9,000円につき説明がありました。

本件は、ミシマサイコの葉と茎を利用して健康茶をつくり、6次産業化を図る取り組みに対し導入される機械設備について補助を行う事業との説明がありました。野村町上野地区に既にある建物に機械を導入し、製品化するものであります。今

後の取り組みや販売見通しについて質疑を行ったところ、今回は1ヘクタール程度で試験的に生産を行う予定であり、道の駅等で健康茶として販売を見込んでいるとの答弁でした。

また、新規事業である県単独土地改良事業71万3,000円について、水田地下水制御システムのモデル地区の選定を受け、宇和町加茂地区の営農組織が水田フル活用を目的として地下水位を自由に設定できるシステムを整備する事業であるとの説明がありました。

地下水制御システムの詳細な説明を求めたところ、本設備は暗渠部にパイプを利用することで安価に地下水を制御できる施設であり、県内では西予市、西条市、伊予市、田園3地区がモデル事業に選定されているとの答弁でした。

次に、下水道課所管分では、農業集落排水特別会計繰り出し事業6万6,000円及び公共下水道特別会計繰り出し事業16万円については、両特別会計の前年度繰越金確定に伴う繰入金の減額調整であるとの説明がありました。

林業課所管分では、緑の少年隊育成事業についての質疑がありました。この事業は、宇和地区明間小学校において新規結成される緑の少年団への補助金を8万円計上するものであり、全て県支出金によるものであるとの答弁でありました。

建設課所管分では、市道田之筋地区22号線改良事業1,000万円について説明がありました。事業概要の質問に対し、本事業は平成27年度に導入となった県営林道田之筋溪筋線の接続地点まで約300メートルの市道を幅員3メートルから林道の幅員である4メートルに拡幅する新規事業であるとの答弁がありました。

経済振興課所管分では、米博物館リノベーション事業について地方創生推進交付金が採択となったことにより財源の組み替えをするものであるとの説明があり、委員よりの事業内容及び見通しに関する質疑に対しては現在教室の一部を改修してインフラ整備を行っており、改修後はサテライトオフィスやシェアオフィスとしての活用を見込んでいるほか、指定管理者の導入も予定しているとの答弁がありました。

また、雑巾がけレースの影響についての質疑がありましたが、改修後も従来どおり実施するとの答弁でありました。

なお、下水道課所管分の議案第130号「平成

28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、先ほど一般会計補正予算（第4号）で報告いたしましたとおり農業集落排水施設使用料のうち過年度使用料の確定による減額と一般会計繰入金の減額により財源の組み替えのみとの説明がありました。

同じく下水道課所管分の議案第131号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、企業会計移行に伴う資産調査、評価業務委託を行うため平成29年から30年度まで1,639万7,000円債務負担行為を設定するとの説明がありました。

企業会計移行の時期についての質疑を行ったところ、平成32年4月に企業会計へ移行を予定しているとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年9月20日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長藤井朝廣君の報告を求めます。

藤井朝廣君。

○藤井朝廣 西予市環境衛生施設建設特別委員長
西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告書。

去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました議案について同日委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と審査結果についてをご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、当委員会所管分についてでは全会一致で原案可決決定いたしました。

西予市衛生センター維持管理事業に関する債務負担行為補正の追加2件について説明がありました。

1件目は、供用開始後3カ年分にわたる運転管理業務について限度額を1億622万6,000円とするというものであります。これは西予市衛生センターの安心・安全な処理及び経済的な運転管理には質の高い専門的な管理能力の確保が必要であるため、運転管理業務を外部委託としますが、本年12月からの試運転期間において施設運転員が当施設の運転管理について学習する準備期間が必要となるため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

なお、施設機器の瑕疵期間が3年間であるた

め、3カ年の複数年契約として締結したいとの説明がありました。

2件目は、供用開始後3カ年分にわたる助燃剤運搬業務について、限度額を907万2,000円とするものであります。これは循環型社会の実現のため当施設から排出される脱水汚泥を助燃剤化し、再資源として利用することになりますが、助燃剤の処理は県内の大型焼却施設を有する企業へ依頼したいと考えており、助燃剤の運搬には施設周辺の環境にも配慮し、密閉型コンテナを用いて運搬する必要があります。本コンテナは特注品であるため製作期間が約5カ月間必要となり、市内の一般廃棄物収集運搬委託業者へ委託する計画である運搬業務についてコンテナを製作する期間を含めた契約とするため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

なお、単年度契約の場合、コンテナ製作に対する受益者負担がふえるとともに運搬単価も高くなることが予想されるため、3カ年の複数年契約として締結したいとの説明がありました。

以上の説明に対し、助燃剤運搬業務委託先についての質疑があり、市内の6つの一般廃棄物収集運搬委託業者の中から選定したいと考えているとの答弁がありました。

また、密閉型コンテナの製作費用についての質疑があり、密閉型コンテナ単品では概算で200万円から300万円かかると聞いているとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年9月20日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長藤井朝廣。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 14番中村です。

厚生常任委員会報告についてお尋ねいたします。

新規事業として地域介護・福祉空間整備事業についてでございますが、9月1日の本会議初日におきまして山岡財政課長による議案説明におきましては市内の介護サービス事業所に対し介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助すると、そして日常生活支援における移乗支援、移動支援、

排せつ支援、見守り、入浴支援等において使用しますと、そしてまた介護従事者の負担軽減のため介護ロボットを導入したいという説明がございました。

西予市におきましても超高齢化社会を迎えておるわけでございまして、今後も介護の現場には人手にほとんど頼っております。介護者の負担軽減とともに働きやすい職場環境が長い間求められてきておるわけでございますが、新たな技術を導入した介護ロボットが次第に実用化され、今回新規事業として導入されるわけで、市民からも今後期待されるものが大きいものがあると思っております。

ただいま委員長から報告がありましたように、西予市では西予総合福祉会の特別養護老人ホームの1施設におきまして非装着型の睡眠計を導入するとのことでした。市民も期待していると思いますので、今後多種の機種がございまして、今後の導入方針につきましてわかる範囲でお答えいただけたらと思っております。

以上です。

○議長 森川委員長。

○森川一義厚生常任委員長 暫時休憩をお願いします。

○議長 暫時休憩といたします。（休憩 午後2時35分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時43分）

森川厚生委員長、森川一義君。

○森川一義厚生常任委員長 中村議員の質問の答弁いたします。

今後は医療ロボットを精査して積極的に導入していく予定という答弁です。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第114号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第114号「西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第114号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第115号から議案第118号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第115号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」から議案第118号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第115号から議案第118号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第123号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第123号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第124号から議案第132号までの9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第124号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」から議案第132号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの9件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第124号から議案第132号までの9件は原案のとおり決定いたしました。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣

の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成28年第3回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会いたしました本定例会の会期中、議員各位におかれましては上程いたしました案件に関しまして慎重な審議を賜り、条例制定、補正予算などの重要な案件をいずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、一般質問では議員の皆様より賜りました貴重なご意見、ご提案等を安心が体感できるまちづくりのため有効な施策に結びつけられるよう検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、ことしの夏はブラジルのリオデジャネイロにおいてオリンピックの熱戦に続き、9月6日から12日間にわたりパラリンピックが開催されました。パラリンピックでは160以上の国や地域と難民チームから史上最大規模の4,300人が熱い戦いを繰り広げ、松山市在住の広瀬順子選手が女子柔道で初めて銅メダルを獲得するなど、日本選手の活躍や参加選手の頑張りに人間の強さや可能性を感じ、多くの感動と勇気をいただいた夏となりました。

今回の日本選手団の活躍は4年後の東京オリンピックやパラリンピックに向けた機運を大いに盛り上げる結果となったことから、リオデジャネイロ大会同様に56年ぶりとなる東京大会が成功裏に終わることを強く願うものであります。

さて、来る9月24日と25日には本市においてジオパーク認定3周年記念イベントも兼ねた愛媛西予SEA TO SUMMIT2016が開

催されます。24日には宇和文化会館で環境シンポジウムIN四国西予ジオパークが開催され、日本ジオパークネットワークの主任研究員目代邦康氏による講演会や映像を見ながらジオツアーの雰囲気体験できるバーチャルジオツアーのほか、四国西予ジオパーク石と昆虫展、四国西予ジオパーク写真と俳句展等も同時に開催されます。翌25日は84組113人の参加者が明浜の海でシーカヤックを約10キロこいでいただいた後、明浜から三瓶を経由して宇和までの約44キロを自転車で駆け抜け、下宇和公民館からは東京スカイツリーと同じ高さであります高森山まで4キロの登山を行うというスポーツイベントが開催されます。今回のイベントによりまして、四国西予ジオパークの海、里、山を存分に楽しみ、そのすばらしさを全国に発信していただけるものと期待をしております。

多くの市民の皆様にもご参加、応援をいただき、四国西予ジオパーク認定3周年記念事業を盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

季節は移り、いよいよ秋本番を迎えようとしておりますが、体調を崩しやすい時期でもあります。議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長 これをもって平成28年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後2時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成28年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第113号	西予市衛生センター工事変更請負契約について	28. 9. 1	原案可決
議案第114号	西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について	28. 9. 20	原案可決
議案第115号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	28. 9. 20	原案可決
議案第116号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	28. 9. 20	原案可決
議案第117号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	28. 9. 20	原案可決
議案第118号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	28. 9. 20	原案可決
議案第119号	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について	28. 9. 1	原案可決
議案第120号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	28. 9. 1	原案可決
議案第121号	八幡浜地区施設事務組合理約の変更について	28. 9. 1	原案可決
議案第122号	八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約の変更について	28. 9. 1	原案可決
議案第123号	平成28年度西予市一般会計補正予算（第4号）	28. 9. 20	原案可決
議案第124号	平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	28. 9. 20	原案可決
議案第125号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	28. 9. 20	原案可決
議案第126号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	28. 9. 20	原案可決
議案第127号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	28. 9. 20	原案可決
議案第128号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	28. 9. 20	原案可決
議案第129号	平成28年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	28. 9. 20	原案可決
議案第130号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	28. 9. 20	原案可決
議案第131号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	28. 9. 20	原案可決
議案第132号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	28. 9. 20	原案可決
報告第 8号	平成27年度西予市一般会計継続費精算報告について	28. 9. 1	報 告
報告第 9号	平成27年度健全化判断比率の報告について	28. 9. 1	報 告
報告第 10号	平成27年度資金不足比率の報告について	28. 9. 1	報 告
報告第 11号	西予市土地開発公社の経営状況について	28. 9. 1	報 告
報告第 12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	28. 9. 1	報 告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 13号	株式会社エフシーの経営状況について	28. 9. 1	報告
報告第 14号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	28. 9. 1	報告
報告第 15号	株式会社どんぶり館の経営状況について	28. 9. 1	報告
報告第 16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	28. 9. 1	報告
報告第 17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	28. 9. 1	報告
報告第 18号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	28. 9. 1	報告
報告第 19号	西予CATV株式会社の経営状況について	28. 9. 1	報告
発議第 4号	西予市決算審査特別委員会の設置について	28. 9. 7	原案可決
選任第 5号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について	28. 9. 7	議長指名
	請願取下げ願について	28. 9. 20	承認
	議員派遣の件について	28. 9. 20	承認
【西予市決算審査特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎菊池 純一 ○信宮 徹也 宇都宮久見子 宇都宮俊文			
加藤 美香 中村 一雅 河野 清一 佐藤 恒夫			
山本 英明 竹崎 幸仁 小玉 忠重 源 正樹			
井関 陽一 中村 敬治 二宮 一朗 小野 正昭			